岡山いきいき
子ども・若者プラン
2025



すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、
笑顔で暮らせる未来に向けて

令和7年3月 岡山県

すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、笑顔で暮らせる未来に向けて



次代を担う子ども・若者は県民の宝・岡山の希望です。

しかし、生まれてくる子どもの数は年々減少しており、これまでの対策を上回る勢いで少子化が進んでいます。結婚、出産、育児、教育、就業環境など、少子化の要因はライフステージ全般に及んで複雑に絡み合い、一朝一夕に解決できるものではありませんが、20年後、30年後の岡山を見据え、各ステージに応じた施策を切れ目なく展開し、若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられ、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

一方、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化の進行に加え、デジタル技術やグローバル化の進展などにより、大きく変化しています。将来を予測することが困難な時代を前に、子ども・若者には、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く力が求められています。

また、インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害や、薬物の過剰摂取など、子ども・若者を取り巻く問題は、ますます多岐にわたり、複雑さ・困難さを増しています。

こうした中、本県では、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担うすべての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として、「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定いたしました。

今後、家庭や地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、様々な立場の皆様と密接に協働しながら本プランを推進し、「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、晴れやかな笑顔で暮らせる社会の実現に向けて、一丸となって取り組んでまいりたいと存じますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7（2025）年3月

岡山県知事　伊原木 隆太

目　次

第1章　計画の趣旨 …… 5

1 計画策定の趣旨
2 計画の性格・位置付け
3 計画の期間

第2章　現状と課題 …… 9

1 人口の減少と少子化及び子育ての現状
2 少子化の要因と背景
3 社会環境の変化と子ども・若者の状況
4 子ども・若者施策の推進に向けた国の取組
5 子ども・若者施策の推進に向けた岡山県の取組

第3章　計画の概要 …… 39

1 基本理念
2 基本的考え方
3 体系
4 基本目標及び主要指標

第4章　計画の内容 …… 47

Ⅰ 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備 …… 47

1 若者のライフデザイン構築支援
2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実 …… 53

1 社会全体で子育てをする気運の醸成
2 乳幼児期の教育・保育の充実等
3 地域ぐるみの子育て支援の推進

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実 …… 61

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上
2 子ども・若者の社会性向上
3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援
4 子ども・若者の居場所づくり
5 地域・世代間交流の促進等

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援 …… 71
1 社会的養育体制の充実
2 子ども虐待防止対策の充実
3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実
4 ひとり親家庭等の自立支援
5 子どもの貧困対策の推進

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進 … 87
1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制
4 安全・安心な子育て環境の整備

Ⅵ 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映 …… 93
1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

県区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策 …… 95

資料編 …… 102

第１章　計画の趣旨

１　計画策定の趣旨

我が国では、世界でも例を見ないスピードでの少子化と高齢化が進み、従来の社会経済システムの変革が迫られるなど、様々な課題が生じてきています。結婚、出産、子ども・若者[1]や子育て家庭を取り巻く社会・経済環境についても、未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大など、大きく変化しています。

本県では、少子化への対応に加え、2018（平成30）年９月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」や、幼児教育・保育の無償化に伴う保育人材の確保や待機児童の対策、社会的養護を必要とする子どもへの支援なども急務となったことを踏まえ、2020（令和２）年３月には、「すべての子どもが「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思える未来に向けて」を基本理念に掲げた「岡山いきいき子どもプラン2020」を策定し、行政はもとより、地域の様々な担い手と協働しながら少子化対策・子育て支援に取り組み、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的に推進してきました。

また、2022（令和４）年３月には、本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化、困難な状況にある子ども・若者が抱える問題が複雑化・多様化している状況を踏まえ、「第３次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、「すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて」を基本理念に、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は減少傾向で推移し、出生数は13年連続で減少するなど、少子化の現状は依然として厳しい状況が続いています。少子化の要因は結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般に及んでおり、今日の少子化の流れを変えるためには、若者の未婚化・晩婚化への課題に積極的に対応するとともに、子育ての問題を社会全体のものとして捉え、行政、ＮＰＯ、地域等が一体となって子育て家庭を支援するなどライフステージに応じた施策を切れ目なく展開し、社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

県内における結婚や妊娠・出産、子育てに関する現状や意識について調査を行っている「県民意識調査」では、未婚者の８割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては３割を超える人が結婚できそうにないとしています。また、同調査によると、県民が希望する子どもの数は2.06人ですが、実際に持てると思う子どもの数はこれを下回っており、結婚や子どもの数についての希望と現状に乖離が生じている状況にあります。

結婚や出産は、個人の考え方や価値観、個人の自由な選択が尊重されるものであることを前提として、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じるため、県や市町村、ＮＰＯ、企業をはじめとする様々な主体が連携して、県民の結婚の希望を後押しし、

[1] 子ども・若者：本プランにおける「子ども・若者」の範囲は、概ね30歳未満の者（施策によっては40歳未満の者を含む）とする。本プランでは、原則「子ども」を使用するが、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令等により様々なため、施策によっては、「こども」、「青少年」、「少年」、「児童」等の用語を使用する。

安心して妊娠・出産ができる社会環境づくりを推進することが、これまで以上に喫緊の課題となっています。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、働き方の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、孤立した状況で母親（または父親）が子どもを育てる「孤立した育児」も課題となっています。

子ども・若者の状況については、デジタル技術やグローバル化の進展など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、将来を予測することが困難な時代を前に、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く力が求められています。その一方で、将来の夢や目標を持っている小学校６年生は約６割、中学校３年生は約４割となっており、子ども・若者が夢や目標、自信を十分に持つことができていない現状がうかがえます。

また、困難な状況にある子ども・若者の問題は、いじめや不登校、ニートやひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラー、インターネット上の誹謗中傷、ＳＮＳに起因する犯罪被害、薬物の過剰摂取など、ますます多岐にわたり、複雑さ、困難さを増しています。

このような中、国では、2023（令和５）年４月にこども基本法が施行され、同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種施策の推進に取り組んでいます。

こうした状況に対応するため、本県においても、こども大綱を踏まえ、「岡山いきいき子どもプラン」と「県子ども・若者育成支援計画」を統合し、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担うすべての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定するものです。

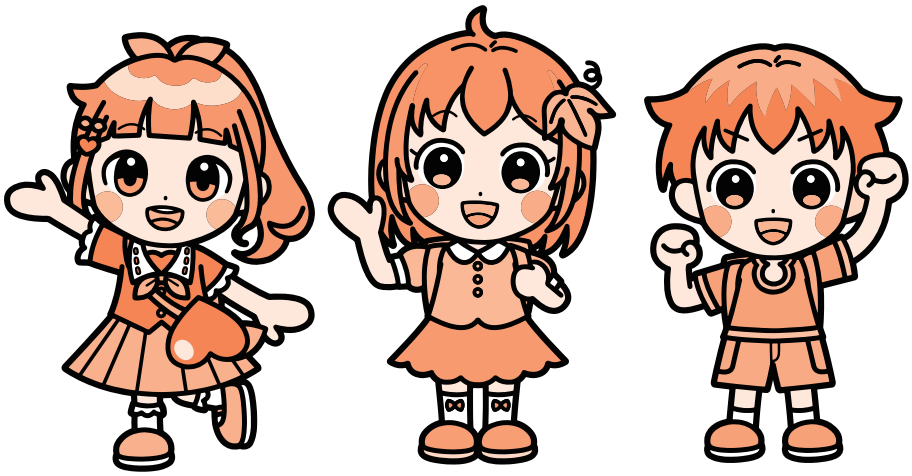
2 計画の性格・位置付け

この計画は、中期的な視点から、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画であり、法令等に基づく、以下の計画の性格を併せ持ちます。

・県こども計画（こども基本法）
・県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
・県子どもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
・県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法）
・次世代育成支援対策のための県行動計画（次世代育成支援対策推進法）
・母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

3 計画の期間

この計画の期間は、2025（令和７）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標年度とする５年間とします。



第2章 現状と課題

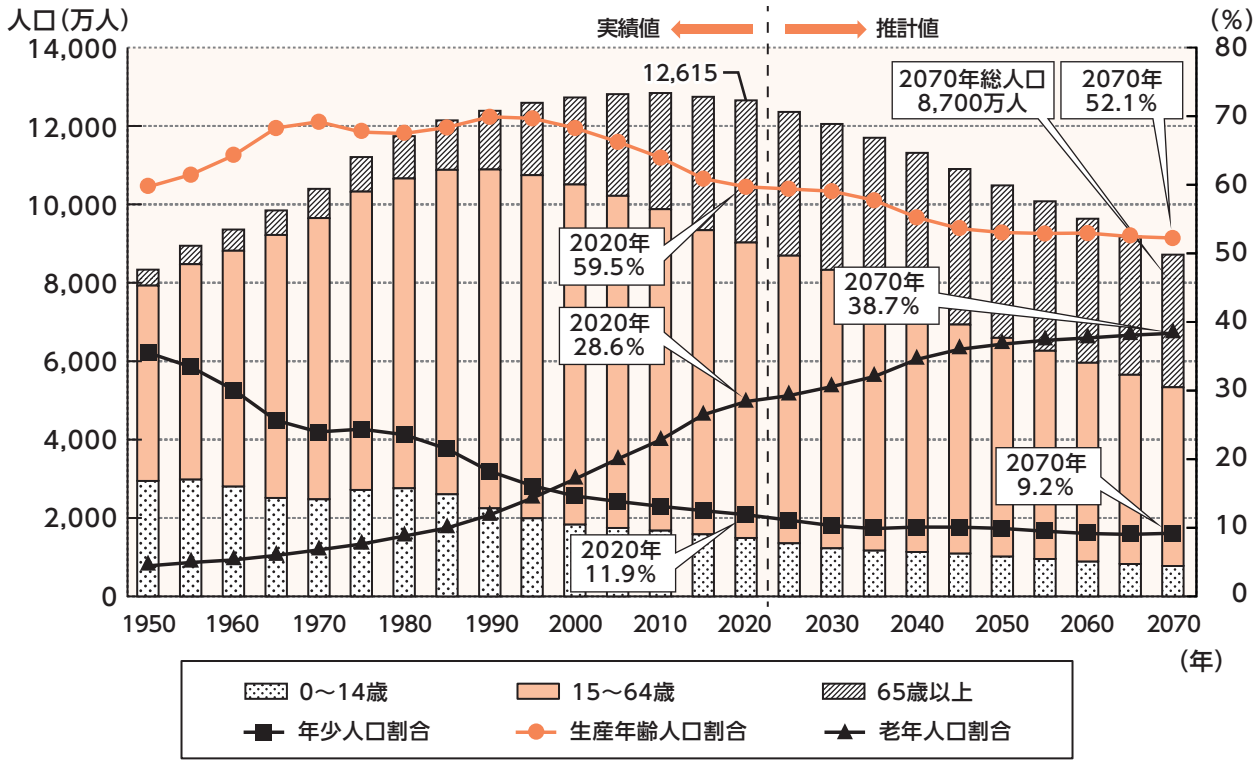
1 人口の減少と少子化及び子育ての現状

(1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和５年推計)」は、我が国の将来の人口規模や年齢構成等、人口構造の推移を推計しています。このうち、中位推計(出生中位・死亡中位)の結果に基づけば、総人口は、2020(令和２)年の１億2,615万人から、2056(令和38)年には１億人を割って9,965万人、50年後の2070(令和52)年には3,915万人減(2020年人口の31.0%減)の8,700万人になると見込まれています。

また、同推計期間に、年少人口割合は2020(令和２)年の11.9%から2070(令和52)年の9.2%へと2.7ポイントの減少、生産年齢人口割合は59.5%から52.1%へと7.4ポイントの減少が見込まれています。一方、老年人口割合は、28.6%から38.7%、すなわち2.6人に1人にまで増加すると見込まれています。

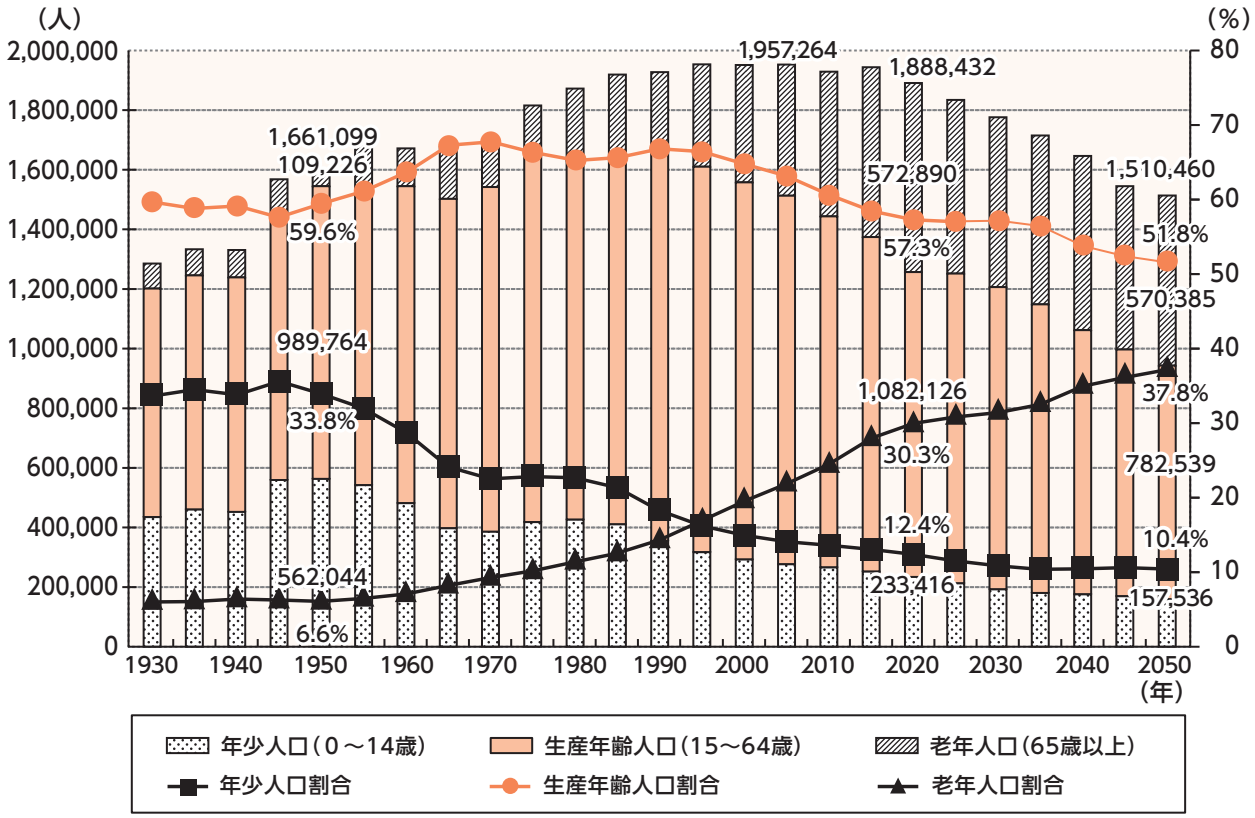
図表 1　総人口及び人口構造の推移と見通し(全国)



資料:1950年～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975年～2015年の人口は総務省「国勢調査」(年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口)、2020年の人口は総務省「国勢調査」(不詳補完値)(「各年10月1日現在」)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(令和５年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

本県については、2005(平成17)年の196万人をピークに、人口が減少しつつあり、上記中位推計を元に市区町村別に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口(令和５年推計)」によると、本県の人口は2020年以降減少を続け、総人口は2050(令和32)年には151万人と2020(令和２)年と比較して20.0%減少、老年人口割合については、37.8%となることが予想されています。

図表 2　総人口及び人口構造の推移と見通し（岡山県）



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

（2）少子化の現状

我が国の年間の出生数は、第１次ベビーブーム期（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）には約270万人、第２次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）には約200万人でしたが、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成３）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。2016（平成28）年の出生数は97.7万人と、1899（明治32）年の統計開始以来、初めて100万人を割りこんだ後、2023（令和５）年は72.7万人と過去最少の出生数となっています。

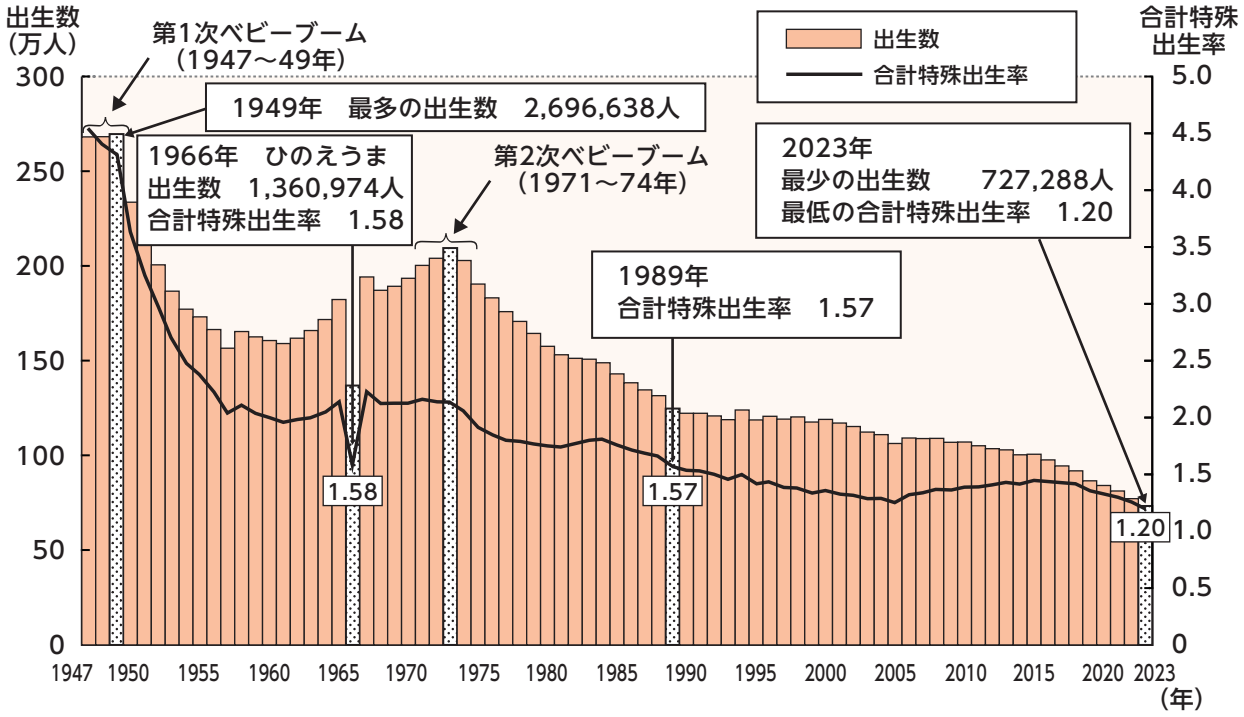
合計特殊出生率[2]については、第１次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。その後、第２次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には当時過去最低の1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、2015（平成27）年の1.45以降、2016（平成28）年から再び低下し、2023（令和５）年は過去最低の1.20となっています。

これは、シンガポール（2023年：0.97）、韓国（2022年：0.78）よりは上回るものの、欧米の先進国の中ではフランス（1.79）、アメリカ（1.66）、ドイツ（1.46）を下回るほか（いずれも2022年の値）、OECDの平均（2022年：1.51）も下回る水準となっています。

[2] 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

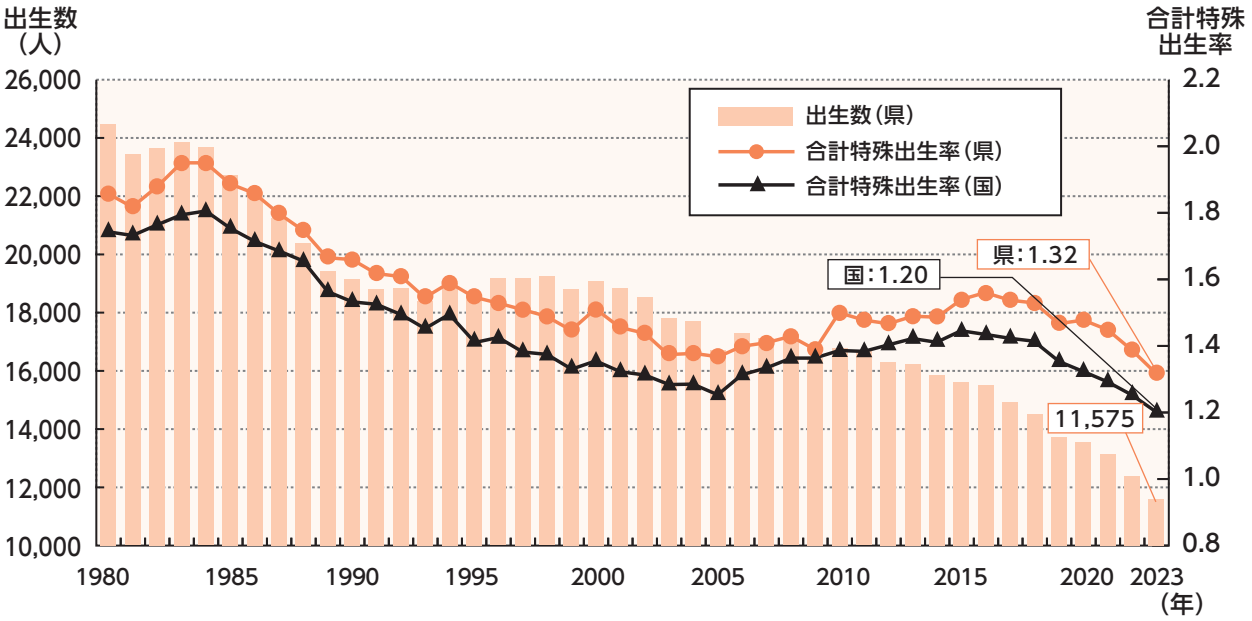
本県の2023(令和５)年の合計特殊出生率は1.32と、前年と比べ0.07ポイント低下し、全国平均より高いものの、中国５県の中で最も低くなっています。また、出生数は11,575人、死亡数は25,281人と、2005(平成17)年から19年連続で、死亡数が出生数を上回る人口の自然減の現象が続いています。

図表 3　出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 4　出生数及び合計特殊出生率の年次推移(岡山県)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

(3)子育ての現状

核家族化の進展、共働き家庭の増加、女性の社会進出、働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育てしやすい社会の実現が求められています。2020(令和２)年度に403人であった県内の保育所等の待機児童は、保育の受け皿整備により、2024(令和６)年度には31人まで減少しました。

その一方で、すべての子育て家庭に対する、就業の有無やライフスタイルにかかわらない支援が求められています。

同時に、保育現場においては、特別な支援を必要とする子どもへの支援や、保護者の就労を要件としない「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」の本格実施など、多様な支援ニーズへの適切な対応が求められており、それらに対応できる保育人材の確保・定着と資質や専門性の向上が求められています。

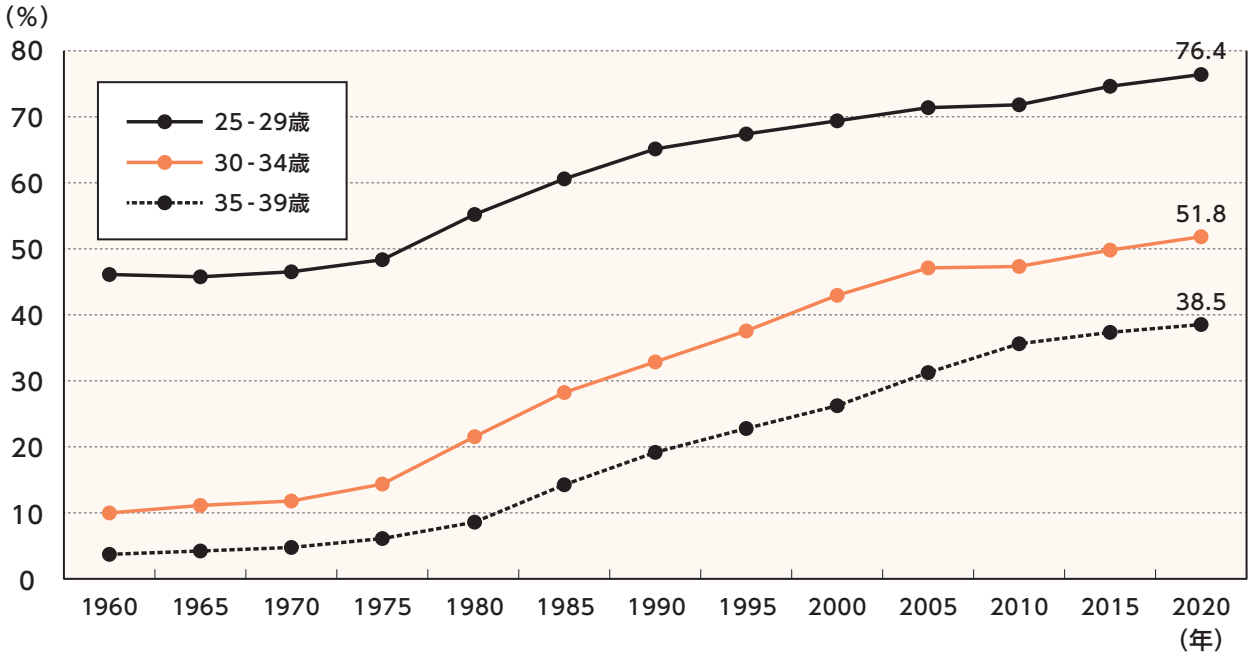


2 少子化の要因と背景

(1)未婚化の進行

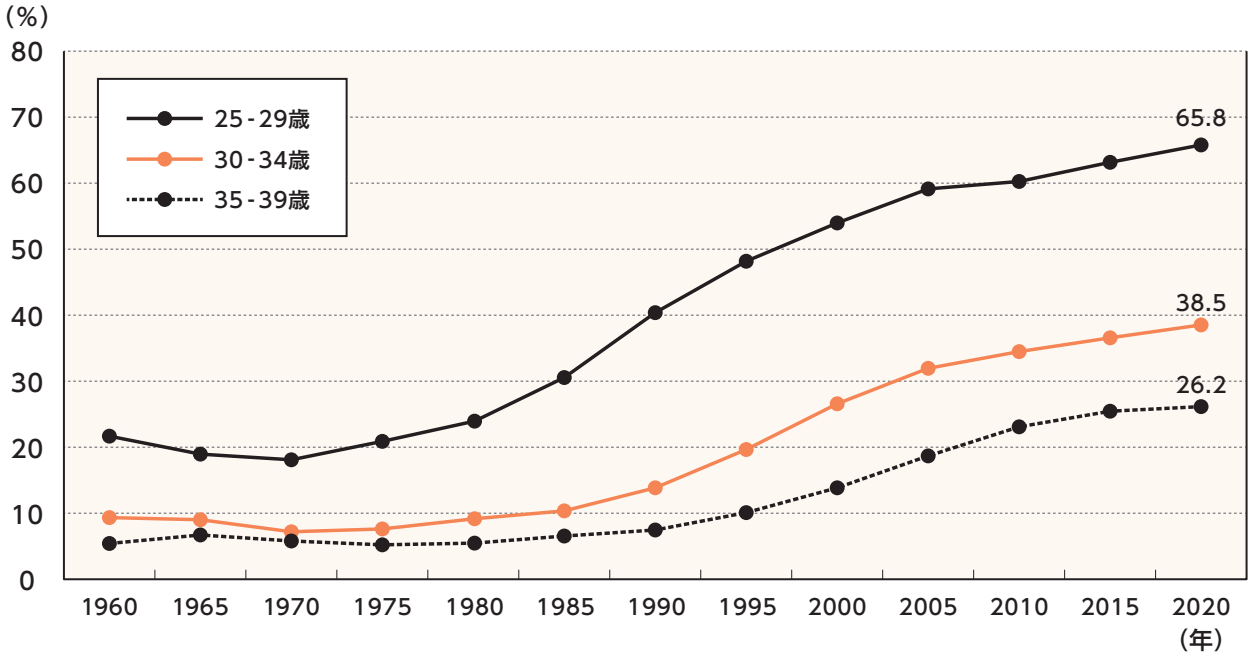
2020(令和2)年の総務省「国勢調査」によると、未婚率は男性が25～29歳で76.4%、30～34歳で51.8%、35～39歳で38.5%、女性では25～29歳で65.8%、30～34歳で38.5%、35～39歳で26.2%となっています。

図表 5　年齢別未婚率の推移(全国・男性)



資料:総務省「国勢調査」

図表 6　年齢別未婚率の推移(全国・女性)

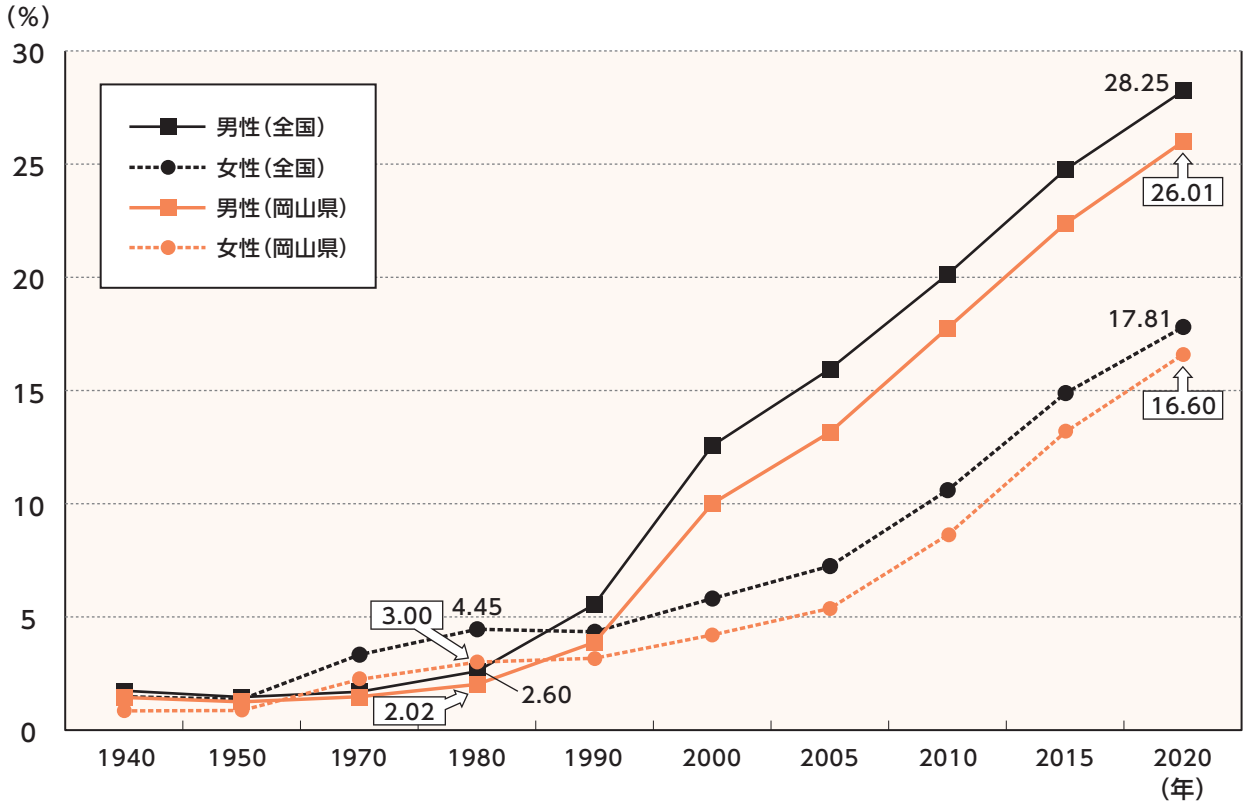


資料:総務省「国勢調査」

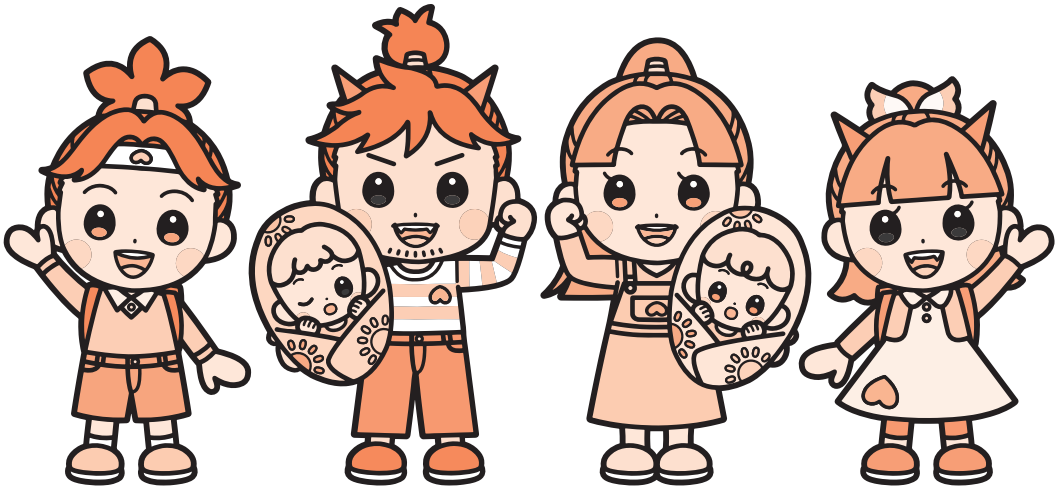
50歳時の未婚率は、男性は40年前の2.60％（1980年）から28.25％（2020年）、女性は4.45％（1980年）から17.81％（2020年）へ大きく上昇しています。

本県においても、50歳時の未婚率は、男性は2.02％（1980年）から26.01％（2020年）、女性は3.00％（1980年）から16.60％（2020年）へ大きく上昇しています。

図表 7　50歳時未婚率（生涯未婚率）の推移（全国・岡山県）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

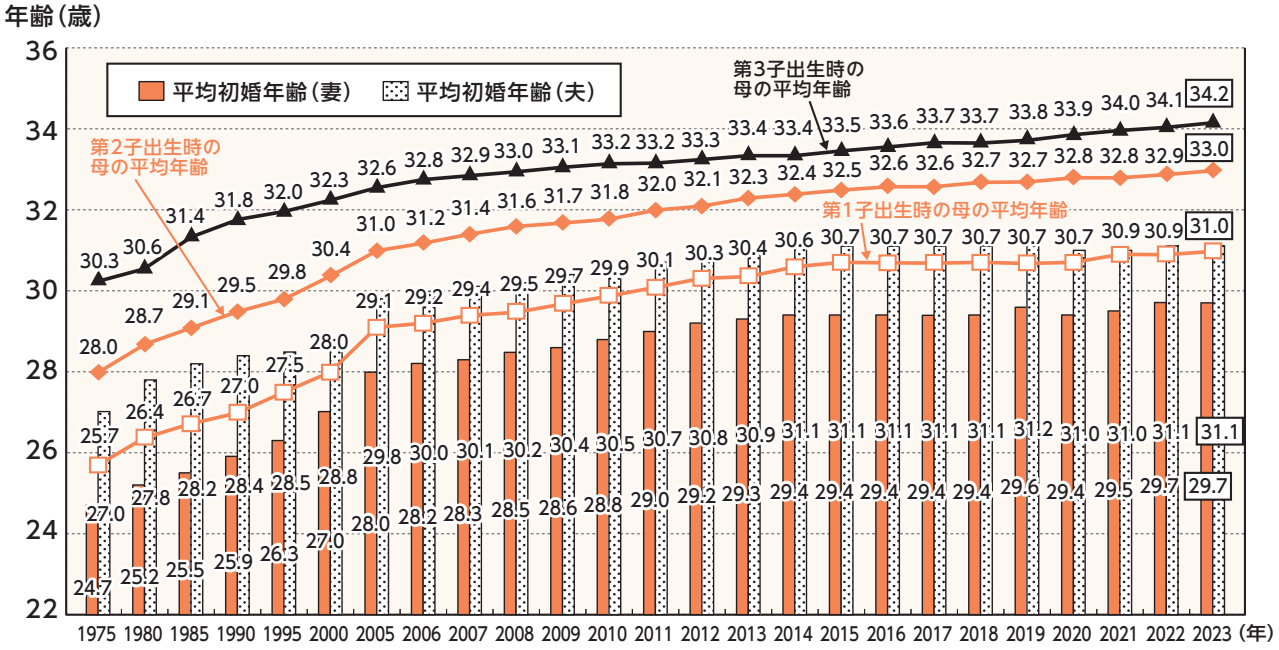


(2) 晩婚化・晩産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、2023(令和５)年で、夫が31.1歳、妻が29.7歳(いずれも、2014(平成26)年以降横ばい)と、短期的にみると、晩婚化の進行は鈍化しつつあるものの、長期的にみると夫、妻ともに上昇傾向であり、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1990(平成２)年と比較すると、約30年間で夫は2.7歳、妻は3.8歳上昇しています。

出生したときの母親の平均年齢をみると、2023(令和５)年においては、第１子が31.0歳、第２子が33.0歳、第３子が34.2歳と上昇傾向が続いています。晩婚化が進行すると、それに伴い、母親の出産年齢が高くなり晩産化も進行する傾向が見られます。

図表 8　平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移(全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

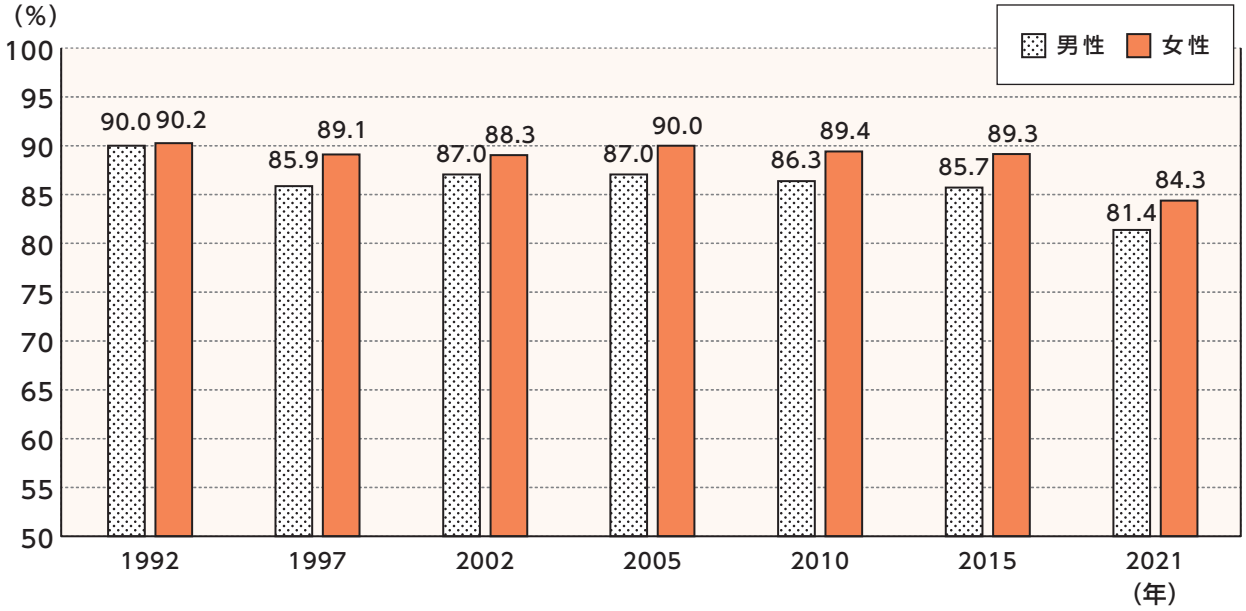
本県についても、1990(平成２)年には男性27.8歳、女性25.2歳であった平均初婚年齢が、2023(令和５)年には男性30.1歳、女性29.0歳と、約30年間で男性が2.3歳、女性で3.8歳上昇する晩婚化が進行しています。

(3)結婚に関する意識

社会保障・人口問題研究所では、「出生動向基本調査」(別名「結婚と出産に関する全国調査」)を5年ごとに行っています。

2021(令和3)年に実施された出生動向基本調査によると、独身者の結婚の意思については、「いずれ結婚するつもり」が男性81.4%(前回2015(平成27)年調査85.7%)、女性84.3%(同89.3%)と前回調査から減少しているものの、結婚する意思のある者が大半を占めています。

図表 9　未婚者の生涯の結婚意思(全国)



(注)18歳～34歳対象。設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)について、1を回答した割合。

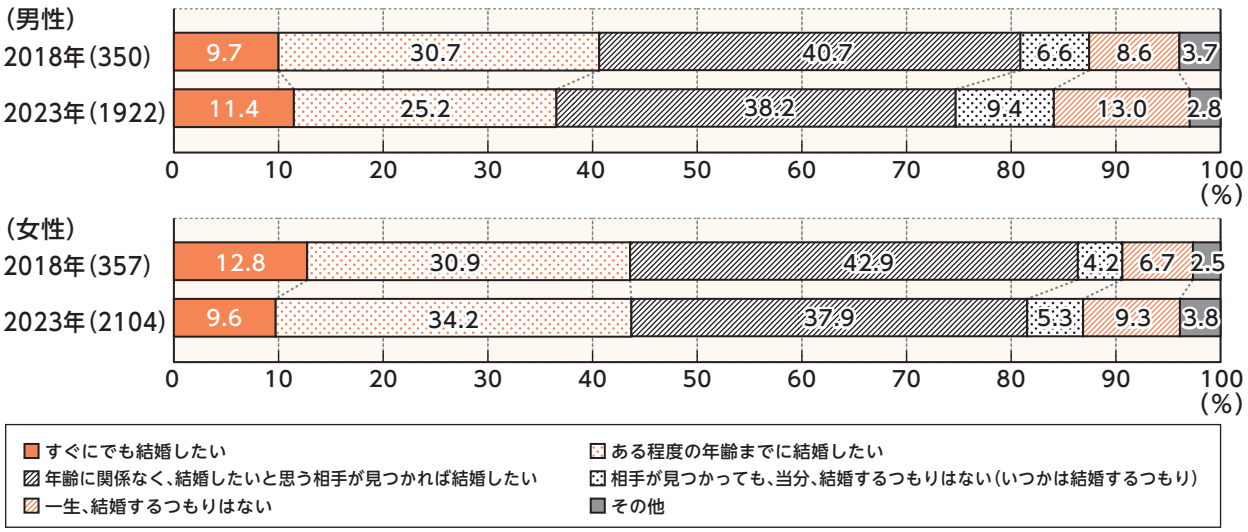
資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査(2023(令和5)年調査)では、20～49歳の未婚の男女の結婚に関する考え方については、「いずれ結婚したいと思っている者[3]」は、男性84.2%(前回2018(平成30)年調査87.7%)、女性87.0%(同90.8%)となっており、全国と同様、前回調査から減少しているものの、8割以上が結婚の意思を持っています。

一方、未婚者の結婚の見通しについて、「結婚できそうにない」と回答した者は、男性37.7%(同34.4%)、女性30.9%(同32.7%)とともに3割を超えています。また、結婚の希望が実現できないとする者を対象に、その理由を尋ねたところ、男女とも、「結婚したいと思う相手と出会いそうにないから」が最も多く、所得や雇用の不安といった経済問題や、結婚してからの生き方や仕事との両立を不安視していることも無視できないものの、「相手と出会いそうにないから」の回答は際立っています。

[3] いずれ結婚したいと思っている者:「すぐにでも結婚したい」、「ある程度の年齢までに結婚したい」、「年齢に関係なく、結婚したいと思う相手が見つかれば結婚したい」、「相手が見つかっても、当分、結婚するつもりはない(いつかは結婚するつもり)」と回答した者。

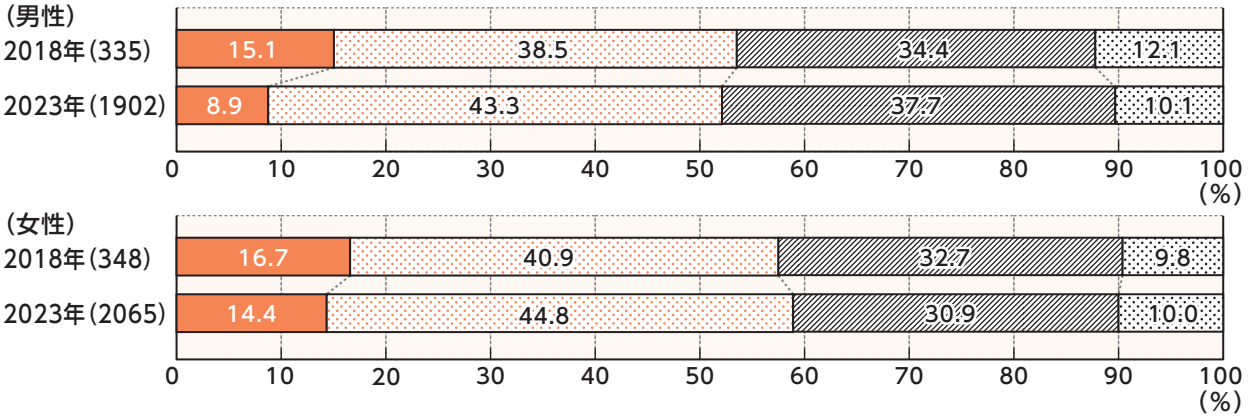
図表 10　結婚についての考え方（岡山県、未婚者）



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

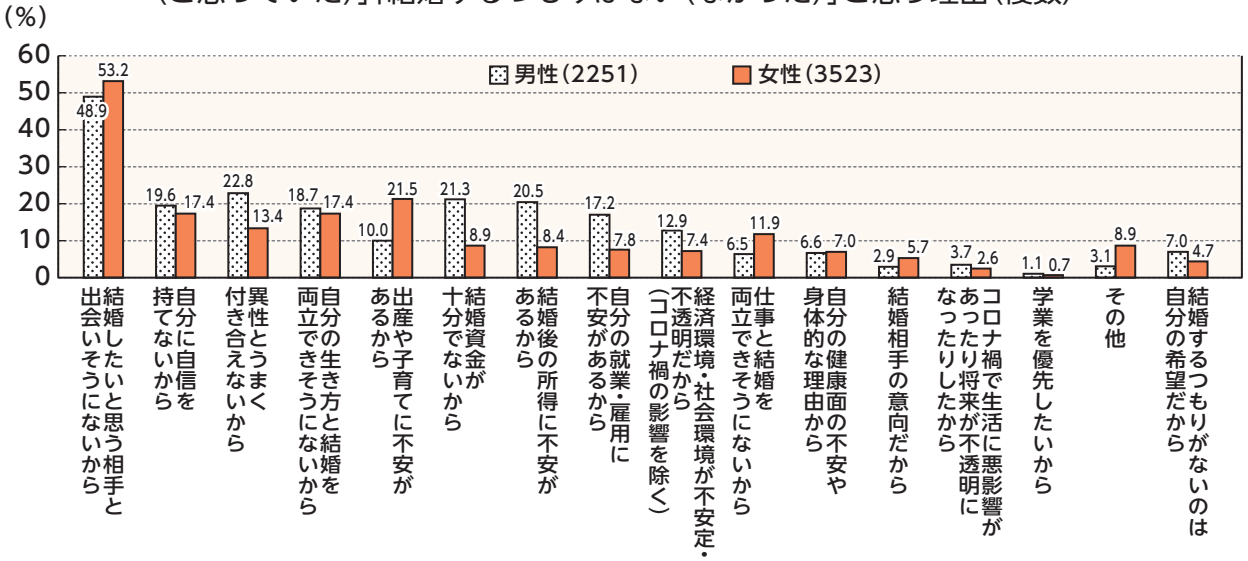
図表 11　結婚の見通し（岡山県、未婚者）



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。
※「結婚の見通し」に対する選択肢は、2018（平成30）年調査では、「1.ほぼ、理想どおりになりそう」「2.理想よりも早くなりそう」「3.理想よりも遅くなりそう」「4.結婚できそうにない」「5.結婚するつもりはない」の5択であった。2023（令和5）年調査では選択肢の改善を図り、「結婚年齢に理想はないが、結婚できると思う」を追加した6択とした。図表11の「理想の結婚年齢にかかわらず、結婚できそう」は、2018（平成30）年調査では選択肢2番と3番の合計であり、2023（令和5）年調査は、これらに「結婚年齢に理想はないが、結婚できると思う」を加えたものである。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

図表 12　「理想の年齢よりも遅くなりそう（もっと早く結婚したかった）」「結婚できそうにない（と思っていた）」「結婚するつもりはない（なかった）」と思う理由（複数）



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

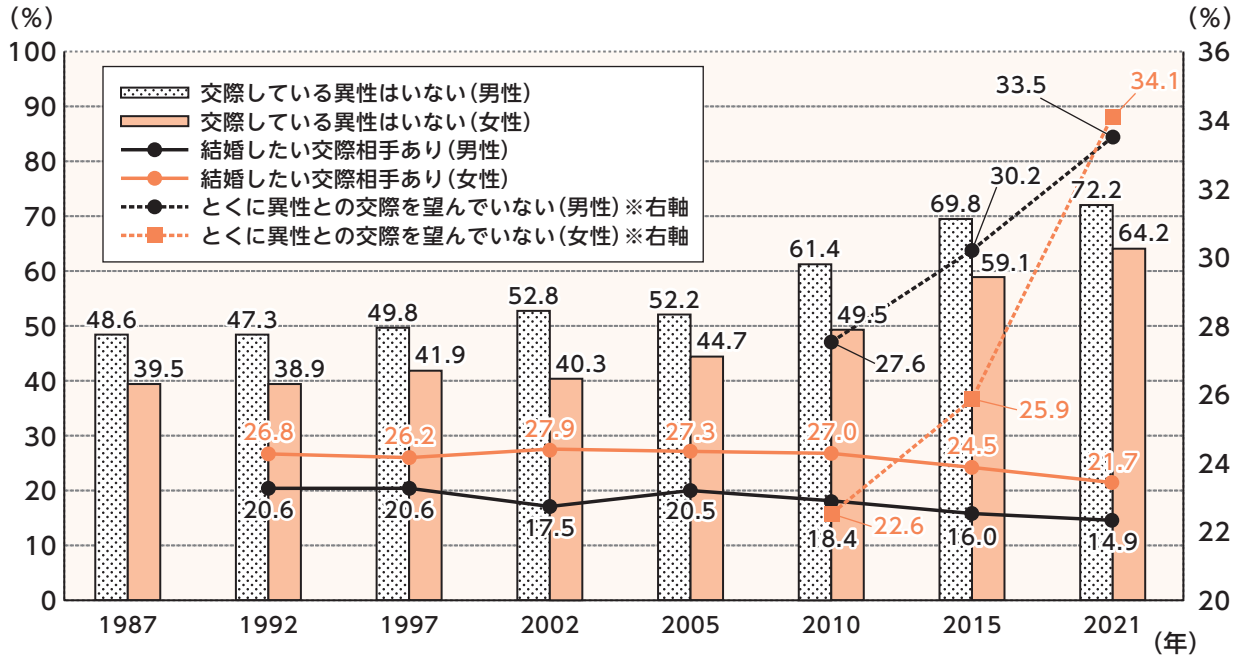
資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

(4)異性との交際状況

同じく社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2021(令和３)年調査)」では、18～34歳の未婚者のうち「交際している異性はいない」と回答した割合は男性72.2%(前回2015(平成27)年調査69.8%)、女性64.2%(同59.1%)といずれも上昇傾向となっています。

また、交際相手をもたず、かつ交際を望んでいない未婚者は、男性では全体の33.5%(前回30.2%)、女性では34.1%(同25.9%)を占め、同様に増加しています。

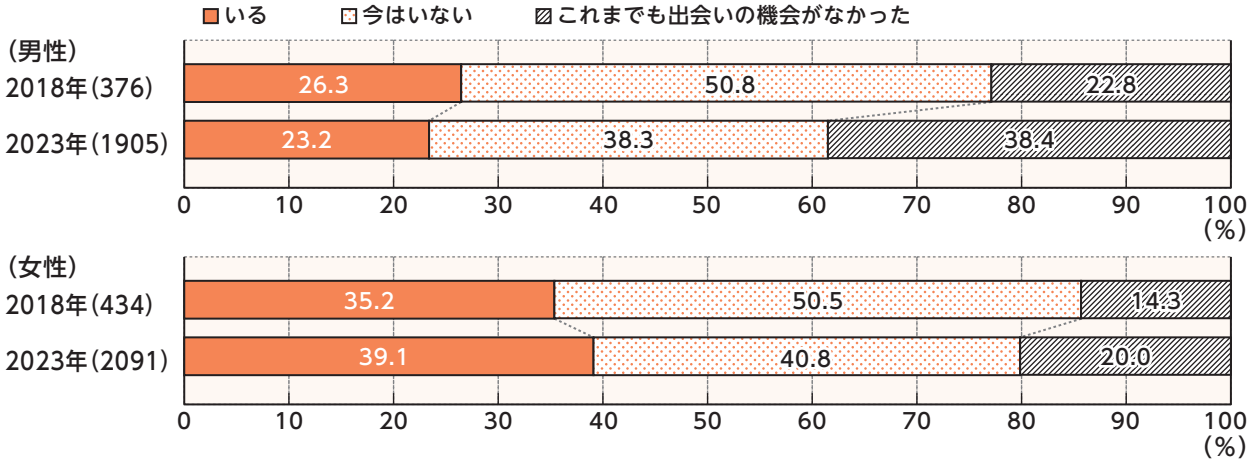
図表 13　未婚者における異性との交際状況(全国)



資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査では、20～49歳の未婚の男女のうち、異性の交際相手がいない(「今はいない」と「これまでも出会いの機会がなかった」を合わせたもの)と答えた人が男性で76.7%(前回 2018(平成30)年調査73.6%)、女性で60.8%(同64.8%)でした。

図表 14　交際状況(岡山県・未婚者)



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

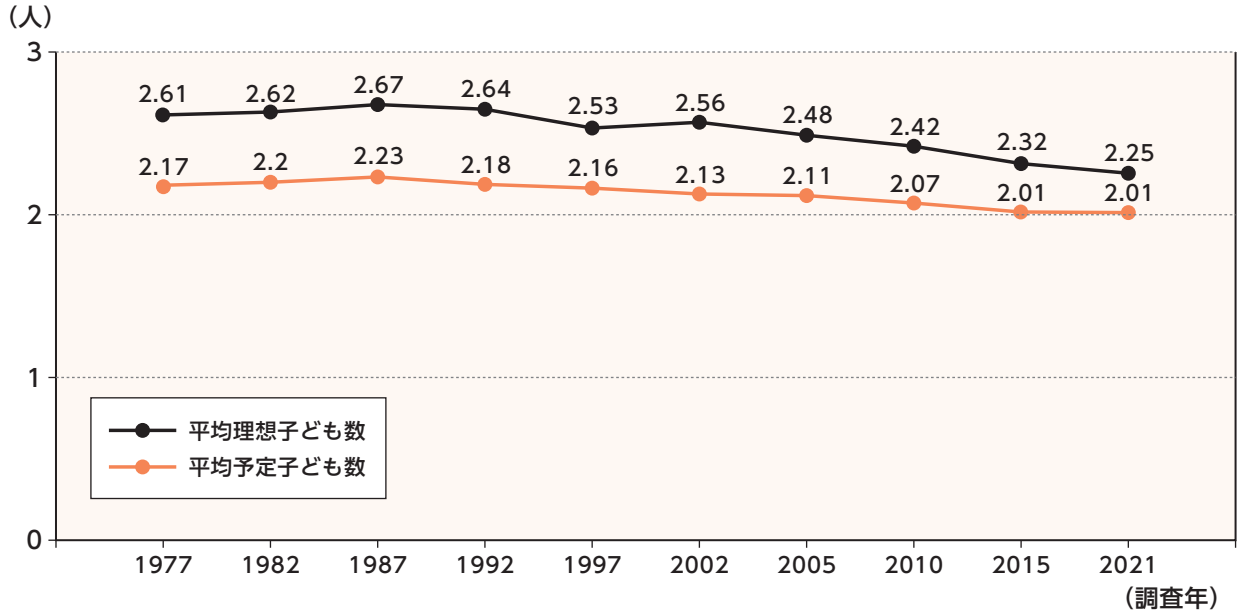
資料:岡山県「県民意識調査(2023(令和５)年調査)」

(5)出産に関する意識

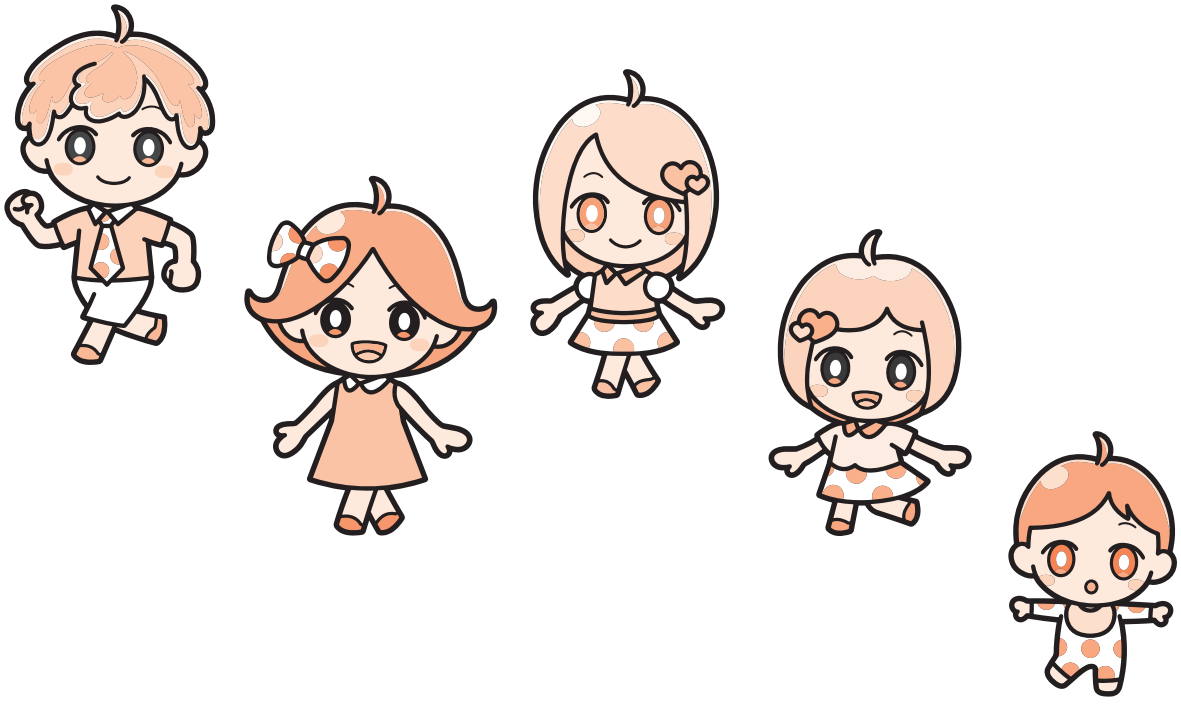
社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2021(令和3)年調査)」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回調査の2.32人(2015年)から引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.25人となっています。

また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数(平均予定子ども数)も、人口置換水準といわれる2.07を下回り、2.01人となっています。

図表 15　平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移(全国)



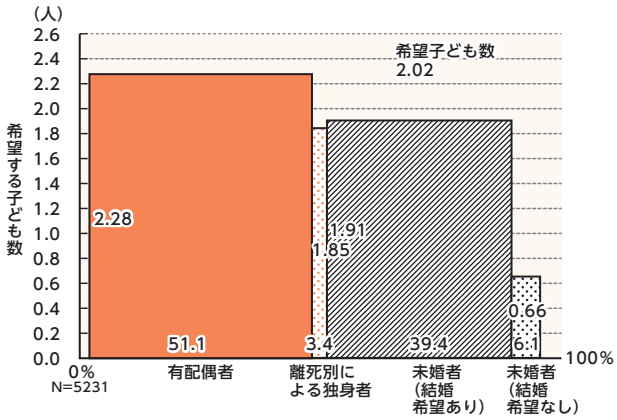
資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」



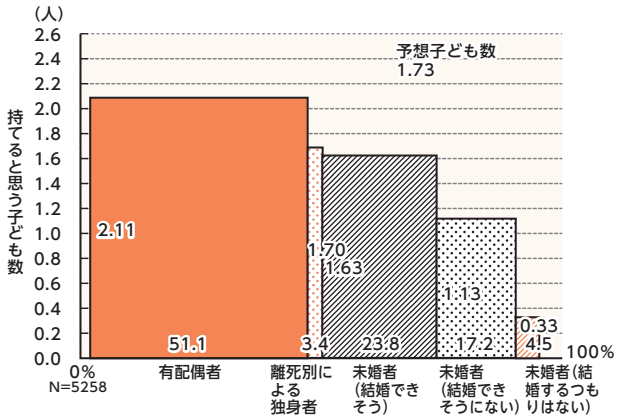
本県が行った県民意識調査でも、20歳から49歳の男女の希望子ども数は男性で2.02人、女性で2.10人に対し、予想子ども数（実際に持てると思う子どもの数）は男性で1.73人、女性で1.75人であり、全国と同様に理想どおりの子どもを持つことができていない状況となっています。

図表 16　希望子ども数と予想子ども数（岡山県）

（男性）
（2023年）



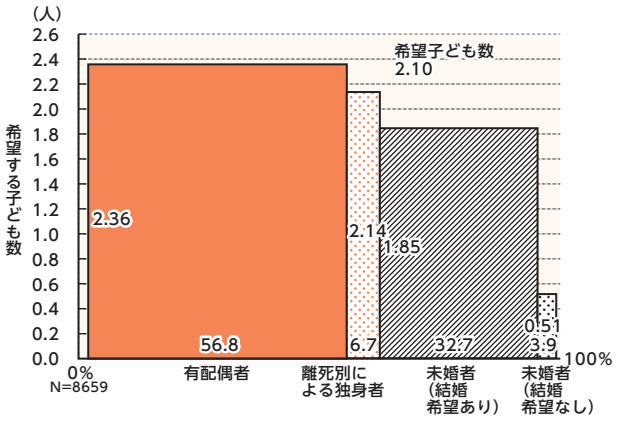
有配偶状態・結婚希望



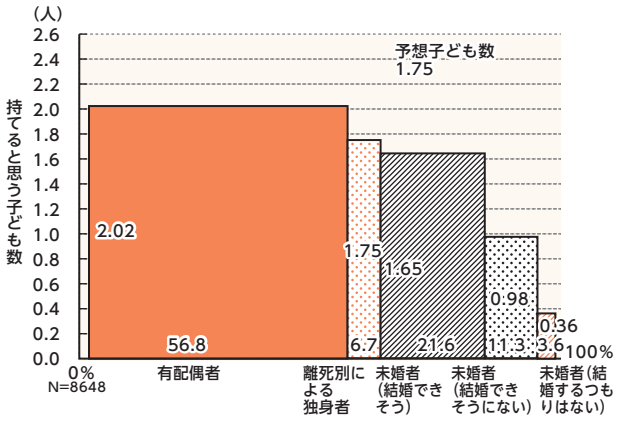
有配偶状態・結婚希望の実現予想

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和５）年調査）」

（女性）
（2023年）



有配偶状態・結婚希望



有配偶状態・結婚希望の実現予想

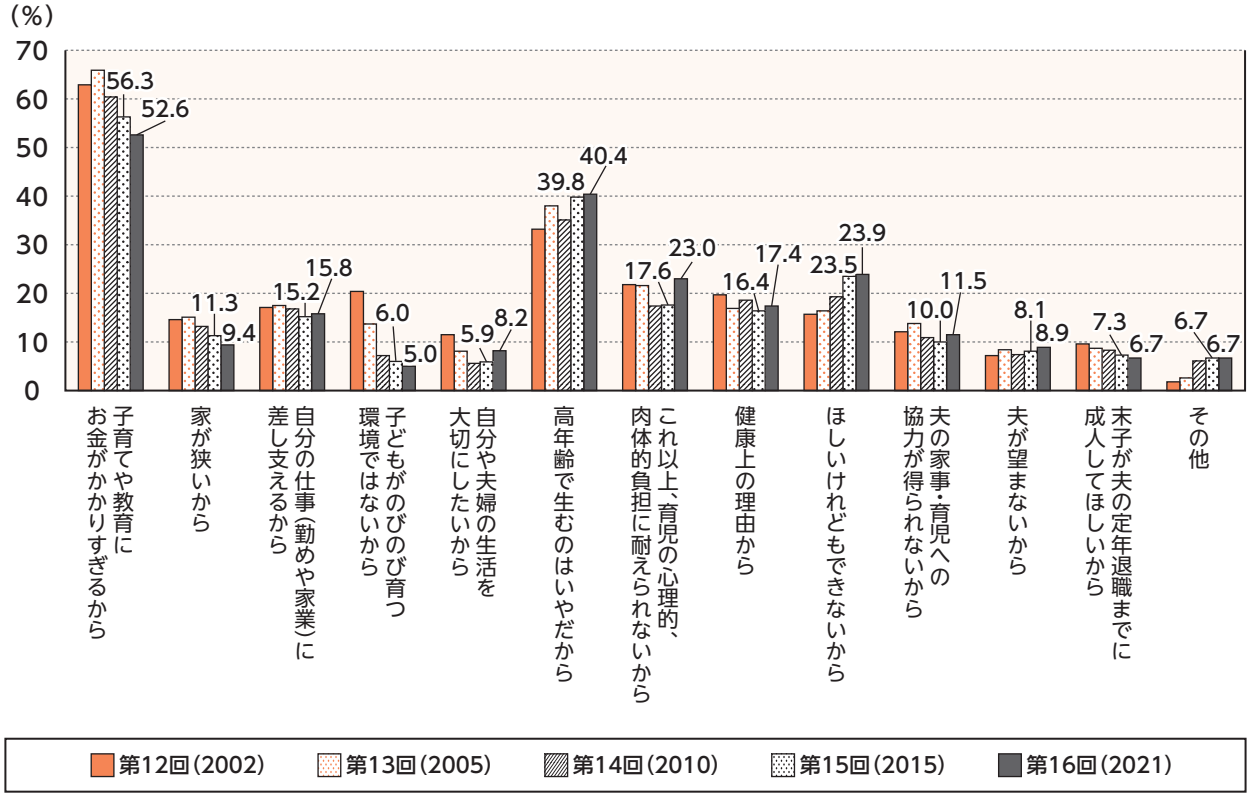
資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和５）年調査）」

(6)理想とする子どもの数を持たない理由

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2021(令和3)年調査)」では、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。妻の年齢別にみると、35歳未満ではこうした経済的理由を選択する割合が高く、一方、35歳以上では、「高年齢で生むのはいやだから」「ほしいけれどもできないから」など身体的理由の選択率が高くなっています。

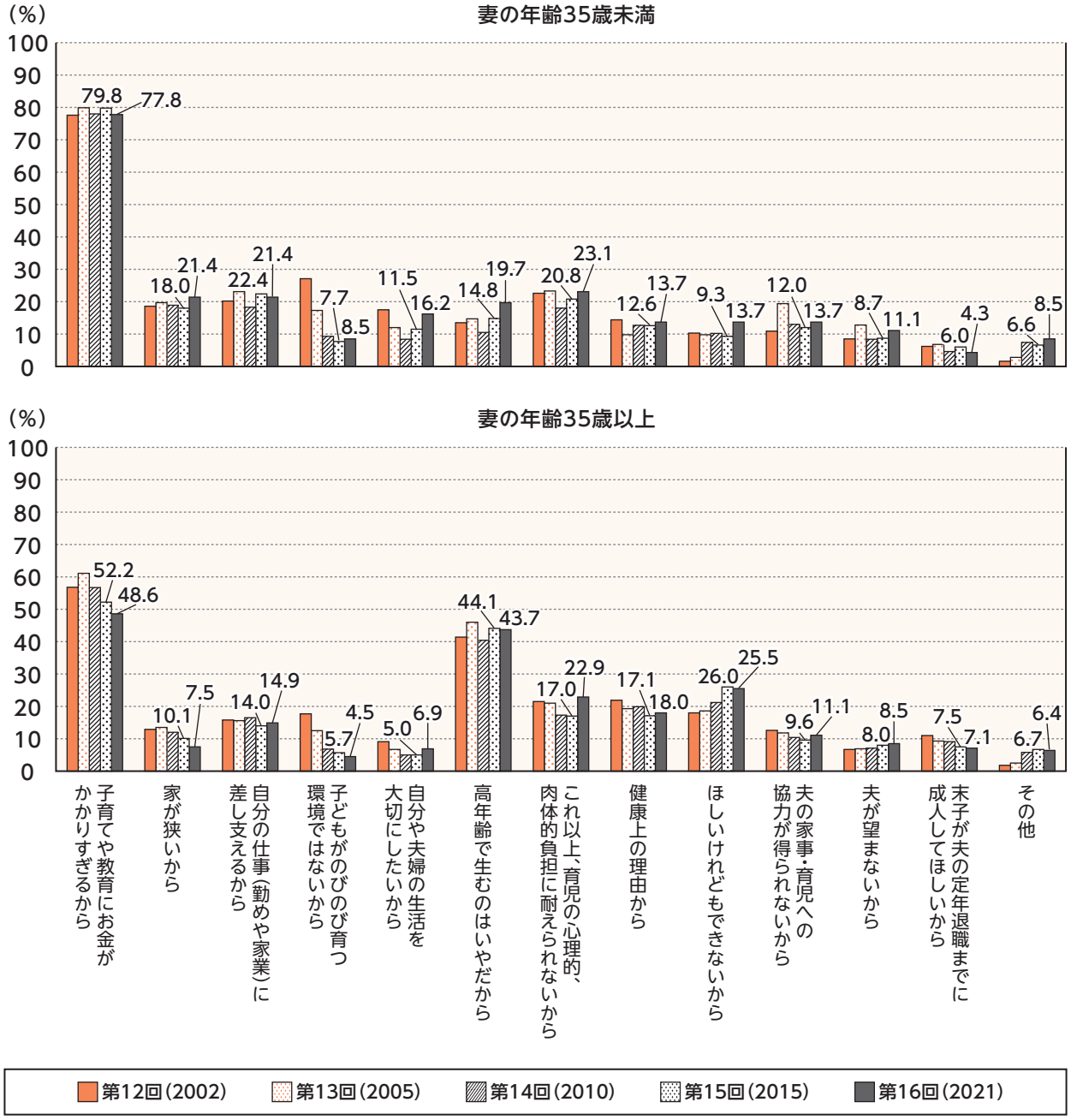
また、妻が35歳以上の夫婦では「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」という回答が前回調査に比べて多くなっていました。

図表 17　理想子ども数を持たない理由(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

図表 18　理想子ども数を持たない理由（全国、妻の年齢別）



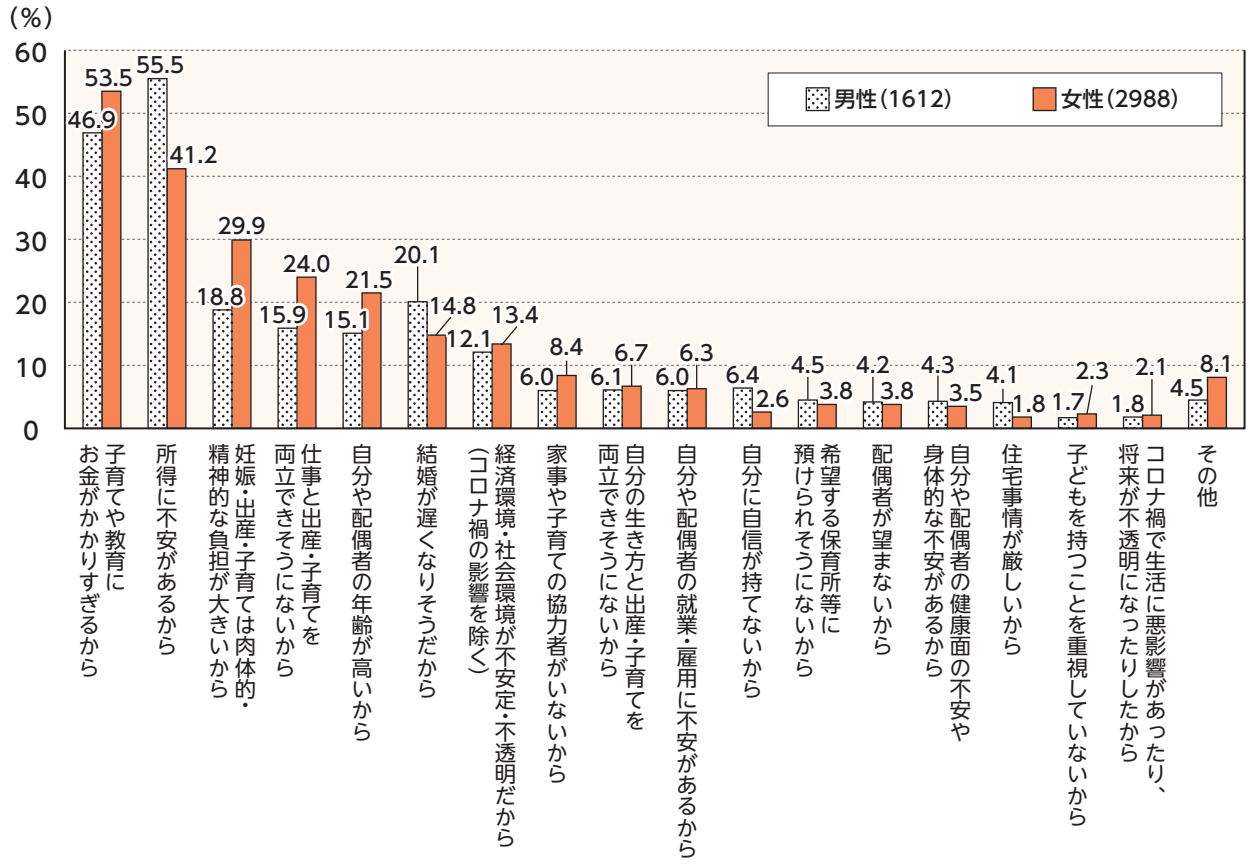
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

県民意識調査でも、希望する子ども数より持てると思う子ども数が少ない理由として、男性では「所得に不安があるから」が55.5％、女性では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が53.5％と最も多く、「仕事と出産・子育てを両立できそうにないから」が男性で15.9％、女性で24.0％、「妊娠・出産・子育ては肉体的・精神的な負担が大きいから」が男性で18.8％、女性で29.9％となっています。

子育てにかかる費用や所得、親の肉体的・精神的負担感などとともに、仕事と子育ての両立の難しさが、子どもを持つ希望の実現を妨げる要因の一つとなっていることがうかがえます。

なお、同調査によると、仕事と結婚・子育ての両立について、男女とも７割以上が「仕事も家庭も両立したい」と回答していますが、現実には、男性の３割以上が「仕事」を優先し、女性の３割以上が「家庭生活」を優先していると回答しています。

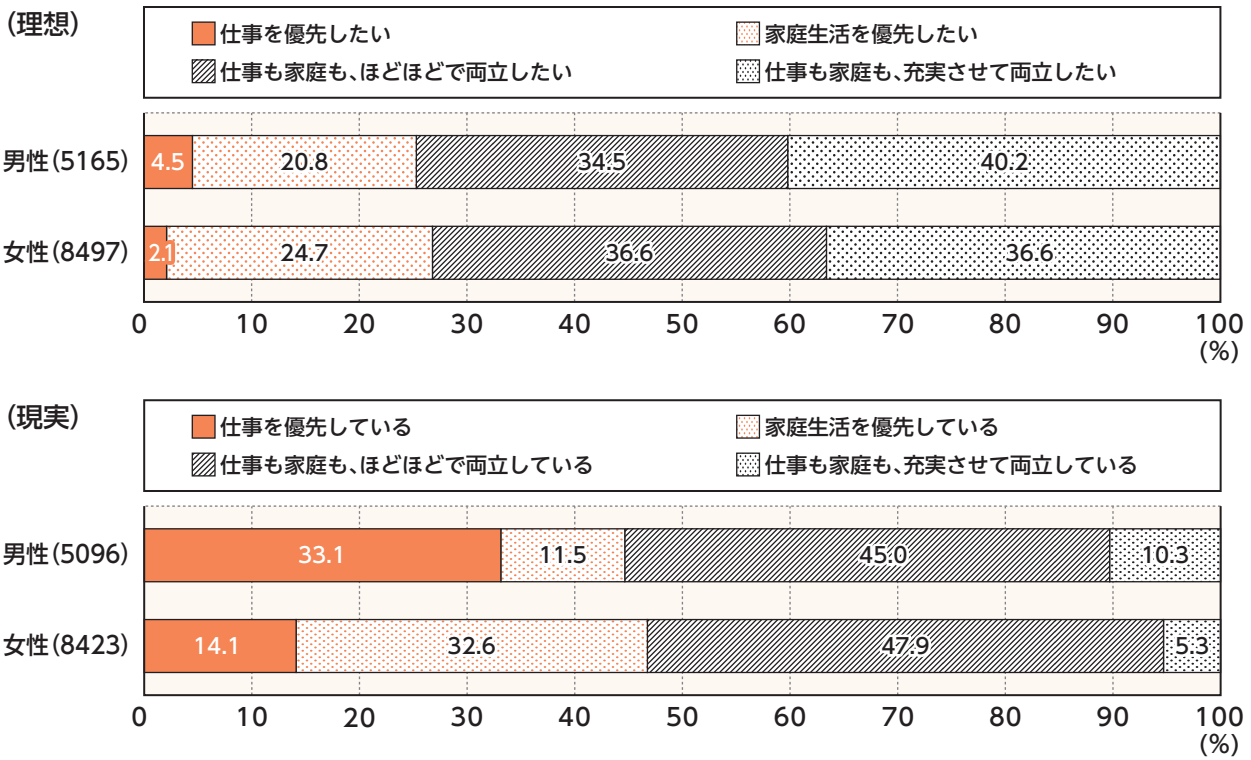
図表 19　持てると思う子ども数が希望する子ども数よりも少ない理由（岡山県）



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和５）年調査）」

図表 20　仕事と家庭生活（子育てを含む）における優先度の理想と現実（岡山県）

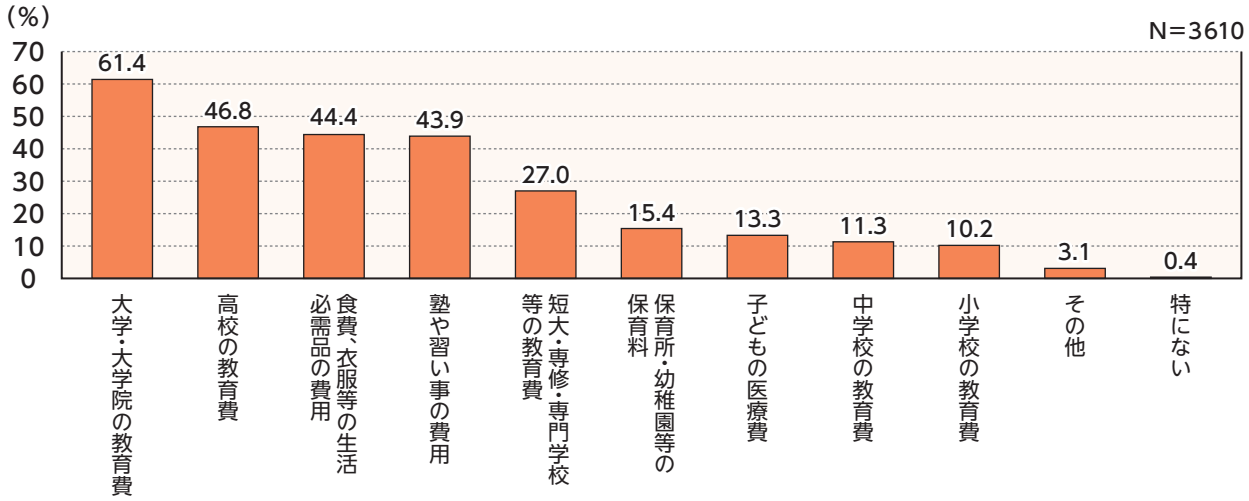


※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和５）年調査）」

さらに、子育て世帯における、家計の負担についての項目では、「大学・大学院の教育費」が61.4%、「高校の教育費」が46.8%、「塾や習い事の費用」が43.9%に上るなど、教育に関する費用への負担感が多くなっています。

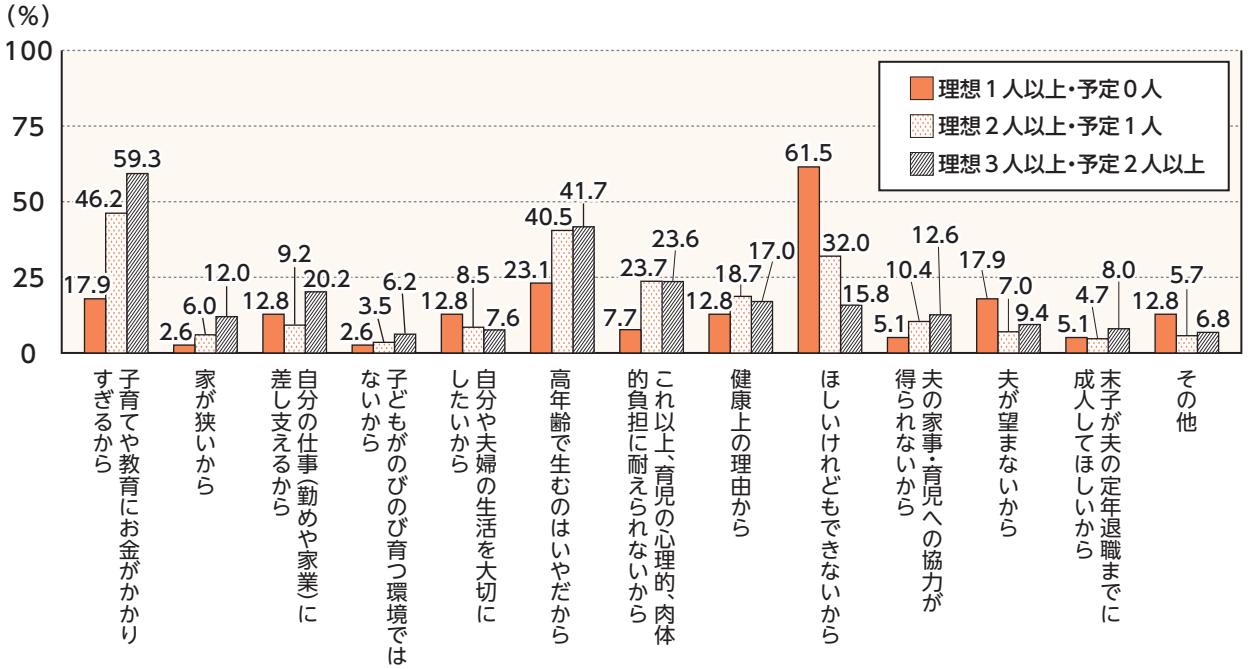
図表 21　もう１人子どもを持つために軽減が重要な養育費・教育費（岡山県）



資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和５）年調査）」

予定子ども数が理想を下回る場合、理想子ども数が３人以上で予定子ども数が２人以上の夫婦では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった経済的理由を挙げる割合が最も多く、一方、理想的には１人以上の子どもを持ちたいが、予定は０人の夫婦の場合、「ほしいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由が多く挙げられています。

図表 22　理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、理想子ども数を持たない理由（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

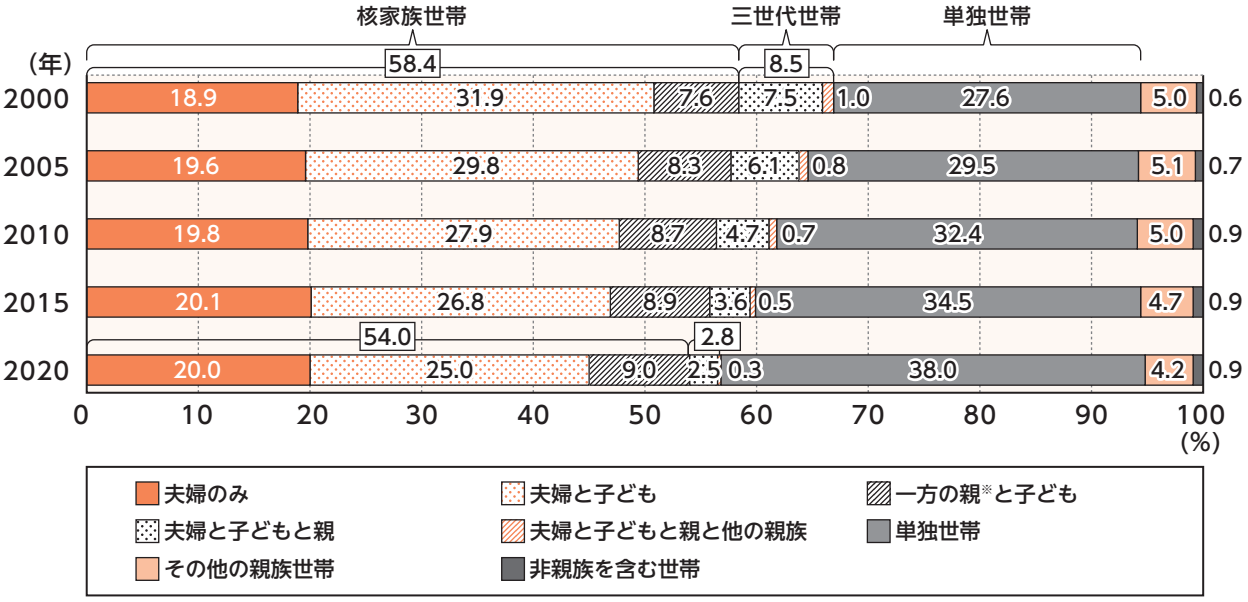
3 社会環境の変化と子ども・若者の状況

(1) 世帯構造の変化

「国勢調査」(総務省)によると、2000(平成12)年から2020(令和２)年までの間に、全国の核家族世帯の割合は58.4%から54.0%へ、三世代世帯の割合は8.5%から2.8%へ、それぞれ減少している一方、単独世帯の割合は27.6%から38.0%へ増加しています。

本県においても、2000(平成12)年から2020(令和２)年までの間に、核家族世帯の割合は57.3%から54.4%へ、三世代世帯の割合は10.9%から3.6%へ、それぞれ減少している一方、単独世帯の割合は25.0%から35.6%へ増加しています。

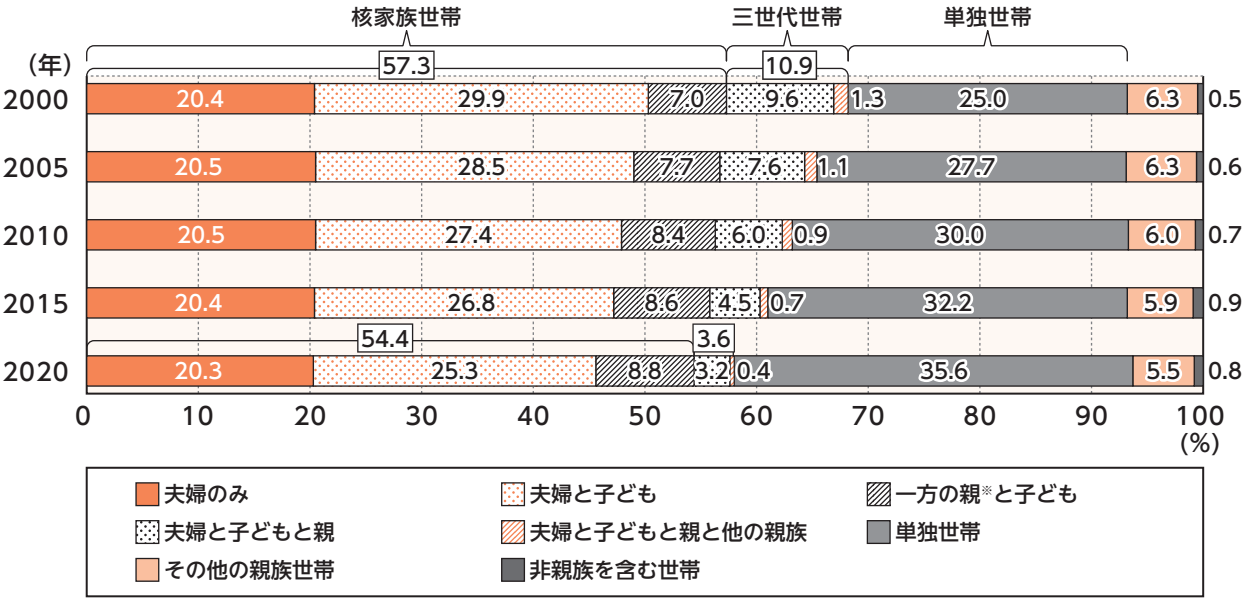
図表 23　世帯構造の推移(全国)



※ひとり親家庭や、もう一方の親が調査時点において単身赴任等により不在の家庭など

資料:総務省「国勢調査」

図表 24　世帯構造の推移(岡山県)



※ひとり親家庭や、もう一方の親が調査時点において単身赴任等により不在の家庭など

資料:総務省「国勢調査」

(2)グローバル化の進展

グローバル化の進展により、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により各国経済は大きく落ちこみましたが、世界経済の回復に伴い、人材の流動化、人材獲得競争など国際競争が激化していくことが予想されます。

グローバル化が進んだ社会では、直面する課題を自ら発見し、解決できる能力が求められるとともに、国内外の様々な場で、外国語をためらうことなく使用し、言語や文化が異なる人と主体的に協働していくことが求められます。

(3)デジタル技術の進展

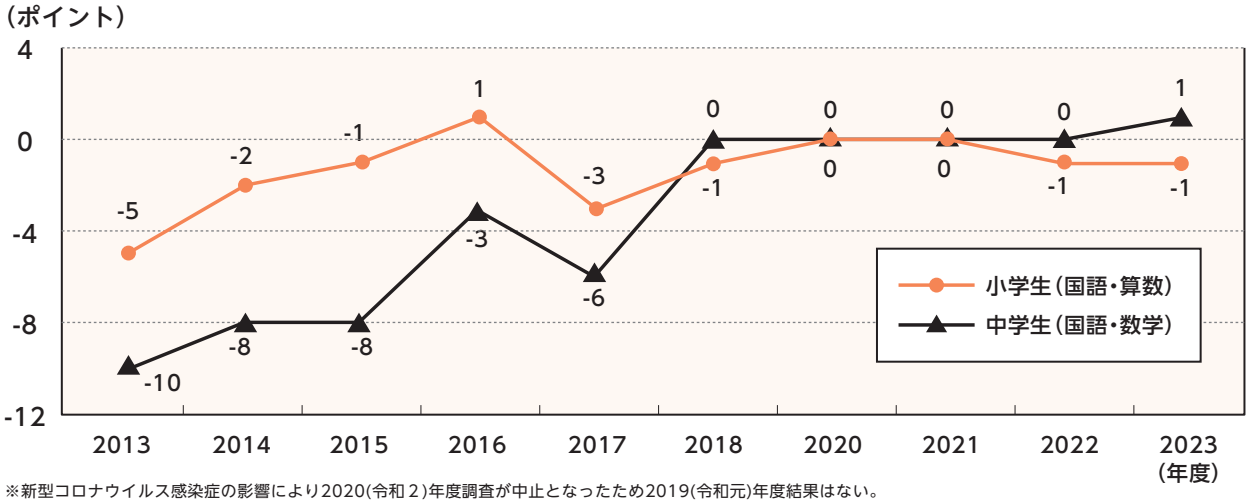
デジタル技術の進展に伴い、ＡＩ[4]やロボットが代替できる単純労働を中心に、現存する多くの職業が影響を受け、創造性や協調性が必要な業務や非定型的な業務が仕事の中心になるとともに、ＡＩ、ＩｏＴ[5]、ビッグデータ[6]といった情報技術等を基盤とした人材の重要性がより高まることが想定されます。

このため、情報を取捨選択し読み取る力や、進歩し続ける技術を使いこなす力などの情報活用能力を育成するとともに、他者と協働し、ＡＩにはない人間の強みである表現力や創造力を発揮しながら、新たな価値を創造できる人材の育成が求められます。

(4)子どもの学力

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、2023(令和５)年度における全国平均正答率との差は、小学生では-1ポイント、中学生では+1ポイントとなっています。

図表 25　全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差の推移(岡山県)



※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和２)年度調査が中止となったため2019(令和元)年度結果はない。

資料:文部科学省、岡山県教育委員会「全国学力・学習状況調査」

[4] ＡＩ:Artificial Intelligence(人工知能)の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

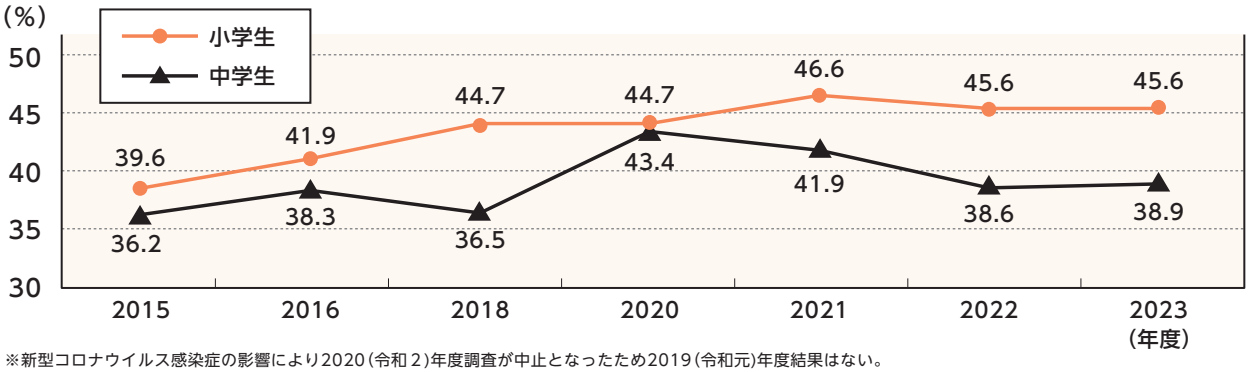
[5] ＩｏＴ:Internet of Things(物のインターネット)の略称で、コンピュータだけでなく、様々な物体をインターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動制御や遠隔計測などを行うこと。

[6] ビッグデータ:情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様なデータのこと。

(5)子どもの意識

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合は、2015(平成27)年度は小学生が39.6%、中学生が36.2%でしたが、2023(令和５)年度はそれぞれ45.6%、38.9%に増加しています。

図表 26　「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合(岡山県)



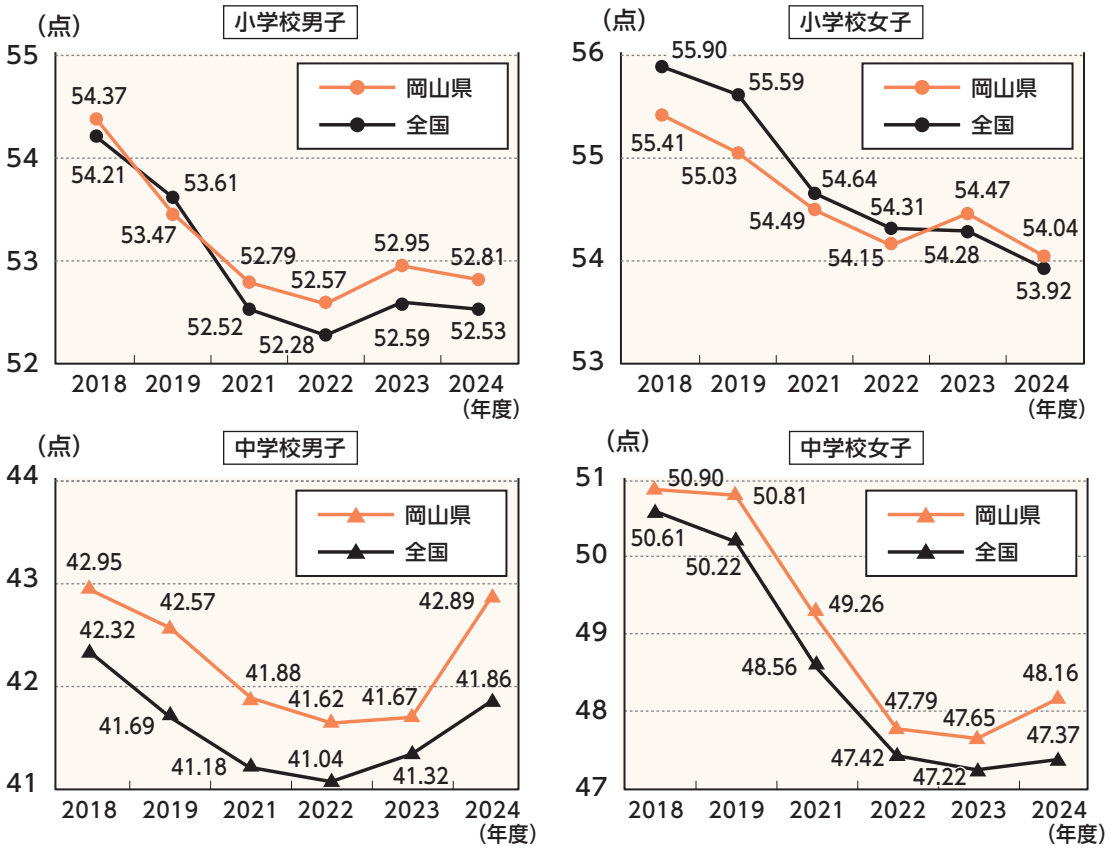
※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和２)年度調査が中止となったため2019(令和元)年度結果はない。
※全国学力・学習状況調査の質問項目変更により、当該項目が削除されたため、2017(平成29)年度結果はない。

資料:文部科学省、岡山県教育委員会「全国学力・学習状況調査」

(6)子どもの体力・運動能力

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2024(令和６)年度スポーツ庁)によると、本県の子どもの体力・運動能力は、小学生及び中学生男女ともに全国平均を上回っています。

図表 27　体力合計点の年次推移(全国・岡山県)



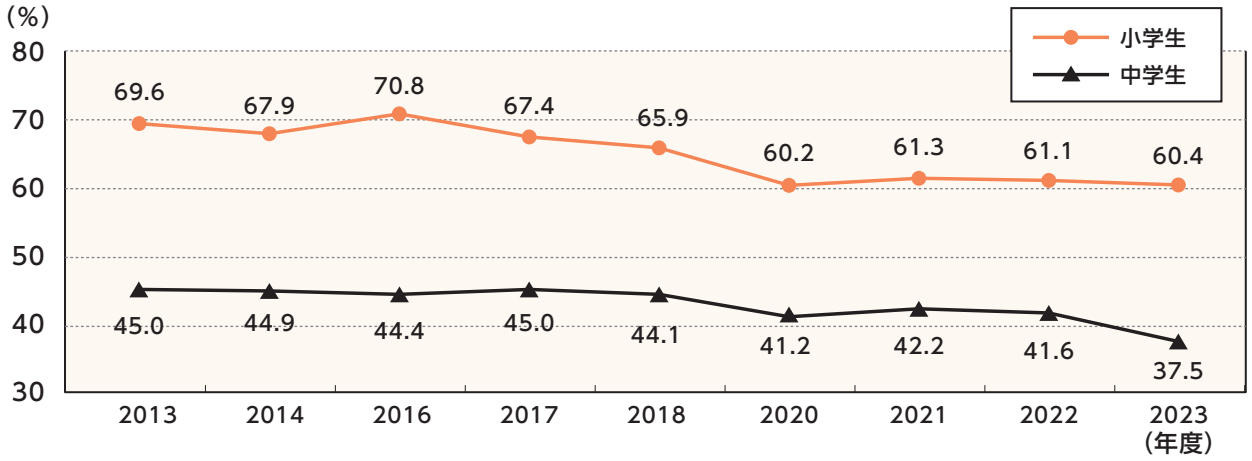
※体力合計点とは、８種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ)の成績を１点から10点に得点化して総和した合計点。
※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和２)年度調査は中止されたため当該年度結果はない。

資料:スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(7)将来の夢や目標

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、2023(令和５)年度における「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」は、小学生が60.4%、中学生が37.5%となっています。

図表 28　将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(岡山県)



※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和２)年度調査が中止となったため2019(令和元)年度結果はない。

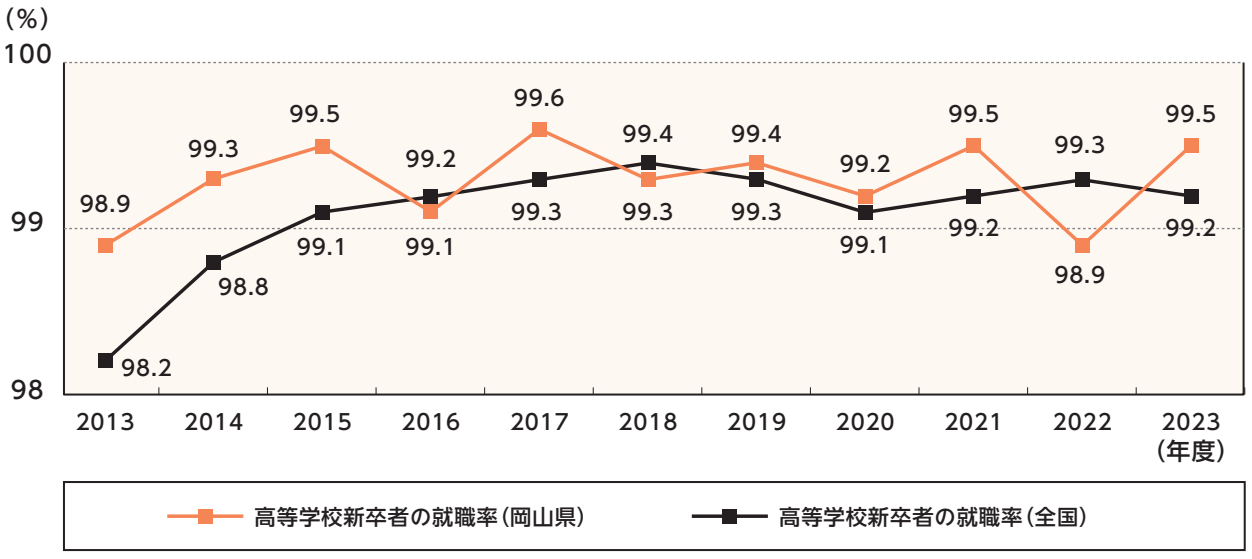
資料:文部科学省、岡山県教育委員会「全国学力・学習状況調査」

(8)若者の就労状況

「雇用労働統計」(岡山労働局)等によると、本県の2024(令和６)年３月31日現在の就職率は、高等学校新卒者では99.5%、大学新卒者では96.8%となっています。

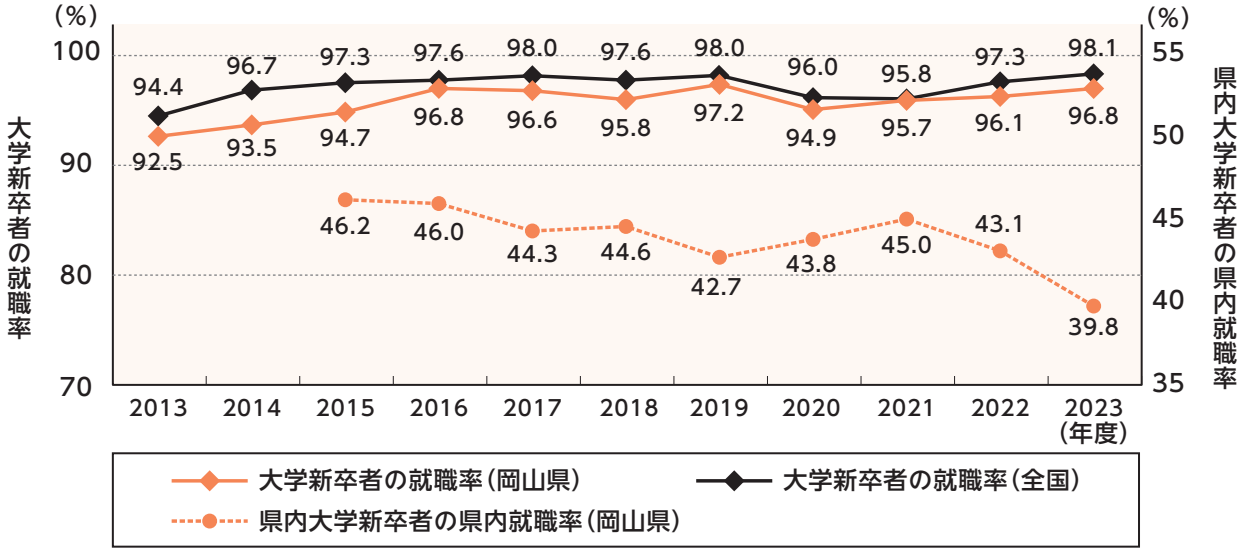
また、「新規学卒者の離職状況」(厚生労働省)によると、全国における2020(令和２)年度の新規学卒者の３年以内離職率は、高等学校卒業者は38.4%、大学卒業者は34.9%となっています。

図表 29　高等学校新卒者の就職率の推移(全国・岡山県)



資料:厚生労働省「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」、岡山労働局「雇用労働統計」

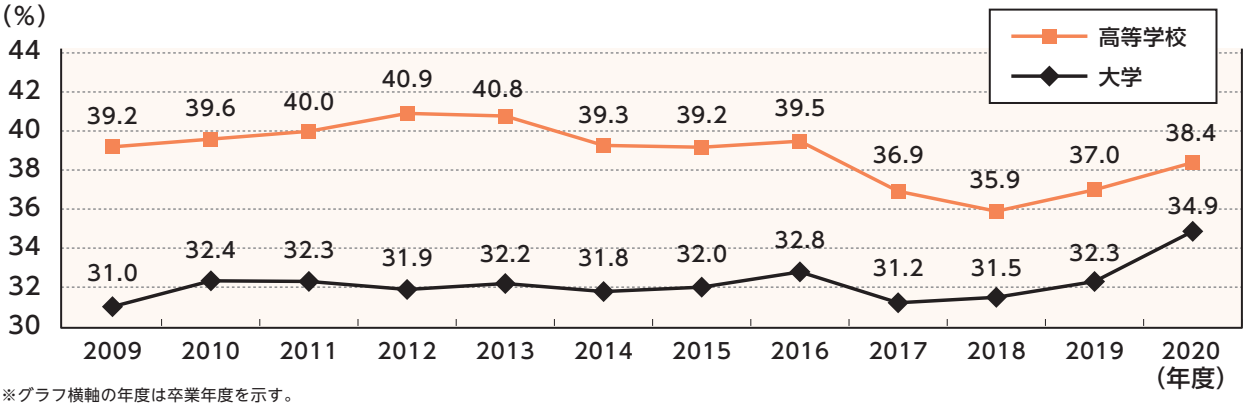
図表 30　大学新卒者の就職率の推移（全国・岡山県）



※県内大学新卒者の県内就職率については、2014年度以前は調査を実施していない。

資料：厚生労働省、文部科学省「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」、岡山労働局「雇用労働統計」

図表 31　新規学卒者の３年以内離職率の推移（全国）



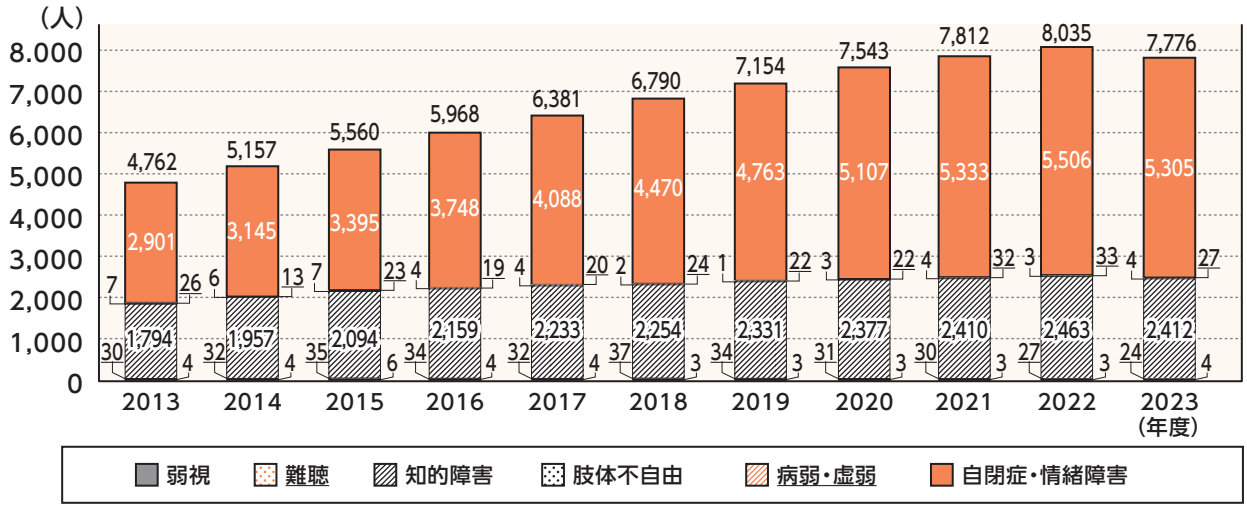
※グラフ横軸の年度は卒業年度を示す。

資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

(9) 障害のある子ども・若者

「データがしめす教育行政施策の推進状況」（岡山県教育委員会）によると、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は年々増加しています。

図表 32　特別支援学級児童生徒数の推移（岡山県）

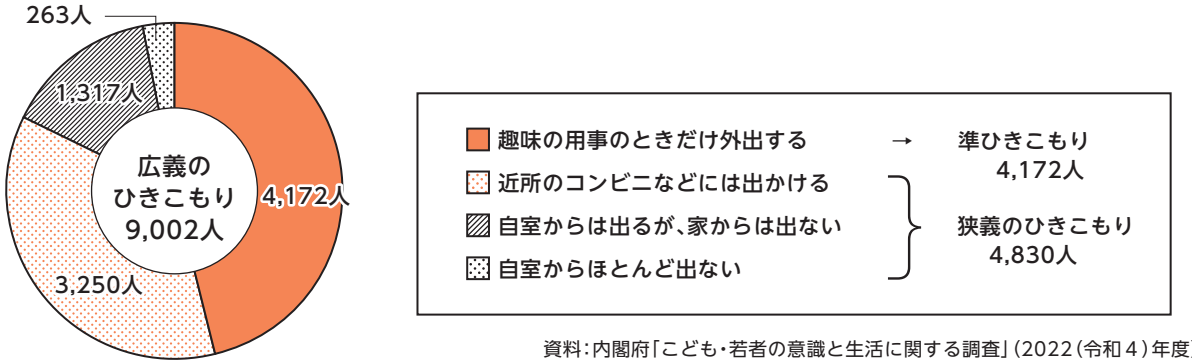


資料：岡山県教育委員会「データがしめす教育行政施策の推進状況」

(10)ひきこもりの若者の状況

ひきこもり状態にある若者(15～39歳)の数は、「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022(令和４)年度内閣府)によると、本県には約９千人存在すると推計されています。

図表 33　ひきこもり状態にある若者(15～39歳)の推計数(岡山県)



資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022(令和４)年度)

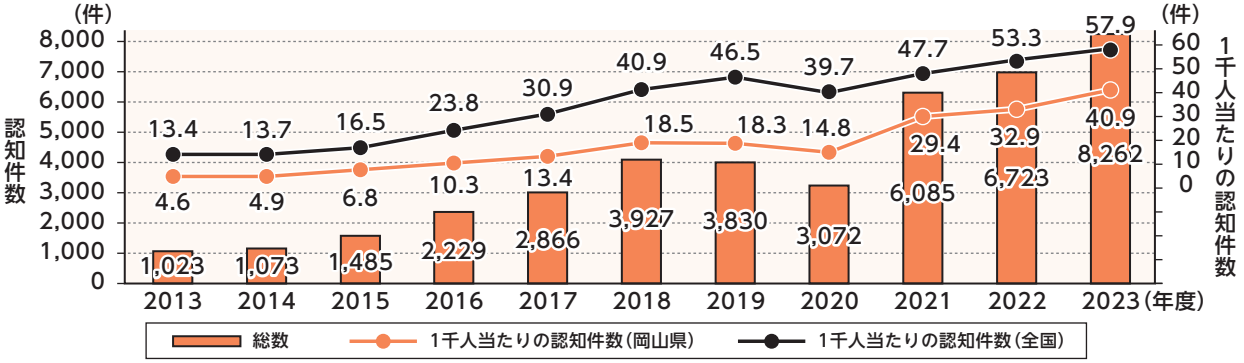
(11)いじめや暴力行為、不登校等の状況

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、いじめの認知件数は、県内、全国ともに増加傾向にあります。

１千人当たりの暴力行為の発生件数は、全国を上回る状況が続いていましたが、2021(令和３)年以降は全国を下回っています。

小学校・中学校・高等学校における不登校児童生徒数は、全国、県内ともに2020(令和２)年度以降増加傾向にあります。

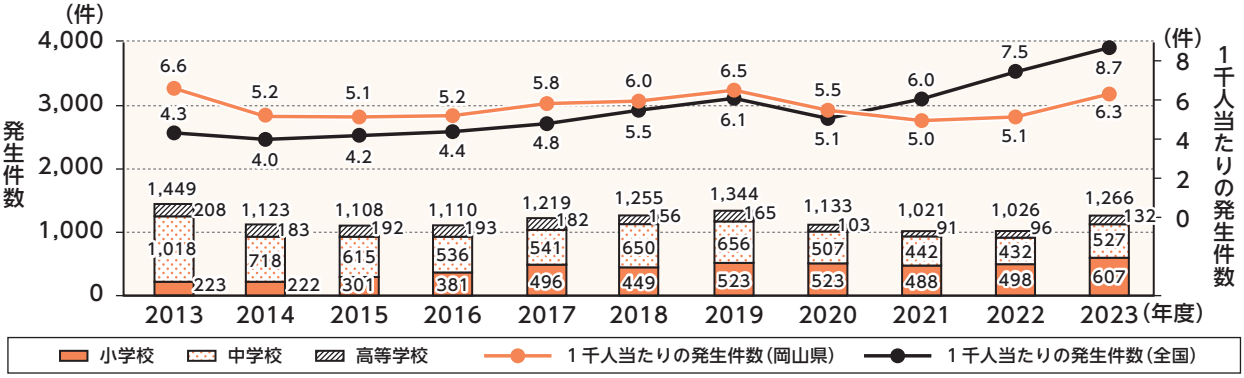
図表 34　いじめの認知件数及び１千人当たりの認知件数の推移(全国・岡山県)



※国立・公立・私立　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 計

資料：文部科学省、岡山県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

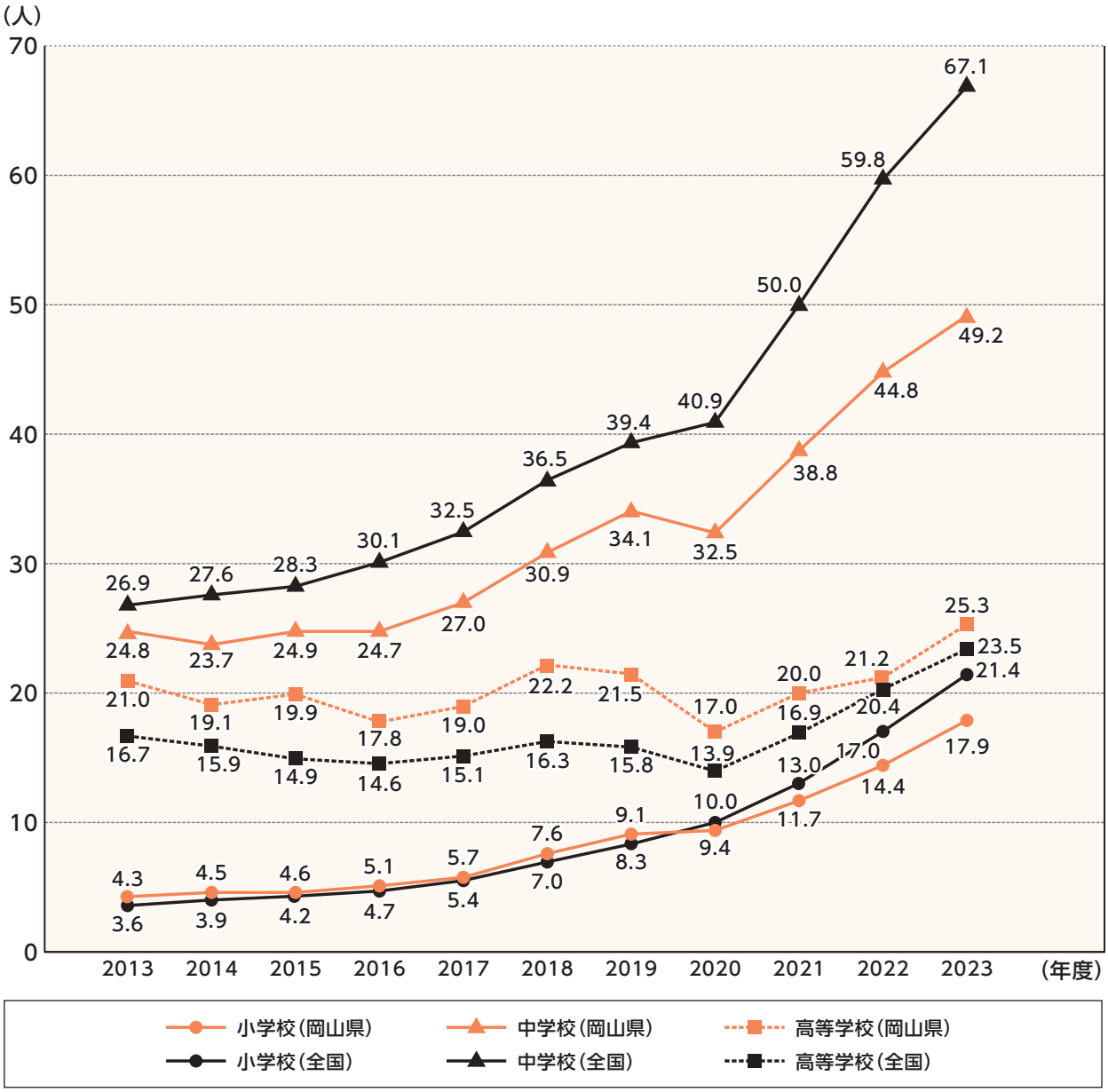
図表 35　学校内外における暴力行為の発生件数及び１千人当たりの発生件数の推移(全国・岡山県)



※国立・公立・私立計

資料：文部科学省、岡山県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 36　1千人当たりの不登校児童生徒数の推移（全国・岡山県）



※国立・公立・私立計

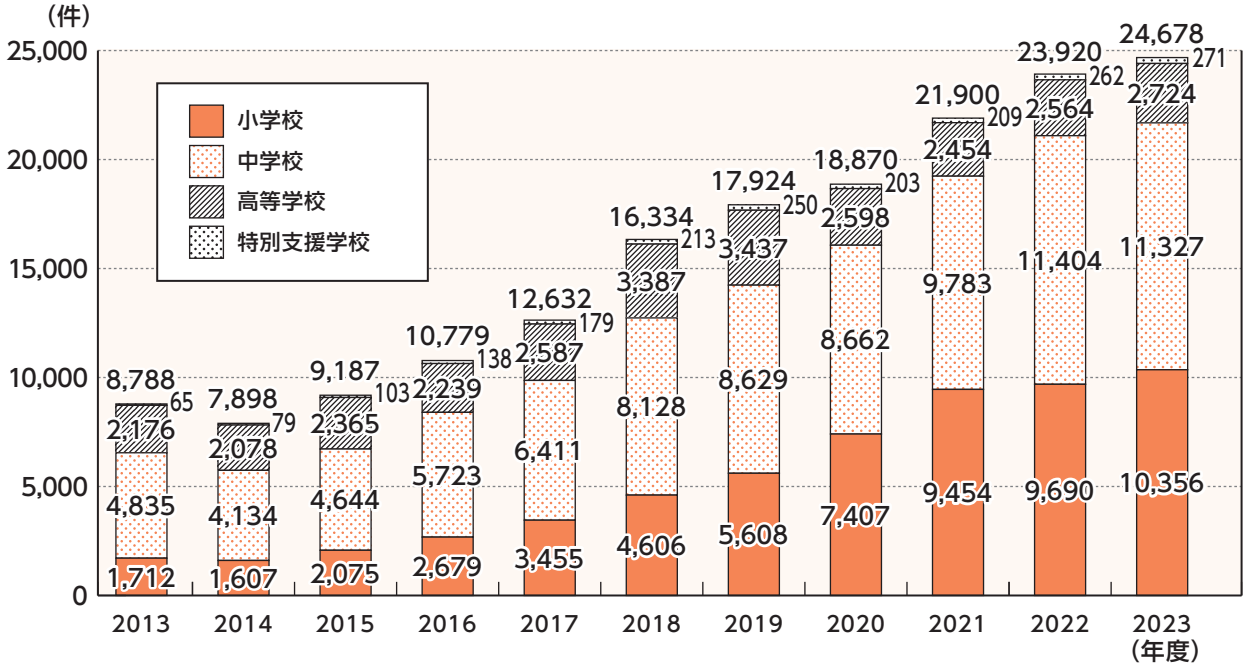
資料：文部科学省、岡山県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(12) スマートフォン・インターネット問題

インターネットの利用率、スマートフォン等の所持率の上昇に伴い、インターネット上の誹謗中傷被害も年々増加しています。

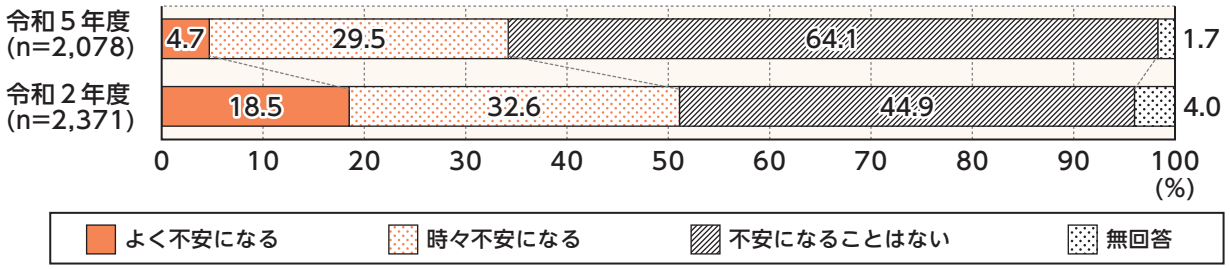
「青少年の意識等に関する調査」（2023（令和５）年度 岡山県）によると、34.2％の児童生徒が、スマートフォンやインターネットをしているときに不安を感じたことがあると回答しています。一方、64.1％の児童生徒が不安になることはないと回答しています。

図表 37　パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷被害（全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 38　児童生徒がスマートフォンやインターネットをしているときに感じる不安（岡山県）

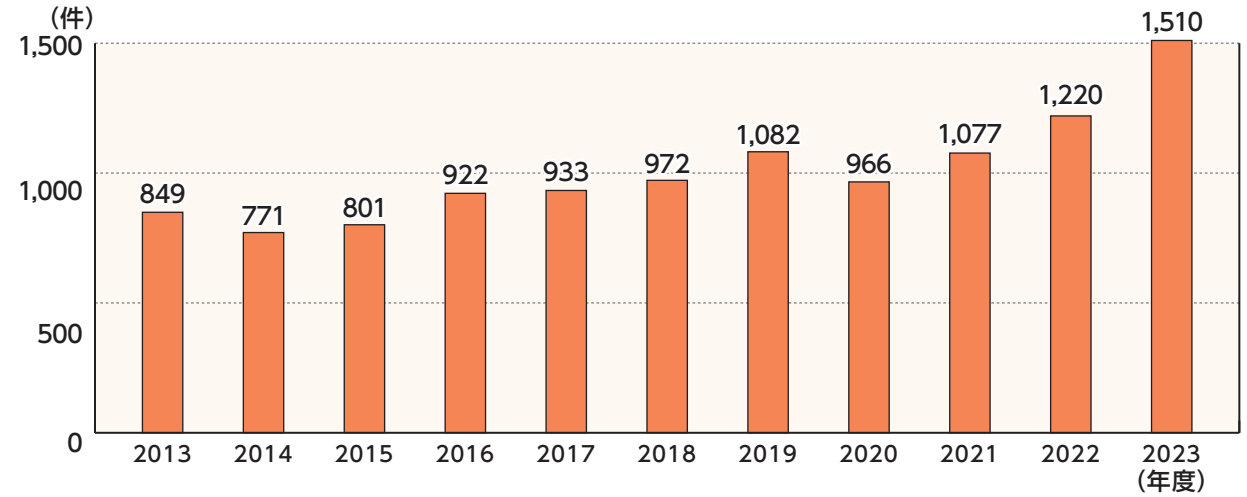


資料：岡山県「青少年の意識等に関する調査」（2023（令和5）年度）

(13) 子ども虐待

児童相談所における子どもの虐待に関する相談対応件数が増加傾向にあり、全国的に重篤な事案が後を絶たない中、県内においても重大な事案が発生しており、深刻な社会問題となっています。

図表 39　児童相談所における子ども虐待相談対応件数（岡山県）

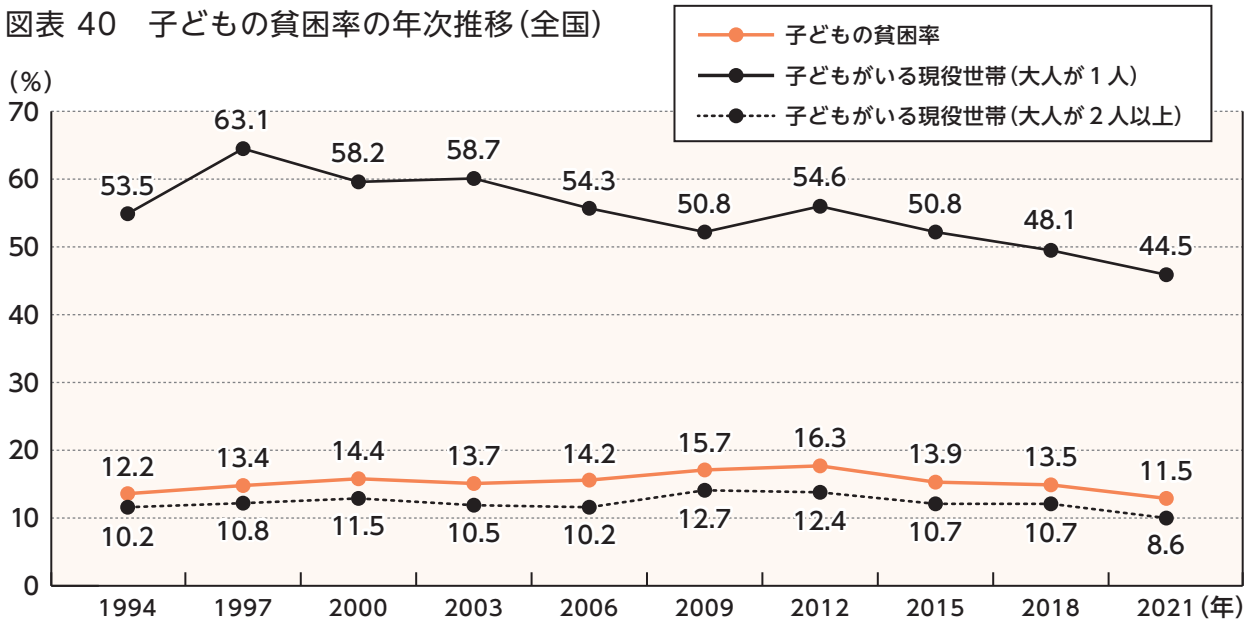


資料：岡山県「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

(14)子どもの貧困

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、全国の2021(令和３)年の子どもの相対的貧困率は11.5%となっており、大人が１人の世帯の貧困率は、大人が２人以上の世帯の貧困率を大きく上回っています。

図表 40　子どもの貧困率の年次推移(全国)



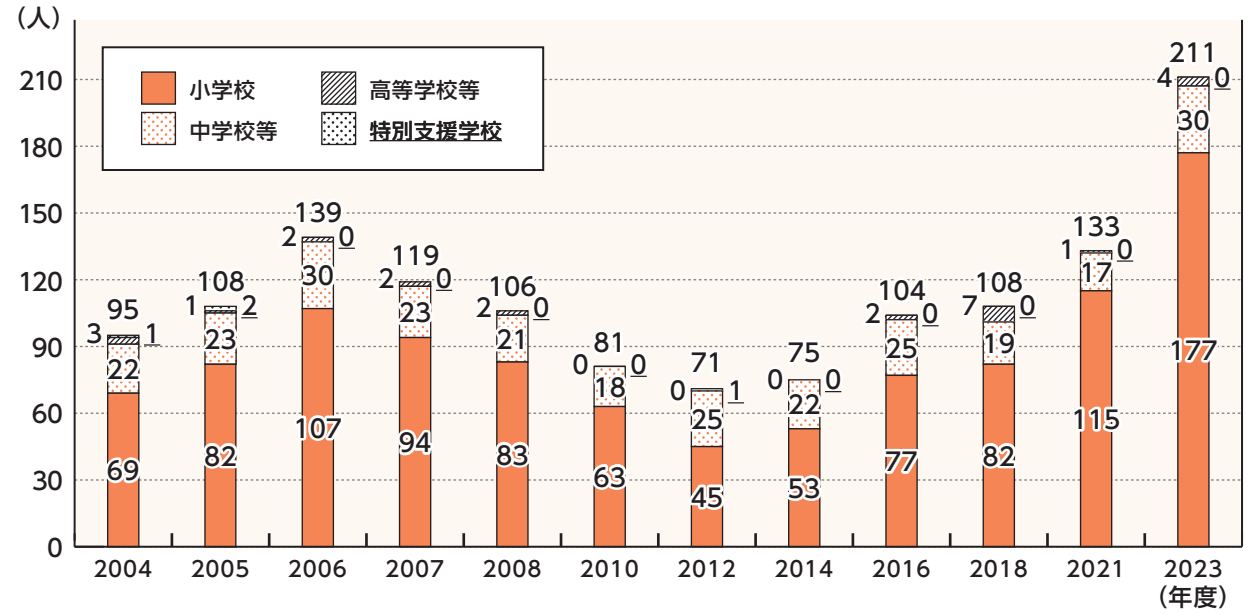
資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

(15)多様な背景を持つ子ども・若者

①外国人

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)によると、2023(令和５)年度における本県の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は、211人となっています。

図表 41　日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の推移(岡山県)



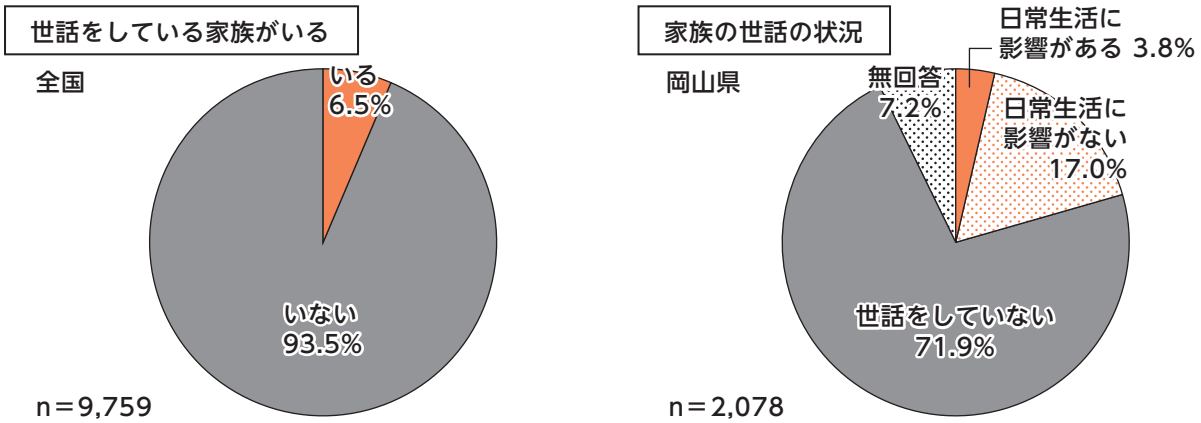
資料:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

②ヤングケアラー

2024（令和６）年６月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

全国では、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2022（令和４）年３月株式会社日本総合研究所）によると、調査対象の小学生のうち、6.5％が世話をしている家族がいると回答しています。岡山県では、「青少年の意識等に関する調査」（2023（令和５）年度岡山県）によると、家族の誰か一人でも世話をしていると回答した小学校・中学校・高等学校の児童生徒は約20％となっており、家族の世話の結果、日常生活に影響があると回答した児童生徒は3.8％となっています。

図表 42　家族の世話をしている子どもの状況（岡山県）



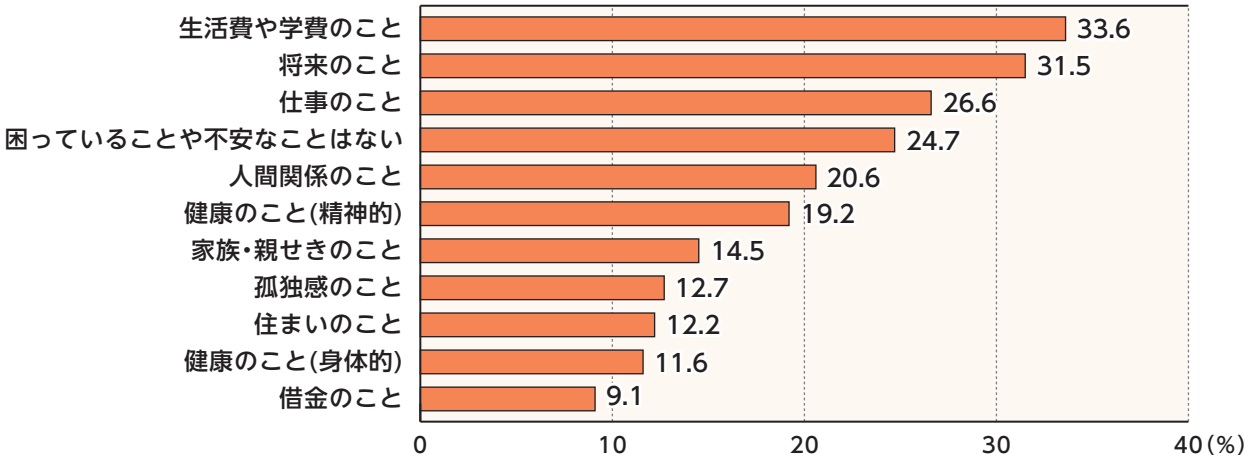
資料：株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2022（令和4）年3月）

資料：岡山県「青少年の意識等に関する調査」（2023（令和５）年度）

③社会的養護経験者[7]

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」（2020（令和２）年度厚生労働省）によると、社会に出て自立的生活を形成・維持していく際に、家族等からの援助を受けにくいことなどもあり、様々な生活・就学・就労上の問題を抱えていることが指摘されています。

図表 43　社会的養護経験者が現在の暮らしの中で、困っていることや不安なこと、心配なこと（全国）



資料：厚生労働省「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」（2020（令和２）年度）

[7] 社会的養護経験者：児童養護施設等の入所措置や里親委託等を解除された者

4 子ども・若者施策の推進に向けた国の取組

(1) こども大綱

2023(令和５)年12月、これまで別々に作成・推進してきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、今後５年程度のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められるとともに、こども基本法において、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映するために必要な措置を講ずることが義務化されたことに伴い、子ども・若者の社会参画や意見を表明する機会の充実と多様な声を施策に反映していくことを求めています。

(2) こども未来戦略

2023(令和５)年12月、「こども未来戦略」が閣議決定されました。同戦略においては、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化・人口減少を反転させることができるラストチャンスであるとし、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の３つの基本理念を掲げるとともに、少子化対策が待ったなしの状況にあることから、2026(令和８)年度までの３年間を集中取組期間として、「経済的支援の強化」(児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減等)、「すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」(「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」創設、伴走型相談支援、貧困・虐待防止・障害児・医療的ケア児等の多様な支援ニーズへの対応等)、「共働き・共育ての推進」(男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等)、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」に取り組むこととしています。

(3) 放課後児童対策パッケージ

国は、次代を担う人材を育成するとともに、共働き家庭が直面する「小１の壁」を打破する観点から、2014(平成26)年に「放課後子どもプラン」、2018(平成30)年には、「新・放課後子どもプラン」を策定し、待機児童の早期解消、放課後児童クラブと子ども教室の一体的な実施の推進を通じて、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に取り組んできました。

その結果、クラブの受け皿は、2023(令和５)年５月１日時点で登録児童数約145.7万人となり、着実に放課後児童対策は進んできていますが、待機児童は依然として約1.6万人存在していることから、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。

そのような中、国は、放課後児童対策の一層の強化を図るため、2023(令和５)年から「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、クラブの受け皿整備の推進や、人材の確保等に集中的に取り組んでいます。

(4)こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

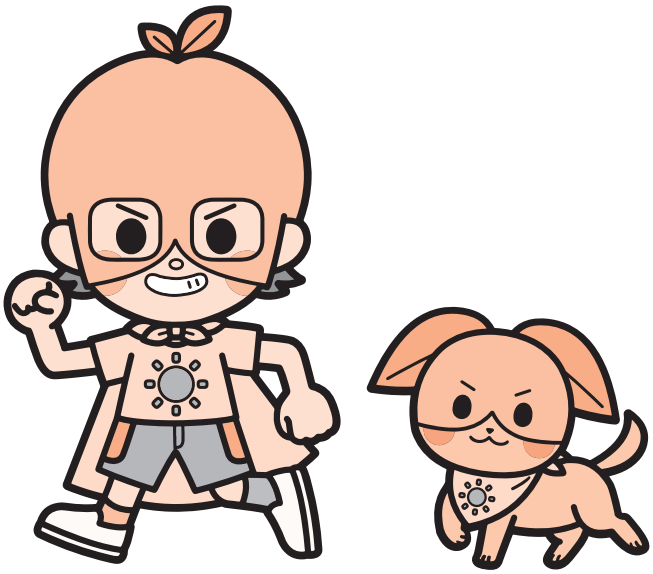
「こども未来戦略」において、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)の創設が盛り込まれました。

具体的には、2025(令和７)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、2026(令和８)年度から同法に基づく新たな給付として全国の市町村で実施されます。

(5)子ども・若者育成支援

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的として、2009(平成21)年に子ども・若者育成支援推進法が制定されました。

2024(令和６)年６月に同法が改正され、子ども・若者育成支援の基本理念において、必要な支援を行う対象者に、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者が追加されるとともに、子ども・若者支援地域協議会及び要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう努める等の内容が明記され、ヤングケアラー支援の強化に向け、取組が進められています。



5 子ども・若者施策の推進に向けた岡山県の取組

(1)少子化対策

2020(令和２)年に策定した「岡山いきいき子どもプラン2020」では、「若者の結婚に関する意識の醸成」を新たな重点施策の一つに加え、若者が、結婚を前向きに捉え、結婚、出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、結婚等に対する前向きな意識醸成に取り組んでいます。また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を拠点として、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」等により、多様な出会いの機会を提供するなど、結婚支援事業の強化に取り組んできました。

その後も少子化の状況は一層厳しさを増す状況の中、出会い・結婚から、妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた支援とともに、特に、出会い・結婚支援、安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくり、結婚や子育てに対する社会全体の空気感の醸成の、３つの視点からの取組に重点を置いて取り組んでいます。

(2)子育て支援

「岡山いきいき子どもプラン2020」で掲げた「子どもは社会が育てる」との理念の下、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や質の確保とともに、市町村等が行う保育施設整備への支援などに取り組んだ結果、保育の待機児童は減少してきています。

また、地域における子育て支援団体やボランティア、保健師などの専門職が連携して、地域全体で子育てを支援する体制や、子育て支援ネットワークの充実が図られてきました。

その一方で、女性の就業率の上昇などにより、放課後児童クラブのニーズは増加しており、待機児童も年々増えていることから、市町村等が行うクラブの計画的な整備のほか、放課後児童支援員の確保や研修の実施などによる資質向上など、クラブの円滑な運営を支援し、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

(3)子ども・若者育成支援

2022(令和４)年に策定した「第３次岡山県子ども・若者育成支援計画」で掲げた「すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて」との理念の下、各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」に関しては、青少年総合相談センターにおけるＳＮＳによる相談窓口の充実や、孤立しがちな貧困家庭やその子ども等が気軽に集える場の拡充等に取り組んできたところであり、このうち、新たに開設された子どもの居場所の数については、計画策定時の目標を上回る状況となっています。

第3章 計画の概要

1 基本理念

子どもは県民の宝物として社会全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長と子育ての喜びを社会全体で共有するとともに、次代を担うすべての子ども・若者が尊厳を重んじられ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことに、すべての県民が共感するための基本理念を設定します。

－ すべての子ども・若者が
「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、
笑顔で暮らせる未来に向けて －

2 基本的考え方

子ども・若者が、将来に夢を描くことができ、自らの希望に応じて活躍できる社会を実現することは、県政にとっての重要な責務です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、子ども・若者の幸せの視点に立って、次代を担うすべての子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、子ども・若者は社会が育てるとの認識の下、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、家庭や行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやＮＰＯ等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら少子化対策・子育て支援・子どもや若者の育成支援に取り組むことにより、県民誰もが子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍を喜び合える社会環境づくりを目指します。

3 体　系

Ⅰ　結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

1　若者のライフデザイン構築支援

（1）次代の親の育成
（2）若者の結婚への関心の後押し
（3）妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供
（4）若者の就職支援

2　若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

（1）多様な出会いの機会の提供
（2）結婚をサポートする体制の充実
（3）社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成
（4）結婚生活の応援

3　健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

（1）満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援
（2）妊産婦の健康や親子を見守り育む支援
（3）子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

Ⅱ　乳幼児期における教育・保育の充実

1　社会全体で子育てをする気運の醸成

（1）社会全体で子育てをする気運の醸成

2　乳幼児期の教育・保育の充実等

（1）子ども・子育て支援制度の推進等
（2）きめ細かな保育の充実
（3）待機児童解消に向けた取組の推進
（4）保育人材の確保・定着と職場環境の改善
（5）就学前教育の質の向上
（6）岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

3　地域ぐるみの子育て支援の推進

（1）子育て支援ネットワークの充実
（2）ふれあいの拠点づくり
（3）地域における人材の養成・確保
（4）家庭教育への支援
（5）経済的支援の推進

Ⅲ　子ども・若者の成長を支援する環境の充実

1　学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

（1）学校教育の推進
（2）家庭の教育力の向上
（3）地域の教育力の向上

2　子ども・若者の社会性向上

（1）規範意識と社会性の確立
（2）子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた支援

3　創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

（1）夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成
（2）地域づくりで活躍する若者の応援

4　子ども・若者の居場所づくり

（1）学校等における子ども・若者の居場所の充実
（2）放課後児童クラブの充実
（3）放課後子ども教室の充実
（4）民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり

5　地域・世代間交流の促進等

（1）地域・世代間交流の促進
（2）多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

Ⅳ　きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

1　社会的養育体制の充実

（1）子どもの権利擁護の推進
（2）地域における包括的な支援体制の充実
（3）里親等の積極的な推進
（4）施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化
（5）自立支援の充実
（6）児童相談所の体制強化

2　子ども虐待防止対策の充実

（1）児童相談所の機能強化と市町村への支援
（2）すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり
（3）子どもへの虐待の予防
（4）子どもへの虐待の早期発見・早期対応
（5）虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援
（6）支援者の人材育成
（7）子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

3　障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

（1）障害のある子ども・若者の支援
（2）発達障害のある子ども・若者の支援
（3）ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援
（4）少年の非行防止と立ち直り支援
（5）いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応
（6）多様な背景を持つ子ども・若者の支援

4　ひとり親家庭等の自立支援

（1）相談機能の強化
（2）子育て・生活支援の強化
（3）経済的自立の支援
（4）就業支援の強化

5　子どもの貧困対策の推進

（1）教育の支援
（2）生活の支援
（3）保護者に対する就労の支援

Ⅴ　ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

1　子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

（1）企業の意識改革への取組
（2）出産・子育てがしやすい職場環境の整備
（3）男女がともに協力して子育てする意識の醸成
（4）出産・子育て後の女性の再就職等の支援

2　子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

（1）周産期・小児医療体制の整備
（2）小児慢性特定疾病の医療の推進
（3）感染症対策の推進
（4）病児保育の充実

3　安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

（1）子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保
（2）子育て支援情報の提供や相談体制の充実

4　安全・安心な子育て環境の整備

（1）食の安全・安心の確保、食育の推進
（2）安全な遊び場の整備
（3）安全・安心な生活環境の整備
（4）安全・安心な社会環境づくり

Ⅵ　子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

1　子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

（1）環境づくりと気運の醸成
（2）子ども・若者の社会参画の促進
（3）子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映

4 基本目標及び主要指標

（1）基本目標の設定

「岡山いきいき子どもプラン2020」では、2018（平成30）年度に実施した県民意識調査における県民の希望出生率が2.05と、人口を維持できる水準であるとされる、合計特殊出生率2.07に近づいていることから、「岡山県人口ビジョン」（2015（平成27）年10月策定）との整合を鑑み、2040（令和22）年までに合計特殊出生率2.07を達成することを基本目標としました。

新たなプランの策定にあたり、2023（令和５）年度に県民意識調査を実施したところ、県民の希望子ども数は2.06で、合計特殊出生率2.07に近い数値となっています。そのため、「岡山県人口ビジョン（令和７年３月改訂版）」を踏まえ、2060（令和42）年までに合計特殊出生率2.07を達成することを基本目標とします。

(2)主要指標の設定

「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」では、主要な事業・施策に主要指標を設定して、進捗状況を点検・評価します。

Ⅰ 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

項　目	現　状	目　標	担当課
婚姻率※	3.7(R5)	3.94	子ども未来課
平均初婚年齢	30.1歳(夫)(R5) 29.0歳(妻)(R5)	現在より低下	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	55.6%(R5)	73%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	521組(R6.3)	1,100組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	86.7%(R5)	90.5%	健康推進課
出生数	11,575人(R5)	12,260人	子ども未来課
県内大学新卒者の県内就職率	42.9% (R2～R5の平均)	47.5%	労働雇用政策課

※人口千人に対する婚姻件数の割合

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

項　目	現　状	目　標	担当課
ももっこカード(おかやま子育て応援パスポート)の新規協賛店数	年96店舗 (R3～R5の平均)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合※	63.9%(R5)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	436人(R5)	890人	子ども未来課
子育て支援員育成数	1,469人(R5)	2,400人	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.7%(R5)	19.9%	子ども未来課

※５年に１回実施する県民意識調査により把握するもの

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

項　目			現　状	目　標	担当課
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		60.4%(R5)	72.0%	義務教育課
	中学校3年生		37.5%(R5)	52.5%	
インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合			87.9%(R5)	95.0%	高校教育課
子どもの不読率※	小学校		8.9%(R5)	4.5%	生涯学習課
	中学校		25.7%(R5)	12.9%	
	高等学校		51.0%(R5)	25.5%	
放課後児童クラブ実施箇所（支援の単位）数			698箇所(R5)	800箇所	子ども未来課
放課後児童支援員認定資格研修修了者数			3,551人(R5)	5,400人	子ども未来課
「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		45.6%(R5)	49.7%	義務教育課
	中学校3年生		38.9%(R5)	41.4%	
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	男子	小学校5年生	72.1%(R5)	74.4%	保健体育課
		中学校2年生	64.3%(R5)	66.3%	
	女子	小学校5年生	53.5%(R5)	56.5%	
		中学校2年生	44.9%(R5)	47.4%	
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差	小学校6年生		−1ポイント(R5)	+1ポイント	義務教育課
	中学校3年生		+1ポイント(R5)	+1ポイント	
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		84.1%(R5)	86.4%	義務教育課
	中学校3年生		76.8%(R5)	80.6%	
	県立高校生		65.8%(R5)	83.0%	高校教育課
県内大学等及び高校からの海外留学者数	大学等		856人/年(R5)	1,420人/年	国際課
	高校		437人/年(R5)	780人/年	総務学事課 高校教育課
全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数			806人/年(R5)	980人/年	高校教育課
家庭教育支援チームを設置している市町村数			16市町村(R5)	27市町村	生涯学習課
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		80.8%(R5)	84.6%	義務教育課
	中学校3年生		80.0%(R5)	83.6%	
「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		80.4%(R5)	84.7%	義務教育課
	中学校3年生		77.6%(R5)	80.5%	
「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合	小学校6年生		73.0%(R5)	100%	教育情報化推進室
	中学校3年生		63.9%(R5)	100%	
コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合			69.8%(R5)	94.0%	高校魅力化推進室 義務教育課

※１か月間に本を全く読まなかった児童生徒の割合

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

項　目		現　状	目　標	担当課
里親等への委託率		33.4%(R6.3)	54%	子ども家庭課
こども家庭センターの設置市町村数		10市町村 (R6.4.1)	25市町村	子ども家庭課
子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数		113団体(R5)	161団体	子ども家庭課
民間企業における障害者実雇用率		2.58%(R5)	2.82%	労働雇用政策課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値）		72.4(R5)	69.5以下	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値）		87.6(R5)	84.5以下	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合		78.1(R5)	80.4%	人権教育・生徒指導課
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	85.6%(R5)	87.3%	義務教育課
	中学校3年生	85.5%(R5)	87.3%	
高校生活に満足している生徒の割合		91.1%(R5)	95.0%	高校魅力化推進室
中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数		302人(R5)	600人	子ども家庭課

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

項　目	現　状	目　標	担当課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	151社(R5)	475社	子ども未来課
14日以上の男性の育児休業取得率※	39.2%(R6)	53.1%	人権・男女共同参画課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん93.7%(R5) 風しん93.7%(R5)	95%以上	疾病感染症対策課
ももたろう交通安全クラブの設置率	67.1%(R5)	70.0%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティーコーン設置校数	302校(R6.9)	327校	くらし安全安心課

※毎年実施する「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」により把握するもの

第4章 計画の内容

Ⅰ 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

個人の自由な選択を尊重しながら、市町村や企業をはじめとする多様な主体と連携し、若い世代の出会い・結婚、妊娠・出産の希望がかない、安心して子育てできる環境づくりを目指します。

1 若者のライフデザイン構築支援

施策の方向

次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、主体的にライフイベントに係る選択を行うことができるよう、情報提供や意識の喚起に取り組むとともに、若い世代が安心して、妊娠・出産できるよう、妊孕性（妊娠のしやすさ）等の正しい知識の普及啓発に努めます。また、将来に明るい見通しを持てるよう経済的基盤の確保に向けた就職支援を行います。

重点施策

（1）次代の親の育成

次代の親を育てるという認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

（2）若者の結婚への関心の後押し

若者が、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、結婚等について考えるきっかけとなる情報や機会の提供等により、結婚等に対する前向きな意識醸成を図ります。

（3）妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産などについての正しい知識を身に付け、プレコンセプションケア（男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うこと）を促すよう、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

（4）若者の就職支援

経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、合同企業説明会や就職面接会の開催、キャリアカウンセラーによる個別相談など一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。

さらに、若者の就職を支援するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施するとともに、希望する就職ができていない若者が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

施策の方向

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、2023（令和５）年度の結婚・出産・子育てに関する県民意識調査では、未婚者の８割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては３割を超える人が「結婚できそうにない」としています。理由として「結婚したいと思う相手と出会いそうにない」が最も多く、仕事等との両立についての不安も挙げられており、希望の実現に向けた出会い・結婚支援を重点的に進める必要があります。

そのため、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を中心に、市町村や企業等様々な主体と連携しながら、結婚を希望する人に多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、若い世代の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進します。

また、県をはじめとする様々な主体が行う結婚支援の取組やサービスについて、社会全体に情報発信することにより、結婚を応援する気運醸成を図るとともに、将来の結婚への不安の解消に努めます。

重点施策

（1）多様な出会いの機会の提供

会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット[8]」を活用し、市町村や企業等との連携の下、１対１の出会いや婚活イベントにより、結婚に結びつく多様な出会いの機会を提供します。併せて、「おかやま縁むすびネット」の利便性の向上とさらなる認知度向上を図り、会員の安定的な確保によりマッチング機会の増加に努めます。

また、市町村が実施する地域資源等を活用した出会いイベント等を支援することにより、多彩な出会いの機会を提供します。

（2）結婚をサポートする体制の充実

①結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保・育成

「おかやま縁むすびネット」で成立したお引合せに立ち会うなど会員を手厚くサポートする結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保を進めます。

[8] おかやま縁むすびネット：結婚を希望する人に出会いの機会を提供するため、2017（平成29）年度に県が導入した会員制の結婚支援システム。登録会員の中から自分で会いたい相手を選んで申し込み、ボランティア「結びすと」がお引合せをフォローする「マッチングシステム」と、県や「出会いサポーター」として登録した民間企業等が実施する婚活交流会等の情報をメールにて配信し、参加希望者からの申し込み受付や、抽選等を行う「イベントシステム」がある。

②結婚相談の実施

結婚を希望する人を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセンター」において、本人や家族からの相談に対応します。

③民間企業等との連携強化

出会いのための交流会等を企画、実施する民間企業や団体等を「出会いサポーター」として登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。

④市町村との連携強化

市町村や県が実施する結婚支援事業について、情報の共有や優良事例の横展開を図ります。また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」に結婚支援コンシェルジュを配置し市町村等の取組を支援するほか、「おかやま縁むすびネット」を活用して情報発信を行います。

(3) 社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成

個人の自由な選択を尊重しつつ、ウェブサイトやメディアなどの各種広報媒体を通じて出会い・結婚に関する情報を積極的に発信するほか、結婚したいカップルや新婚夫婦に協賛店独自のサービスを提供する「おかやま結婚応援パスポート」の利用拡大や、同世代の若者の交流促進などにより、結婚を前向きに捉える社会全体の気運を醸成します。

また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。

(4) 結婚生活の応援

結婚を希望する人や新婚世帯が結婚生活に前向きなイメージを持てるよう、「おかやま結婚応援パスポート」を通じた協賛店のサービス提供や、結婚生活等に関する支援情報の発信により、地域社会全体で結婚を応援していることを実感できる環境づくりを進めます。

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

施策の方向

子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

充実した本県の医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、市町村と連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、「こども家庭センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や子育てへの不安感の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

重点施策

(1)満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援

①妊娠・出産の希望をかなえるための支援

こども家庭センターなどでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。

②希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり

保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談を行うとともに、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアを広く周知します。

特に、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図る産後ケアについては、希望するすべての産婦が利用できるよう、実施主体である市町村と連携しながら、広域調整などニーズを踏まえた体制整備を推進します。

また、母親の産後の心身の変化について、本人をはじめ、家族や社会の理解が深まるよう、地域のボランティアとともに広く啓発などを行うことにより、産後うつなどの予防や心身に不調を感じている妊産婦への早期支援につなげます。

③不妊に関する支援

「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受ける体制の充実を図ります。

④安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援

妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。

(2)妊産婦の健康や親子を見守り育む支援

①妊娠・出産・子育てに配慮した環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。

②多くの人と交流し、支援を受けながら子育てができる環境づくり

地域の子育てに関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村のこども家庭センターに関する情報提供を行い、妊娠・出産・子育てへの悩みを一人で抱え込まない環境づくりに努めます。

(3)子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

①子どもの健やかな育ちを守るための支援

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また、健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どもすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。併せて、乳幼児期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化や母子保健情報のデジタル化について、市町村と連携を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実を目指します。

②健やかな成長を促す母子保健サービスの提供

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。

③子どもの心と体が成長できる機会の提供

親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親や、孤立しがちな親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。

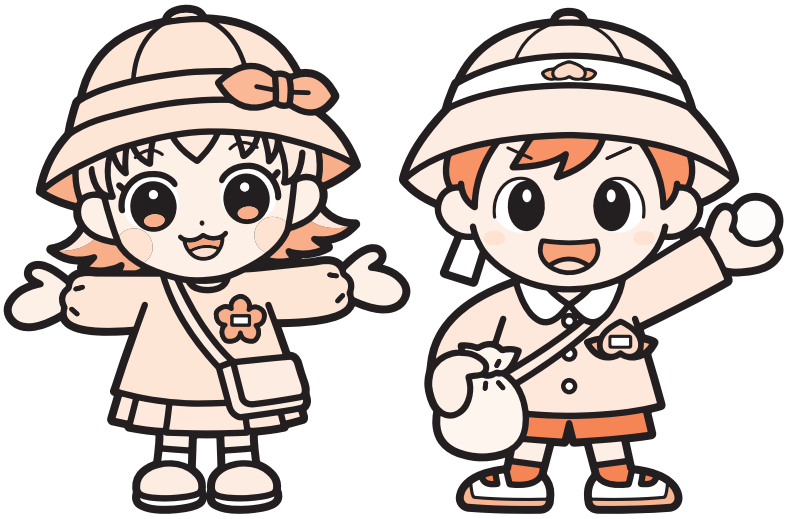
④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供

県・市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座の開催や、乳幼児とふれあう機会を提供します。

〈主要指標〉

項　目	現　状	目　標	担当課
婚姻率[9]	3.7(R5)	3.94	子ども未来課
平均初婚年齢	30.1歳(夫)(R5) 29.0歳(妻)(R5)	現在より低下	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	55.6%(R5)	73%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	521組(R6.3)	1,100組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	86.7%(R5)	90.5%	健康推進課
出生数	11,575人(R5)	12,260人	子ども未来課
県内大学新卒者の県内就職率	42.9% (R2～R5の平均)	47.5%	労働雇用政策課

[9] 婚姻率：人口千人に対する婚姻件数の割合。



Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

施策の方向

子どもは社会が育てるとの理念の下、地域、企業をはじめとする様々な主体が子育てを応援する気運を高め、子育てにやさしい社会づくりを進めます。

重点施策

(1)社会全体で子育てをする気運の醸成

①子育てにやさしい地域社会づくり

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」(おかやま子育て応援パスポート)の利便性向上等による一層の普及を図るとともに、「子育て応援BOOK」の作成・配布や講座開催等による父親や祖父母の育児参加促進、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進・普及啓発、子どもや子育てにやさしい社会の実現に向けた県民運動の展開などを通じ、社会全体で子育てを温かく応援する気運を高め、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

②子どもの人権に関する啓発活動の推進

子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン[10]に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

③連携の強化

学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

10 ユニバーサルデザイン:「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

2 乳幼児期の教育・保育の充実等

施策の方向

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。

重点施策

(1)子ども・子育て支援制度[11]の推進等

制度の推進に当たっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業等を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、制度や施設経営に関する情報提供に努めるとともに、国や市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

(2)きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

(3)待機児童解消に向けた取組の推進

保育人材の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い３歳未満児の受け入れを促進し、待機児童の解消につなげます。

また、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。

[11] 子ども・子育て支援制度：①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等を柱として、2015（平成27）年４月からスタートした制度。

(4)保育人材の確保・定着と職場環境の改善

「県保育士・保育所支援センター」を中心とした現任保育士への相談対応、潜在保育士の復職に向けた伴走支援や、若手保育士の交流会の開催など、市町村や保育士養成施設と連携し、保育人材の確保・定着に向けたきめ細かな取組を進めるとともに、保育士の資質や専門性の向上を図るため、保育施設職員に対する研修を実施します。

また、環境改善セミナーの実施やサポート人材の配置、保育業務のＩＣＴ化推進に向けた取組などにより、職場環境の改善と業務負担の軽減を図ります。

○特定教育・保育[12]及び特定地域型保育[13]を行う者の見込数

区分	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度	2027(令和９)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
保育教諭	4,190人	4,265人	4,354人	4,433人	4,459人
保育士	5,950人	5,881人	5,840人	5,804人	5,782人
幼稚園教諭(※)	1,611人	1,576人	1,529人	1,465人	1,426人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

(5)就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実や市町村への支援等を図ることにより、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、今後の発達段階において必要となる、学びに向かう力等(非認知能力)の涵養を図り、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

(6)岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

①教育・保育の量の見込みと確保方策

2025(令和７)年度から2029(令和11)年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)を定めます。

(ア)教育・保育の提供区域

教育・保育の量の見込みと確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域(以下「県区域」という。)を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。)において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を１つの単位として設定します。

(イ)各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策の設定

県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

12 特定教育・保育:市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設が行う当該確認に係る教育・保育。(認定こども園、幼稚園、保育所)

13 特定地域型保育:市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う当該確認に係る地域型保育事業。(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

区分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法 第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設[14](認定こども園及び幼稚園に限る。)に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。	特定教育・保育施設及び幼稚園(特定教育・保育施設に該当するものを除く。)
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法 第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	特定教育・保育施設 ※企業主導型保育施設等を含む。
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法 第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所[15](事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。) ※企業主導型保育施設等を含む。

○教育・保育の量の見込みと確保方策の県計(27区域の計)　(単位:人)

		2025(令和7)年度				2026(令和8)年度				2027(令和9)年度				2028(令和10)年度				2029(令和11)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	10,532	27,550	3,694	16,339	9,999	26,989	3,622	16,273	9,449	26,169	3,549	16,245	8,928	25,425	3,504	16,206	8,635	25,130	3,433	16,141
②確保方策	特定教育・保育施設	18,027	29,570	3,984	14,885	17,866	29,465	3,974	14,846	17,656	29,401	4,008	14,941	17,359	29,315	3,978	14,966	17,145	29,218	3,923	14,986
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	424	0	0	0	424	0	0	0	424	0	0	0	424	0	0	0	424	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	529	1,430	0	0	535	1,442	0	0	534	1,442	0	0	534	1,494	0	0	534	1,513
	企業主導型保育施設	0	697	375	878	0	697	375	878	0	697	375	878	0	697	375	878	0	697	375	878
	上記以外の保育の受け皿※	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432
	計	18,451	30,850	4,971	17,625	18,290	30,745	4,967	17,598	18,080	30,681	5,000	17,693	17,783	30,595	4,970	17,770	17,569	30,498	4,915	17,809
②−①		7,919	3,300	1,277	1,286	8,291	3,756	1,345	1,325	8,631	4,512	1,451	1,448	8,855	5,170	1,466	1,564	8,934	5,368	1,482	1,668

※特例保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)並びに地方単独保育施策の計。

※県区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策はP.95-P.101に記載

[14] 特定教育・保育施設:市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

[15] 特定地域型保育事業所:市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が当該確認に係る地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)の事業を行う事業所。

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア)認定こども園の目標設置数と設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の提供体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

(単位:施設)

県区域	設置済み数(R6.4.1現在)	目標設置数				
		2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
岡山市区域	70	80	87	90	93	94
倉敷市区域	41	42	42	42	42	42
津山市区域	5	5	5	5	5	5
玉野市区域	5	5	5	5	5	5
笠岡市区域	14	14	14	14	14	14
井原市区域	0	0	0	0	0	0
総社市区域	3	3	3	3	3	3
高梁市区域	4	5	6	6	6	6
新見市区域	8	8	8	8	8	8
備前市区域	9	9	9	9	9	9
瀬戸内市区域	4	4	4	5	5	5
赤磐市区域	3	3	4	4	4	4
真庭市区域	14	14	14	15	15	15
美作市区域	3	4	4	4	4	4
浅口市区域	5	5	5	5	5	5
和気町区域	3	3	3	3	3	3
早島町区域	0	0	0	0	0	0
里庄町区域	0	0	0	0	0	0
矢掛町区域	1	1	1	1	1	1
新庄村区域	0	0	0	0	0	0
鏡野町区域	2	2	2	2	2	2
勝央町区域	0	0	0	0	0	0
奈義町区域	1	1	1	1	1	1
西粟倉村区域	0	0	0	0	0	0
久米南町区域	0	0	0	0	0	0
美咲町区域	0	0	0	0	0	0
吉備中央町区域	5	5	5	5	5	5
県計(27区域の計)	200	213	222	227	230	231
岡山市区域・倉敷市区域の計	111	122	129	132	135	136
岡山市区域・倉敷市区域以外の計	89	91	93	95	95	95

（イ）認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の２により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可・認定をしないことができるとされています。（需給調整）

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」（上乗せ数値）を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うこととされています。

●基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の提供体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

●幼稚園からの移行に対する対応（２号・３号認定分の上乗せ）

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

●保育所からの移行に対する対応（１号認定分の上乗せ）

１号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の要否を個別に判断します。（１号認定の上乗せ数値は定めない。）

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付[16]の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細かな協力体制を構築するよう努めます。

④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実に努めます。

⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満３歳未満の児童が対象ですが、これらの子どもが満３歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園、幼稚園又は保育所と緊密かつ円滑に連携する必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

[16] 子育てのための施設等利用給付：「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

⑥私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援

幼児を健やかに育むために必要な環境整備（遊具、防犯対策設備の設置等）を実施するにあたり必要な経費の一部を支援します。

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

施策の方向

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとして捉え、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

重点施策

（1）子育て支援ネットワークの充実

民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するＮＰＯ等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター[17]事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を「おかやま子育てカレッジ」に指定し、学・民・官の協働による地域の子育て力の向上を図ります。

（2）ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点[18]の増加を図ります。

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

17 ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育ての援助を受けたい方を会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

18 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

(3)地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要な人材、また、「子育てサポーターリーダー[19]」など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(4)家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えており、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援するとともに、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラム等、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(5)経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当の支給や、国制度では対象とならない３歳未満児の第３子以降の保育料の無償化等に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

〈主要指標〉

項　目	現　状	目　標	担当課
ももっこカード(おかやま子育て応援パスポート)の新規協賛店数	年96店舗(R3～R5の平均)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合[20]	63.9%(R5)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	436人(R5)	890人	子ども未来課
子育て支援員育成数	1,469人(R5)	2,400人	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.7%(R5)	19.9%	子ども未来課

[19] 子育てサポーターリーダー:子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

[20] 子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合:５年に１回実施する県民意識調査により把握するもの。

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭及び地域の教育力を高めるための支援、子ども・若者の自己形成への支援、未来を切り拓くことができる人材の育成、子ども・若者の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

施策の方向

子どもの学ぶ力の育成、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

重点施策

(1)学校教育の推進

①学ぶ力の育成

校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、主体的かつ組織的な教育活動の質の向上を図る学校風土を醸成します。また、教員の授業観の転換を図り、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。さらに、時間管理の徹底、学校行事・業務の精選、校務ＤＸによる業務の効率化、外部人材の活用など、教職員の働き方改革を推進し、教員が児童生徒の指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

子どもが、多様な他者との協働の下、地域の課題など自ら課題を見付け、自己の生き方を考えながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるＰＢＬ(課題解決型学習)を総合的な学習の時間等を中心に推進することで探究的な学びの充実を図り、主体性や創造性、協調性等を育み、学ぶ意欲の向上につなげます。

すべての学習の基盤となる情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要となる情報活用能力を育成するため、ＩＣＴを活用した学習活動や、基本的な操作技能やプログラミング、発達段階に応じた情報モラル等に関する指導の充実を図ります。

また、すべての教職員がＩＣＴを日常的に利活用し、子どもの情報活用能力の育成のための指導ができるよう、指導力向上のための研修を行うとともに、外部専門人材による支援など、ＩＣＴを活用した学びを進めます。

②豊かな心の育成

子どもの豊かな心の育成に向け、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立したひとりの人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて様々な体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行い、子どもが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ります。

③健やかな体の育成

子どもが生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育授業の充実を図るとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、運動やスポーツをすることが好きな子どもを増やすことで体力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識の向上や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

子どもが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育など健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

④より良い社会づくりに参画する人材の育成

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、ＮＰＯなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

⑤国際的に活躍できる人材の育成

ＡＬＴ（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、ＩＣＴ等を活用し、小・中・高等学校における英語４技能５領域を総合的に育成することを意識した英語教育の充実を図ります。

また、海外姉妹校提携等を活用しながら、高校生や大学生等の海外留学への関心・意欲の喚起や海外留学にチャレンジする学生の支援を行うなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目指します。

さらに、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

⑥探究・ＳＴＥＡＭ教育の推進

新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力等の育成に向け、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習やＳＴＥＡＭ教育（いわゆる文系・理系の枠を越えた学び）等の充実を図ります。また、高等学校段階からのデジタル等成長分野を支える人材育成が必要なことから、ＩＣＴを活用した文理横断的な探究的な学びの充実を図ります。

⑦キャリア教育の推進

子ども一人ひとりの夢を育み、進学、就職、結婚、出産、子育てなど様々なライフイベントを踏まえた生活も視野に入れて、主体的に生涯の生活を設計したり、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方ができるよう、学校、家庭、地域、企業、大学等が連携したキャリア教育を推進し、子どもの学習意欲の高揚や、基盤となる能力や望ましい勤労観・職業観の育成などを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

⑧体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校生活全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

(2) 家庭の教育力の向上

①保護者自身の意識の醸成

子どもは、日々の生活の中で、保護者を含めた大人の姿や行動を見ながら成長していきます。

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議[21]をはじめ、ＮＰＯや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。

②家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えていたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援するとともに、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

[21] (公社)岡山県青少年育成県民会議：青少年問題の重要性に鑑み、国及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、県民総ぐるみの青少年健全育成運動の中核母体として設立された。

(3)地域の教育力の向上

①連携の強化

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、相互の連携・協働の下に学校づくりと地域づくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクール[22]と地域学校協働活動[23]を一体的に推進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。

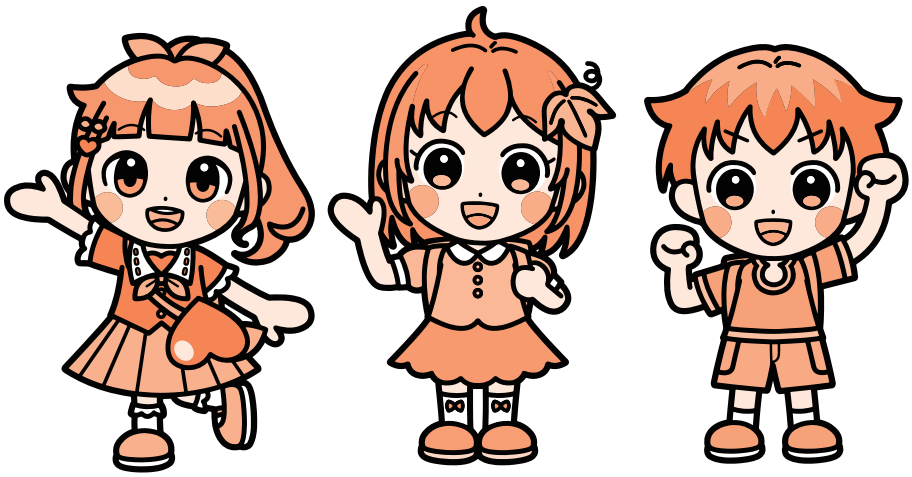
また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働の下に学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

②人材の養成と気運の醸成

親子(母親)クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織を育成し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体と連携し、登下校時のあいさつ運動や声掛けを通じ、地域全体で子ども・若者を健やかに育てる気運の醸成に努めます。

また、子ども・若者の健やかな成長に向けた県民の理解を深めるため、「岡山県青少年健全育成強調月間」(7月、11月、3月)を中心に、家庭、学校、地域が一体となった取組を集中的に展開します。



[22] コミュニティ・スクール:学校運営協議会制度。保護者や地域住民、学識経験者などの構成委員が、学校運営や学校運営への必要な支援に関して協議することにより、学校・家庭・地域が一体となって、より質の高い教育を提供していくための制度であり、主な役割としては、①「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、②「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、③「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」がある。

[23] 地域学校協働活動:地域住民、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。

2 子ども・若者の社会性向上

施策の方向

グローバル化や情報化の進展に伴い、多様な性への理解などの人権感覚や、多様な人々と協働する力の育成が求められています。また、子ども・若者を取り巻く問題は、インターネット上のいじめや誹謗中傷、闇バイト等ＳＮＳの利用に起因する被害やトラブルなど、ますます多岐にわたり、複雑さ・困難さを増しています。

こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自他の人権を守ろうとする意識や態度、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めるとともに、子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた適切な支援を行います。

重点施策

(1)規範意識と社会性の確立

①人権教育・啓発の推進

すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携の下、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。

また、子ども虐待や、ＬＧＢＴＱ[24]などの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題を踏まえ、子どもの人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。

②生命の大切さを考える機会の提供

生命の大切さや正義感、倫理観、他者への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話を聞く機会などを提供するほか、性や健康等の分野の専門家を各種団体が開催する研修会等に派遣するなど、子どもが生命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。

③消費者教育の推進・金融リテラシーの向上

実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。

また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもの金融リテラシーの向上に取り組みます。

(2)子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた支援

岡山県青少年総合相談センターにおいて、関係機関と連携しながら、人間関係等の悩みや不安を誰にも相談できずに抱え込んでいる子ども・若者に対し、一人ひとりに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

[24] ＬＧＢＴＱ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クェスチョニング又はクィアの頭文字をとった性的マイノリティの総称。

3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

施策の方向

本格的な人口減少社会の到来、デジタル技術やグローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組みます。

また、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

重点施策

(1)夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

①夢を育む教育の推進

様々な学びに積極的・主体的に取り組んでいける子どもの育成に向け、発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見付けられるよう、自らの興味・関心や得意分野を見付ける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもの主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

②学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起

夢の実現にとって欠くことができない子どもの学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、様々な課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

③生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援

子どもが、自らの興味や得意分野を見付け、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力の下、子どもが、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供するとともに、生涯学習センター(「人と科学の未来館サイピア」含む)、県立図書館、渋川青年の家、青少年教育センター閑谷学校、県自然保護センターの社会教育施設等において、体験コーナーや遊具の設置等、子ども・子育て支援機能強化のため、施設の改修、環境改善事業を実施します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「夢育パートナーズ[25]」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供などを通じて、子どもの探究心の涵養を図ります。

さらに、小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ[26]」を活用し、子どもが楽しみながら学びを深める機会を提供します。

[25] 夢育パートナーズ:岡山県の子どもが「夢」や「目標」を見付けるきっかけづくりに協力いただける企業や団体を募り、学校等へ紹介する制度。

[26] おかやま まなびとサーチ:小学生及び中学生がいつでもどこでも、学びたいときに学ぶことができる環境づくりとして県内の博物館、美術館、大学施設、企業施設等を活用した学習用動画を掲載する小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト。

④読書活動の推進

家庭や学校、地域が一体となって、子どもの読書習慣の形成を図るとともに、県立図書館の子ども読書活動推進センター機能を活用した読書活動の支援に取り組みます。

また、岡山県読書バリアフリー計画等に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書に親しむことができるよう、多様なニーズに配慮した読書環境の充実整備に努めます。

⑤若者の創業に向けた支援

高校生、大学生等を対象とした起業家による講演や、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催するなど、若者のチャレンジを支援します。

⑥文化の担い手・アスリートの育成

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、アスリートの育成を図ります。

(2)地域づくりで活躍する若者の応援

①郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着をもち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身に付け、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

②地域づくりを担う人材の育成

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、ＮＰＯ等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動・事業に対する支援等を通じて、地域づくりを担う人材を育成します。

③若者の還流・定着

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのＩＪＵターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じて県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

4 子ども・若者の居場所づくり

施策の方向

すべての子ども・若者が、安心して過ごせる場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、子どもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、官民が連携・協働して居場所づくりを推進します。

重点施策

(1)学校等における子ども・若者の居場所の充実

学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全で安心な環境の下、他者との関わりの中で育つ場であることから、子ども・若者の多様なニーズや様々な背景も踏まえながら、居場所としての機能の充実を図ります。また、児童館等の児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、ひきこもり地域支援センター、少年サポートセンターなど、既存の地域資源を活用した居場所づくりを推進するとともに、子ども・若者がライフステージの変化等に合わせた居場所を活用できるよう、積極的な情報発信を行います。

(2)放課後児童クラブの充実

地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。

また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行うほか、職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、処遇改善を支援し人材確保・育成に努めるなど、放課後児童クラブの質の向上を図ります。併せて、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。

さらに、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、医療的ケア児の受入れに必要となる看護職員等の配置等を促進するなど、必要な支援を行います。

(3)放課後子ども教室の充実

子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後子ども教室の実施を推進するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの参加児童が交流できるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。

(4)民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者の居場所の中には、子ども食堂、フリースクール、ユースセンターのように民間団体が主な担い手となっているものもあります。これまで民間団体が果たしてきた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのある子ども・若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、その性格や機能に応じて、子ども・若者のライフステージの変化等により切れ目が生じないよう、官民が連携・協働して居場所づくりを推進します。

5 地域・世代間交流の促進等

施策の方向

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えを持ち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、自然体験やスポーツ・文化活動等を通じて、子どもの生きる力を育成します。

重点施策

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働の下に、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

①体験型学習活動の推進

子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター閑谷学校、県渋川青年の家、青少年の島、県自然保護センター等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実に努めながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実を図り、豊かな心の育成を図ります。

②生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

子ども・若者が、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できるよう、スポーツに触れる機会の創出や、スポーツ関連情報の発信など、環境づくりに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流等を促進することにより、地域の一体感や活力を醸成するとともに、地域でスポーツを支える人材やアスリートの育成・支援を行います。

③文化に親しむ環境づくり

子どもが、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実をはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、音楽や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実等に取り組みます。

〈主要指標〉

項　目			現　状	目　標	担当課
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		60.4%(R5)	72.0%	義務教育課
	中学校3年生		37.5%(R5)	52.5%	
インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合			87.9%(R5)	95.0%	高校教育課
子どもの不読率[27]	小学校		8.9%(R5)	4.5%	生涯学習課
	中学校		25.7%(R5)	12.9%	
	高等学校		51.0%(R5)	25.5%	
放課後児童クラブ実施箇所（支援の単位）数			698箇所(R5)	800箇所	子ども未来課
放課後児童支援員認定資格研修修了者数			3,551人(R5)	5,400人	子ども未来課
「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		45.6%(R5)	49.7%	義務教育課
	中学校3年生		38.9%(R5)	41.4%	
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	男子	小学校5年生	72.1%(R5)	74.4%	保健体育課
		中学校2年生	64.3%(R5)	66.3%	
	女子	小学校5年生	53.5%(R5)	56.5%	
		中学校2年生	44.9%(R5)	47.4%	
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差	小学校6年生		−1ポイント(R5)	+1ポイント	義務教育課
	中学校3年生		+1ポイント(R5)	+1ポイント	
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		84.1%(R5)	86.4%	義務教育課
	中学校3年生		76.8%(R5)	80.6%	
	県立高校生		65.8%(R5)	83.0%	高校教育課
県内大学等及び高校からの海外留学者数	大学等		856人/年(R5)	1,420人/年	国際課
	高校		437人/年(R5)	780人/年	総務学事課 高校教育課
全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数			806人/年(R5)	980人/年	高校教育課
家庭教育支援チームを設置している市町村数			16市町村(R5)	27市町村	生涯学習課
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		80.8%(R5)	84.6%	義務教育課
	中学校3年生		80.0%(R5)	83.6%	
「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生		80.4%(R5)	84.7%	義務教育課
	中学校3年生		77.6%(R5)	80.5%	
「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合	小学校6年生		73.0%(R5)	100%	教育情報化推進室
	中学校3年生		63.9%(R5)	100%	
コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合			69.8%(R5)	94.0%	高校魅力化推進室 義務教育課

[27] 子どもの不読率：1か月間に本を全く読まなかった児童生徒の割合。

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

社会的養護[28]を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども・若者への支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

1 社会的養育体制の充実

施策の方向

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、権利の主体である子どもの参加の実現を目指し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（継続的な養育）の理念の下、実の親による養育が困難な場合には、里親等家庭と同様の環境における養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設において専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

重点施策

(1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護施設や施設、里親のもとで暮らす子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行うとともに、子どもの意見を聴き、対話しながらともに進め、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることを分かりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ報告し、意見を求めるなど意見を子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映します。

さらに、様々な年齢や状況の子どもが、思いや願い、希望を表明することができるよう、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

(2) 地域における包括的な支援体制の充実

地域のすべての妊産婦、子どもや家族の相談に対応する「こども家庭センター」の設置を進め、母子保健と児童福祉の連携をより一層図り、切れ目のない包括的な支援が行われるよう、市町村の体制強化を支援します。

[28] 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

(3)里親等の積極的な推進

家庭と同様の環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の実施も促進し、社会的養護を必要とする子ども一人ひとりのニーズや背景に応じた養育環境が選択できるよう、整備を進めます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流を進めるため、里親支援センターの設置等により里親養育を支援する体制の充実を図ります。

(4)施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化

地域の実情に応じて、施設の小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援を行います。

また、ケアニーズの高い子どもへの支援のために、引き続き、地域の医療機関等との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進します。また、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。

(5)自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、相互交流を図る場の提供、児童自立生活援助事業の実施等の支援を行います。

(6)児童相談所の体制強化

①児童福祉司の配置等

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を配置するとともに、ＯＪＴやスーパービジョン(教育及び指導)等人材育成の充実により職員の専門性向上と職場定着を図ります。

②児童心理司の配置等

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を配置します。

③弁護士の配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、迅速かつタイムリーに相談を行える体制を継続し、引き続き、児童相談所の法的対応体制の強化を図ります。

④一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能強化、環境整備を行います。

また、一時保護開始時の司法審査について、円滑な導入を図ります。

⑤人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

2 子ども虐待防止対策の充実

施策の方向

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないことや、宗教二世やヤングケアラー問題なども深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

また、子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修等を通じて、人材の育成を図ります。

重点施策

(1)児童相談所の機能強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の機能強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、虐待対応力の向上のための研修会を開催するとともに、こども家庭センターの設置や市町村要保護児童対策地域協議会[29]の機能強化が図られるよう支援します。

(2)すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

子どもは権利の主体であることを社会全体で共有し、子どもが自らＳＯＳを発信できる社会風土を醸成するとともに、「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と配偶者等からの暴力(ＤＶ[30])防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

また、配偶者等からの暴力(ＤＶ)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前ＤＶ」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化している状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向けて、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するＤＶリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組みます。

[29] 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置・運営する組織。

[30] ＤＶ：「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「ＤＶ」と略されて使われている。ＤＶには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

(3)子どもへの虐待の予防

①地域における取組

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子(親子)支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会を捉えて、子育ての不安や負担の軽減となるような支援を行うとともに、必要時に相談ができるよう、相談窓口の周知に取り組みます。さらに、孤立した中での妊娠・出産・子育てにならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生(児童)委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守り育む地域づくりを行います。

②学校等における取組の充実

子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。

また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー[31]等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

③子ども虐待防止対策等の更なる強化

性的虐待等を受けた子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。

(4)子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

また、地域において包括的な支援が行えるよう、こども家庭センターの設置を促進し、市町村の相談支援体制の強化をサポートします。

(5)虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援

①要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うなど、機能強化を図ります。

②関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート(岡山版)」により、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

[31] スクールソーシャルワーカー:学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

③親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への支援機能を強化します。

子どもの最善の利益の実現を目的に、子ども、親、家族、親族、地域等に対し、総合的な支援が行えるよう、関係者の連携強化を進めます。

(6)支援者の人材育成

市町村、児童相談所、保健所、学校、里親、施設職員等子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修を通じて、人材の育成を図ります。

また、虐待を受けた子どものトラウマへのケア等、心理的な支援の充実が図られるよう専門性を高めるとともに、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります。

(7)子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例(死亡等)が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

施策の方向

障害のある子ども・若者への施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にある子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

重点施策

(1)障害のある子ども・若者の支援

①継続的かつ適切な支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業等の実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ必要な支援を受けられるよう、市町村等とも連携した療育指導・相談支援体制等の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、「岡山県医療的ケア児支援センター」を核に、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、

保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携した総合的な支援を行うとともに、医療的ケア児とその家族の地域での生活を支えるため、レスパイトサービスの環境整備・充実を図ります。

さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、労働・福祉等の関係機関と連携しながら就労・生活支援体制の充実を図ります。

②特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもへの適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育の推進や、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ＩＣＴの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。

③切れ目のない支援の充実と教職員の専門性の向上

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流[32]の取組を充実させます。

また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮[33]の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

（2）発達障害のある子ども・若者の支援

発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携の下、家族も含めた幅広い支援や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成、また、子どもの心の診療拠点病院を中心に発達障害に専門的に携わる医師等の育成を進めるとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子ども・若者を支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

32 居住地校交流：交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うこと。

33 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

(3)ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

①ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション(サポステ)」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター(ジョブカフェおかやま)」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

②ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

県精神保健福祉センターにおいて、大学生を対象とした出前講座を行い、ストレスの対処法、相談窓口等を周知し、若者のこころの健康の維持向上を推進します。

③子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」(県の子ども・若者支援地域協議会)において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、子ども・若者のより身近な窓口である市町村において、それぞれの実情に沿った体制整備が進むよう、市町村の取組を支援します。

(4)少年の非行防止と立ち直り支援

①少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

②立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年育成官が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

③再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「第２次岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、広く県民各層に訴える広報媒体や手法を用いて、再犯防止に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(5)いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

①いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築と次世代リーダー[34]の育成、専門家等の活用に取り組みます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、児童生徒１人１台端末を活用した心の健康観察の実施、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

②関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

③不登校問題への対応

誰一人取り残されない学びの実現に向け、教師主導型の授業から、一人ひとりの学習進度や興味関心に応じた学びへの転換や子どもの主体的・自立的な活動を積極的に進めるなど、誰もが通いたくなる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に取り組みます。また、不登校傾向の子どもに対しては、「長期欠席・不登校対策スタンダード[35]」に基づき、個々の状況に応じてスクールカウンセラー[36]等の専門家との連携等、組織対応を徹底するとともに、自立応援室の設置促進、県教育支援センターやオンライン上の居場所づくり、学びの多様化学校の設置に対する指導・助言など、多様な学びの場を用意し、社会的自立に向けた支援を行います。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、青少年総合相談センター、フリースクール、医療・福祉等の関係機関・団体との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

[34] 次世代リーダー：校長、教頭の下で、教職員集団を取りまとめる指導教諭や中堅教職員など。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐことや、学校組織運営で中心的な役割を担うことが求められる。

[35] 長期欠席・不登校対策スタンダード：子どもの状態を０～６の７段階で評価し、ケース会議や別室指導等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行うために、県教育委員会が独自に作成、配付した冊子。

[36] スクールカウンセラー：学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

④子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、児童生徒１人１台端末を活用した心の健康観察等の実施や、教職員による情報共有やアンケート、教育相談等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、心や体調の変化を早期に発見し、早期支援につなげます。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、コミュニケーションツールの変化を踏まえ、ＳＮＳ相談を実施するなど、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制を整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいと感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(6)多様な背景を持つ子ども・若者の支援

①自殺防止のための対策

これからの将来が期待される子ども・若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施するＳＮＳ相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

また、多職種の専門家で構成する子ども・若者対応アウトリーチチームを設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や、助言を行います。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らがＳＯＳを発する方法を学ぶとともに、教職員を対象としたＳＯＳの出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒のＳＯＳへの対応力の向上等に取り組みます。

②外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き活きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、ＮＧＯ、ＮＰＯ等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

③多様な性への理解の促進

性的指向（好きになる性）やジェンダーアイデンティティ（性自認・こころの性）等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

④ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（ヤングケアラー）への支援に向けては、学校をはじめ、福祉、介護、医療等に係る関係機関が情報共有や連携を図りながら、早期発見・早期把握を行い、本人の心情にも十分配慮した上で、必要な支援につなげるとともに、年齢によって支援が途切れることのないよう、要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携を強化します。

⑤社会的養護経験者等への支援

社会的養護を受けている子どもは、家族等からの援助を受けにくく、様々な生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身に付けることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付などの支援を行います。

⑥特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援

特定分野に特異な才能のある子ども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう支援します。

4 ひとり親家庭等の自立支援

施策の方向

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

重点施策

（1）相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

（2）子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭等が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

(3)経済的自立の支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭等が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確保されるよう、国において創設された法定養育費などの今後の運用を注視しながら、引き続き、母親等への養育費の取決め等のための支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じた養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。

(4)就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。

5 子どもの貧困対策の推進

施策の方向

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であります。

このため、国において策定された「こども大綱」を踏まえ、関係機関の連携の下、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を持って、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律により、計画策定が市町村の努力義務とされていることから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

重点施策

（1）教育の支援

①地域に開かれた学校プラットフォーム

（ア）スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築

学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学習の機会が保障されるよう、関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等と連携し、困難な状況にある子どもを支援につなげるためのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等の専門家との連携による教育相談体制の充実を図ります。

（イ）学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

②高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。

③特に配慮を要する子どもへの支援

（ア）児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

（イ）特別支援教育に関する支援の充実

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

（ウ）外国人の子ども等への支援

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

④教育費負担の軽減

市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、高等学校において、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。また、多子世帯や私立専門学校の理工農系の学科に通う学生への支援を行います。

私立小中学校への入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援するため、授業料減免補助金事業を実施します。

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑤地域における学習支援

放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。

困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑥生理の貧困問題への対応

市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱える様々な課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

⑦その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2)生活の支援

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。

誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気付いた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。

県女性相談支援センターにおいて、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また、一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

②保護者の生活支援

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。

きめ細かな保育の充実や、放課後児童クラブの拡充等を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。

また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

③子どもの生活支援

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。

家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、ＮＰＯ等が関わり合い、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。

その際、誰一人取り残さず、子どもの視点に立って多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの声を聴きながら既存の居場所を含め、よりよい居場所づくりを推進します。

また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。

児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

④子どもの将来の就職に向けた支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。また、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に就職する際は、新生活の立ち上げ費用として、進学・就職準備給付金を支給するなど、就職時の支援を行います。

児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。

進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

⑤住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

⑥支援体制の強化

市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を訪問・巡回し、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。

社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。

また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

(3)保護者に対する就労の支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

○子どもの貧困に関する岡山県の現状

項　目			現　状	説　明	担当課
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率		85.7%	令和5年4月1日現在	地域福祉課
	高等学校等中退率		2.7%	令和4年4月の在籍者数の総数で、令和5年3月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率		30.6%	令和5年4月1日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.6%	令和5年4月1日現在	
		高等学校卒業後の進路	49.5%	令和5年4月1日現在	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	31.6%	令和5年度末に高等学校等を卒業した者のうち、令和6年5月1日現在の進路	子ども家庭課
		就職率	47.4%		
全世帯の子ども	高等学校中退率		1.4%	令和4年度	人権教育・生徒指導課
	高等学校中退者数		755人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合		85.2%	令和5年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（市町村の割合）		小学校	85.2%	令和5年度	財務課
		中学校	85.2%	令和5年度	

参考：国全体の数値

子どもの貧困率[37]	15.4%	令和4年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率[38]	44.5%	令和4年国民生活基礎調査	子ども家庭課

[37] 子どもの貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子ども（17歳以下）の数を子どもの数で除したもの。

[38] ひとり親世帯の貧困率：貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したもの。

〈主要指標〉

項　目		現　状	目　標	担当課
里親等への委託率		33.4%(R6.3)	54%	子ども家庭課
こども家庭センターの設置市町村数		10市町村 (R6.4.1)	25市町村	子ども家庭課
子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数		113団体(R5)	161団体	子ども家庭課
民間企業における障害者実雇用率		2.58%(R5)	2.82%	労働雇用政策課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値）		72.4(R5)	69.5以下	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値）		87.6(R5)	84.5以下	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合		78.1(R5)	80.4%	人権教育・生徒指導課
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	85.6%(R5)	87.3%	義務教育課
	中学校3年生	85.5%(R5)	87.3%	
高校生活に満足している生徒の割合		91.1%(R5)	95.0%	高校魅力化推進室
中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数		302人(R5)	600人	子ども家庭課

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

施策の方向

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業経営者や、働く女性はもとより、男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び働き方の見直しなどに取り組みます。

重点施策

（1）企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの改善、安心して子育てできる職場づくりを企業等と一緒に進めるため、経営層向けセミナーや子育て支援に積極的な企業等の顕彰、優良事例の横展開などを行い、企業経営者等への意識啓発を積極的に進めます。

（2）出産・子育てがしやすい職場環境の整備

従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」の拡大を図るなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。

また、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりを推進し、男性の育児休業取得を奨励する取組を企業等と連携して実施するなど、男性育休が当たり前になる社会の実現を目指します。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3)男女がともに協力して子育てする意識の醸成

男性の積極的な家事・子育てへの参画等を促進し、家庭における女性の負担を軽減するため、固定的な性別役割分担意識の解消につながる講座や男性の育休取得促進に関する講座開催等により、男女がともに協力して家事や子育てをする意識の醸成を図ります。

また、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。

(4)出産・子育て後の女性の再就職等の支援

出産や子育てのために、女性が「仕事」か「出産」かという二者択一を迫られないよう、女性が働き続けることのできる環境づくりを積極的に行う企業等への支援や、離職した女性の再就職等を促すための情報提供やセミナーの開催、職業訓練等により、女性が様々な状況でも働き続けることのできる環境づくりを進めます。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

施策の方向

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期[39]医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

重点施策

(1)周産期・小児医療体制の整備

周産期の高度な医療を適切に提供するため、総合・地域周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

[39] 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満７日未満の期間をいう。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

また、長期にわたり療養を必要とする子どもの健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の充実に努めます。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育の運営を支援するとともに、市町村域を越えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

施策の方向

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が住宅を確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ＩＣＴやＡＩなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

重点施策

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、居住目的で空き家を改修する子育て世帯を対象とした補助制度を設けるとともに、子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット[40]」を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

[40] おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

4 安全・安心な子育て環境の整備

施策の方向

乳幼児期以降の望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきています。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

重点施策

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場(プレイパーク)などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

①安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

②安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子どもや子ども連れの親等にやさしいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居について、犯罪防止に配慮した構造、設備等の普及に努めるとともに、防犯カメラ等の防犯設備を普及促進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4)安全・安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(ア)良好な生活環境の確保に向けた取組の推進

子ども・若者を良好な生活環境の下で育むため、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為や深夜外出など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行います。

(イ)薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物の乱用を防止するため、学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組むとともに、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する研修等の充実を図ります。

(ウ)喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進

20歳未満の者の喫煙防止のため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座やリーフレットによる普及啓発に取り組むとともに、受動喫煙を防止する環境整備や受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進します。

(エ)スマートフォン・インターネット対策の推進

子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害の防止を図るため、学校における情報モラル教育に加え、外部講師の活用や警察と連携した非行防止教室などの充実を図るとともに、家庭内におけるスマートフォン等の利用に関するルールづくりやフィルタリング[41]機能等の活用、ペアレンタルコントロール[42]の設定について、児童生徒による主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発強化などスマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。

また、携帯電話販売店等に対する立入調査等を通じ、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例[43]」の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車乗車時のヘルメットの着用やチャイルドシートの使用についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

[41] フィルタリング:インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけること。

[42] ペアレンタルコントロール:保護者が少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。

[43] 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例:インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長を図ることを目的とする条例。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪については、取締りを強力に推進するほか、ＳＮＳに起因する子どもの性犯罪被害等防止のために、サイバーパトロールを通じた注意喚起や、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。

さらに、交際相手からの暴力（デートＤＶ）やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートＤＶ防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。

また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対し、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めます。

子どもの安全・安心を確保するため、通学路の安全点検や見守り活動の推進、「子ども110番の家」へのセーフティーコーン設置の支援、地域安全マップづくりを通じた、子どもの危険予測・危機回避能力の育成、防犯ボランティアに対する研修の実施、青色防犯パトロールを行う団体への広報活動用機器の貸出しなど、自主防犯活動の促進を図ります。

④被害に遭った子ども・若者への支援

犯罪被害者等に対する理解を深めるためのフォーラム等を開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、国や市町村、民間支援団体、学校や警察等の関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力被害者については「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。

⑤子ども用製品の事故防止

子どもの周囲の大人たちに、事故事例、安全な製品の選択、使用上の注意等について情報提供や注意喚起を行うとともに、各種法令に基づく販売事業者への立入検査を実施するなど、海外製品も含めた玩具等の子ども用製品による事故防止を図ります。

⑥防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子どもの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子どもが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、非常時においても教育活動が継続できるよう、ＩＣＴの活用や心のケアの充実とともに、関係機関等との連携など学校の危機管理体制の充実を図ります。

〈主要指標〉

項　目	現　状	目　標	担当課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	151社（R5）	475社	子ども未来課
14日以上の男性の育児休業取得率[44]	39.2%（R6）	53.1%	人権・男女共同参画課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん93.7%（R5） 風しん93.7%（R5）	95%以上	疾病感染症対策課
ももたろう交通安全クラブの設置率	67.1%（R5）	70.0%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティーコーン設置校数	302校（R6.9）	327校	くらし安全安心課

[44] 14日以上の男性の育児休業取得率：毎年実施する「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」により把握するもの。

Ⅵ 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

施策の方向

こども基本法において、子ども・若者の多様な社会的活動に参加する機会や意見表明する機会の確保が掲げられたところであり、社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透するよう広く発信するとともに、意見表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。

また、子ども・若者の意見を受け止め、施策への反映状況をフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、子ども・若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しします。

重点施策

(1)環境づくりと気運の醸成

子ども・若者とともに社会をつくるとの認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会がつくられるよう、こども基本法や子ども・若者の意見を表明する権利について、広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、施策に子ども・若者の意見を反映する取組を社会全体に発信することを通じて、意見を表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。

(2)子ども・若者の社会参画の促進

①より良い社会づくりに参画する人材の育成[再掲]

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、ＮＰＯなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

②消費者教育の推進・金融リテラシーの向上[再掲]

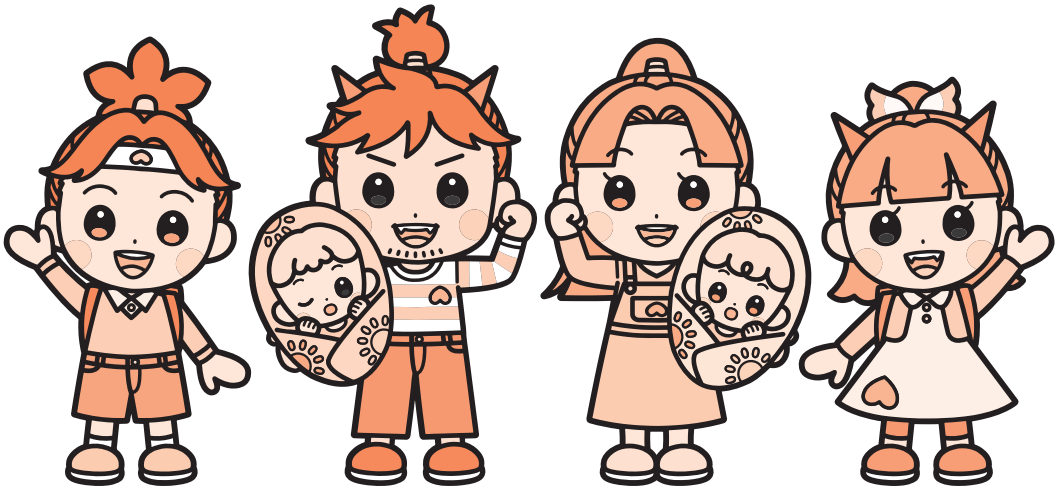
実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。

また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもの金融リテラシーの向上に取り組みます。

(3)子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映

子ども・若者施策に関する審議会・協議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケートの実施など、様々な手法を活用しながら、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、意見の施策への反映について、十分議論します。また、施策への反映状況について、子ども・若者がアクセスしやすい方法でフィードバックします。

なお、貧困、虐待、いじめ、不登校をはじめ、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らす子どもなど、困難な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者については、安心して意見を表明できるよう、十分な配慮と工夫に努めます。



県区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策

①岡山市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	3,293	10,830	1,822	6,539	3,162	10,670	1,775	6,687	3,049	10,516	1,740	6,730	2,952	10,358	1,702	6,795	2,929	10,423	1,667	6,872
②確保方策	特定教育・保育施設	7,562	11,238	1,499	5,604	7,534	11,177	1,492	5,577	7,353	11,156	1,495	5,551	7,098	11,156	1,457	5,599	6,915	11,138	1,422	5,639
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	144	0	0	0	144	0	0	0	144	0	0	0	144	0	0	0	144	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	202	603	0	0	202	603	0	0	202	603	0	0	202	603	0	0	202	603
	企業主導型保育施設	0	498	262	619	0	498	262	619	0	498	262	619	0	498	262	619	0	498	262	619
	上記以外の保育の受け皿	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432
	計	7,706	12,319	2,046	7,258	7,678	12,258	2,039	7,231	7,497	12,237	2,042	7,205	7,242	12,237	2,004	7,253	7,059	12,219	1,969	7,293
②－①		4,413	1,489	224	719	4,516	1,588	264	544	4,448	1,721	302	475	4,290	1,879	302	458	4,130	1,796	302	421

※特例保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）並びに地方単独保育施策の計。以下、同じ。

②倉敷市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	4,259	6,460	648	4,092	4,036	6,360	631	4,007	3,762	6,161	604	3,979	3,468	5,891	588	3,935	3,277	5,781	573	3,891
②確保方策	特定教育・保育施設	5,493	6,744	1,155	3,614	5,493	6,744	1,155	3,614	5,493	6,744	1,155	3,614	5,493	6,744	1,155	3,614	5,493	6,744	1,155	3,614
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	248	617	0	0	248	617	0	0	248	617	0	0	248	617	0	0	248	617
	企業主導型保育施設	0	186	103	239	0	186	103	239	0	186	103	239	0	186	103	239	0	186	103	239
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,493	6,930	1,506	4,470	5,493	6,930	1,506	4,470	5,493	6,930	1,506	4,470	5,493	6,930	1,506	4,470	5,493	6,930	1,506	4,470
②－①		1,234	470	858	378	1,457	570	875	463	1,731	769	902	491	2,025	1,039	918	535	2,216	1,149	933	579

③津山市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	410	1,721	298	951	392	1,679	290	943	366	1,596	280	933	342	1,508	274	919	328	1,475	263	908
②確保方策	特定教育・保育施設	411	1,861	224	892	357	1,861	224	892	357	1,861	224	892	357	1,841	224	892	357	1,841	224	892
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	280	0	0	0	280	0	0	0	280	0	0	0	280	0	0	0	280	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0	4	4
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	691	1,861	228	896	637	1,861	228	896	637	1,861	228	896	637	1,841	228	896	637	1,841	228	896
②－①		281	140	▲70	▲55	245	182	▲62	▲47	271	265	▲52	▲37	295	333	▲46	▲23	309	366	▲35	▲12

④玉野市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	124	739	105	394	86	712	105	389	62	686	104	383	52	661	103	378	41	637	102	373
②確保方策	特定教育・保育施設	240	838	105	417	240	838	105	417	240	838	105	417	240	838	105	417	240	838	105	417
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	240	838	105	417	240	838	105	417	240	838	105	417	240	838	105	417	240	838	105	417
②－①		116	99	0	23	154	126	0	28	178	152	1	34	188	177	2	39	199	201	3	44

⑤笠岡市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	116	530	91	287	103	468	91	266	98	447	90	229	92	417	90	222	85	388	89	215
②確保方策	特定教育・保育施設	262	695	90	305	207	695	90	305	207	695	90	305	207	695	90	305	207	695	90	305
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	13	30	0	0	13	30	0	0	13	30	0	0	13	30	0	0	13	30
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	262	695	103	335	207	695	103	335	207	695	103	335	207	695	103	335	207	695	103	335
②－①		146	165	12	48	104	227	12	69	109	248	13	106	115	278	13	113	122	307	14	120

⑥井原市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	145	487	48	288	140	504	48	266	120	467	47	273	100	468	46	264	80	443	45	254
②確保方策	特定教育・保育施設	145	487	42	261	140	504	42	239	120	467	42	246	100	468	41	237	80	443	40	227
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	6	27	0	0	6	27	0	0	5	27	0	0	5	27	0	0	5	27
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	145	487	48	288	140	504	48	266	120	467	47	273	100	468	46	264	80	443	45	254
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦総社市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	901	1,010	101	697	826	981	103	684	788	992	105	697	753	1,004	106	708	719	1,017	109	715
②確保方策	特定教育・保育施設	925	970	68	507	925	970	68	517	925	1,022	98	625	925	1,022	98	625	925	1,022	98	625
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	14	50	0	0	14	50	0	0	14	50	0	0	14	88	0	0	14	107
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	925	970	82	557	925	970	82	567	925	1,022	112	675	925	1,022	112	713	925	1,022	112	732
②－①		24	▲40	▲19	▲140	99	▲11	▲21	▲117	137	30	7	▲22	172	18	6	5	206	5	3	17

⑧高梁市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	62	270	50	151	51	265	50	129	42	222	50	141	36	190	50	135	33	173	50	127
②確保方策	特定教育・保育施設	100	372	50	208	100	372	50	208	100	347	50	198	100	347	50	198	100	347	50	198
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	100	372	55	218	100	372	55	218	100	347	55	208	100	347	55	208	100	347	55	208
②－①		38	102	5	67	49	107	5	89	58	125	5	67	64	157	5	73	67	174	5	81

⑨新見市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	23	345	8	166	19	342	6	158	16	339	4	150	13	336	3	143	11	333	2	136
②確保方策	特定教育・保育施設	145	499	45	211	145	499	45	211	145	499	45	211	145	499	45	211	145	499	45	211
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	10	19	0	0	10	19	0	0	10	19	0	0	10	19	0	0	10	19
	企業主導型保育施設	0	11	7	12	0	11	7	12	0	11	7	12	0	11	7	12	0	11	7	12
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	145	510	62	242	145	510	62	242	145	510	62	242	145	510	62	242	145	510	62	242
②－①		122	165	54	76	126	168	56	84	129	171	58	92	132	174	59	99	134	177	60	106

⑩備前市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	37	359	75	194	36	352	71	173	34	324	66	151	29	283	62	141	27	255	58	132
②確保方策	特定教育・保育施設	37	357	69	171	36	350	65	150	34	322	60	128	29	281	56	118	27	253	52	109
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	4	15	0	0	4	15	0	0	4	15	0	0	4	15	0	0	4	15
	企業主導型保育施設	0	2	2	8	0	2	2	8	0	2	2	8	0	2	2	8	0	2	2	8
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	37	359	75	194	36	352	71	173	34	324	66	151	29	283	62	141	27	255	58	132
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑪瀬戸内市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	197	585	31	365	192	588	31	367	196	597	31	373	195	603	31	377	198	612	31	383
②確保方策	特定教育・保育施設	610	617	68	313	610	617	68	313	620	677	77	344	620	677	77	344	620	677	77	344
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	12	25	0	0	12	25	0	0	12	25	0	0	12	25	0	0	12	25
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	610	617	80	338	610	617	80	338	620	677	89	369	620	677	89	369	620	677	89	369
②－①		413	32	49	▲27	418	29	49	▲29	424	80	58	▲4	425	74	58	▲8	422	65	58	▲14

⑫赤磐市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	235	705	60	368	220	660	59	360	203	607	57	358	186	559	70	353	178	533	55	347
②確保方策	特定教育・保育施設	235	705	59	368	220	660	58	360	203	607	56	358	186	559	69	353	178	533	54	347
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	235	705	60	368	220	660	59	360	203	607	57	358	186	559	70	353	178	533	55	347
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑬真庭市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	50	800	100	380	50	800	100	380	50	750	100	340	50	750	100	340	50	700	100	300
②確保方策	特定教育・保育施設	375	990	110	410	375	990	110	410	375	990	110	410	375	990	110	410	375	990	110	410
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	375	990	110	410	375	990	110	410	375	990	110	410	375	990	110	410	375	990	110	410
②－①		325	190	10	30	325	190	10	30	325	240	10	70	325	240	10	70	325	290	10	110

⑭美作市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	20	308	13	131	20	262	17	119	20	221	24	118	20	178	32	116	20	153	40	114
②確保方策	特定教育・保育施設	160	551	42	220	160	551	42	220	160	551	42	220	160	551	42	220	160	551	42	220
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	160	551	42	220	160	551	42	220	160	551	42	220	160	551	42	220	160	551	42	220
②－①		140	243	29	89	140	289	25	101	140	330	18	102	140	373	10	104	140	398	2	106

⑮浅口市区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	233	420	43	254	245	429	44	242	229	390	45	268	223	376	45	265	219	363	46	264
②確保方策	特定教育・保育施設	660	450	78	231	660	450	78	231	660	450	78	231	660	450	78	233	660	450	78	233
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	6	18	0	0	6	18	0	0	6	18	0	0	6	32	0	0	6	32
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	660	450	84	249	660	450	84	249	660	450	84	249	660	450	84	265	660	450	84	265
②－①		427	30	41	▲5	415	21	40	7	431	60	39	▲19	437	74	39	0	441	87	38	1

⑯和気町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161
②確保方策	特定教育・保育施設	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161	105	248	36	161
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑰早島町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	106	311	21	167	105	294	25	183	105	307	26	185	110	331	27	185	134	337	28	186
②確保方策	特定教育・保育施設	210	311	50	170	210	294	50	183	210	307	50	185	210	331	50	185	210	337	50	186
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	210	311	50	170	210	294	50	183	210	307	50	185	210	331	50	185	210	337	50	186
②－①		104	0	29	3	105	0	25	0	105	0	24	0	100	0	23	0	76	0	22	0

⑱里庄町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	75	163	16	105	76	165	15	105	70	152	14	110	69	151	14	110	68	149	13	108
②確保方策	特定教育・保育施設	140	180	20	120	140	180	20	120	140	180	20	120	140	180	20	120	140	180	20	120
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	140	180	20	120	140	180	20	120	140	180	20	120	140	180	20	120	140	180	20	120
②－①		65	17	4	15	64	15	5	15	70	28	6	10	71	29	6	10	72	31	7	12

⑲矢掛町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	15	230	26	136	12	232	27	130	12	219	28	127	12	223	28	126	11	213	29	125
②確保方策	特定教育・保育施設	15	245	38	136	12	246	38	138	12	246	38	138	12	246	38	138	11	247	38	138
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	245	38	136	12	246	38	138	12	246	38	138	12	246	38	138	11	247	38	138
②－①		0	15	12	0	0	14	11	8	0	27	10	11	0	23	10	12	0	34	9	13

⑳新庄村区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15
②確保方策	特定教育・保育施設	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15	0	20	0	15
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

㉑鏡野町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	32	225	15	114	31	214	14	129	31	217	14	126	31	215	14	124	31	230	14	122
②確保方策	特定教育・保育施設	50	251	40	129	50	271	43	136	50	271	43	136	50	271	43	136	50	271	43	136
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	6	12	0	0	6	12	0	0	6	12	0	0	6	12
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	50	251	40	129	50	271	49	148	50	271	49	148	50	271	49	148	50	271	49	148
②－①		18	26	25	15	19	57	35	19	19	54	35	22	19	56	35	24	19	41	35	26

㉒勝央町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	22	274	21	105	20	251	20	116	19	231	21	125	18	219	21	125	19	230	21	126
②確保方策	特定教育・保育施設	29	275	22	105	29	255	22	120	29	235	22	125	29	230	22	125	29	230	22	130
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	29	275	22	105	29	255	22	120	29	235	22	125	29	230	22	125	29	230	22	130
②－①		7	1	1	0	9	4	2	4	10	4	1	0	11	11	1	0	10	0	1	4

㉓奈義町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	30	126	15	70	30	124	15	70	30	110	15	80	30	103	15	80	30	108	15	80
②確保方策	特定教育・保育施設	30	120	20	80	30	120	20	80	30	120	20	80	30	120	20	80	30	120	20	80
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	120	20	80	30	120	20	80	30	120	20	80	30	120	20	80	30	120	20	80
②－①		0	▲6	5	10	0	▲4	5	10	0	10	5	0	0	17	5	0	0	12	5	0

㉔西粟倉村区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20
②確保方策	特定教育・保育施設	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20	30	0	5	20
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

㉕久米南町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	5	58	4	36	5	65	4	30	5	60	3	32	5	63	3	31	5	56	3	30
②確保方策	特定教育・保育施設	5	58	4	36	5	65	4	30	5	60	3	32	5	63	3	31	5	56	3	30
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	58	4	36	5	65	4	30	5	60	3	32	5	63	3	31	5	56	3	30
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

㉖美咲町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	2	196	24	87	2	175	23	82	2	165	23	80	2	149	22	78	2	142	22	77
②確保方策	特定教育・保育施設	2	335	24	111	2	335	23	109	2	335	23	109	2	335	23	109	2	335	23	109
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	5	12	0	0	5	12	0	0	5	12	0	0	5	12	0	0	5	12
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	335	29	123	2	335	28	121	2	335	28	121	2	335	28	121	2	335	28	121
②－①		0	139	5	36	0	160	5	39	0	170	5	41	0	186	6	43	0	193	6	44

㉗吉備中央町区域

（単位：人）

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度				2027（令和9）年度				2028（令和10）年度				2029（令和11）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	5	130	18	66	5	129	17	62	5	125	17	61	5	121	17	60	5	111	17	60
②確保方策	特定教育・保育施設	51	153	21	70	51	153	21	70	51	153	21	70	51	153	21	70	51	153	21	70
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の保育の受け皿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	51	153	21	70	51	153	21	70	51	153	21	70	51	153	21	70	51	153	21	70
②－①		46	23	3	4	46	24	4	8	46	28	4	9	46	32	4	10	46	42	4	10

資 料 編



令和7年度に実施する主要事業

Ⅰ 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

1 若者のライフデザイン構築支援

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)次代の親の育成	地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、思春期の健康問題に対応するスキル習得のため、赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。	保健医療部	健康推進課
(2)若者の結婚への関心の後押し	結婚・子育てライフデザイン講座事業	高校生から若手社会人を対象に、ライフデザイン講座を実施するとともに、人生設計について考えるきっかけとなるリーフレットを作成、配布し、結婚や子育てに対する若者世代の前向きな意識の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	「子育て家庭留学プログラム」事業	若い世代が子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図ります。		
	同窓会等開催支援事業	「結婚への関心」の向上や「出会いの機会」の創出、「Uターン・定住」の促進等を後押しすることを目的として、同世代の若者の交流を推進するため、同窓会や出会いイベントを支援する市町村に対して、事業費を補助します。		
(3)妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供	未来のパパ＆ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。	保健医療部	健康推進課
(4)若者の就職支援	おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
	小規模事業指導費補助金における「若者応援」枠	商工会等が地域の事業者や学校等と連携して取り組む若者応援事業に対して支援を行い、若者の地元定着やUターン就職を後押しします。		経営支援課

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)多様な出会いの機会の提供	おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚を希望する人を支援する拠点として「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を設置し、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業	結婚を希望する人に対し、交流会など出会いの機会を提供するとともに、「おかやま縁むすびネット」の会員加入を促進するため、様々な媒体を通じて認知度向上を図ることにより結婚への気運を醸成します。		
	(再掲)同窓会等開催支援事業	「結婚への関心」の向上や「出会いの機会」の創出、「Uターン・定住」の促進等を後押しすることを目的として、同世代の若者の交流を推進するため、同窓会や出会いイベントを支援する市町村に対して、事業費を補助します。		
(2)結婚をサポートする体制の充実	(再掲)おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚を希望する人を支援する拠点として「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を設置し、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。		
(3)社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成	結婚応援パスポート事業	新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」(アプリ)の運用を通じて、社会全体で結婚や結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。		
	官民連携結婚応援イニシアチブ事業	恋活や婚活に関する事業を実施している民間事業者等と連携を図り、それぞれの強みを生かした取組を展開するとともに、若者世代をターゲットにした情報発信や恋活・婚活イベント等を実施し、結婚気運の醸成を促進します。		
	(再掲)おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業	結婚を希望する人に対し、交流会など出会いの機会を提供するとともに、「おかやま縁むすびネット」の会員加入を促進するため、様々な媒体を通じて認知度向上を図ることにより結婚への気運を醸成します。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(3)社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成	(再掲)「子育て家庭留学プログラム」事業	若い世代が子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業	県と市町村が力を合わせて、少子化の要因等を分析し、オーダーメイド型で対策を検討することにより、各地域の実情に応じた効果的な少子化対策の推進を図ります。		
	少子化分析市町村支援事業	県が作成した市町村支援のための3つのツール(主観的データの見える化ツール及び客観的データの見える化ツール、出生率シミュレーター)の市町村向け説明会を開催し、地域の実情に応じた少子化対策事業の立案・実施を支援します。		
(4)結婚生活の応援	結婚新生活支援事業	結婚に伴って生じる住まいに関する費用を支援する市町村に対して、経費の一部を補助します。		
	結婚新生活支援パワーアップ事業	結婚に伴って生じる住まいに関する費用のうち、「結婚新生活支援事業」の対象外となる費用を支援する市町村に対して、経費の一部を補助します。		
	(再掲)結婚応援パスポート事業	新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」(アプリ)の運用を通じて、社会全体で結婚や結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。		

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援	おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。	保健医療部	健康推進課
	産後ケア事業の体制強化事業	保健師や助産師等を対象に産後ケアの課題解決のための研修や産後ケア事業を実施する施設と市町村のマッチング等を行います。		
	不妊治療対策事業	不妊で悩む夫婦に対し、不妊に関する悩みや治療の相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、不妊治療費の助成を行う市町村への支援を行います。		
(2)妊産婦の健康や親子を見守り育む支援	愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。		
(3)子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援	母子保健評価事業	有効かつ適切な地域母子保健医療対策を図るため、母子保健事業にかかる情報の収集・分析・検討を行います。		
	先天性代謝異常等検査事業	フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常の病気の早期発見のため、新生児に対して採血による検査を実施します。		
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施します。		
	フッ化物洗口モデル事業	むし歯有病率を低下させるため、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校を対象に集団でフッ化物洗口モデル事業を行います。		
	(再掲)地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し思春期の健康問題に対応するスキル習得のため赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。		
	(再掲)未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。		
	若者等への禁煙環境整備事業	喫煙可能年齢前の高校生等を対象に、喫煙防止のための出前講座を行います。		

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)社会全体で子育てをする気運の醸成	「ももっこカード」(アプリ)の普及啓発	企業や市町村等と協働しながら運用している「ももっこカード」(アプリ)の普及啓発により、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	パパ・グランパ・グランマ力アップ事業	新たにパパになる人等を対象に、男性の積極的な育休取得や家事・育児参画を図る講座を実施します。また、父親や祖父母に向けた子育て応援BOOKを作成・配布します。		
	おかやま子育て応援宣言企業活性化事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録し、特に積極的に取り組む企業等を「アドバンス企業」に認定するなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。		
	こどもまんなかマナーアップ県民運動事業	子育てに優しい社会の実現に向けた「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施し、社会全体で結婚や出産、子育てを応援する気運の醸成を図ります。		
	(再掲)「子育て家庭留学プログラム」事業	若い世代が子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図ります。		
	(再掲)少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業	県と市町村が力を合わせて、少子化の要因等を分析し、オーダーメイド型で対策を検討することにより、各地域の実情に応じた効果的な少子化対策の推進を図ります。		
	(再掲)少子化分析市町村支援事業	県が作成した市町村支援のための3つのツール(主観的データの見える化ツール及び客観的データの見える化ツール、出生率シミュレーター)の市町村向け説明会を開催し、地域の実情に応じた少子化対策事業の立案・実施を支援します。		
	おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	生き活きおかやま家庭教育応援事業	社会全体で家庭教育を応援する気運を高めるため、市町村の家庭教育支援チームの設立促進やマンガ版「わが家のすこやか日記」の作成、「親育ち応援学習プログラム」のリニューアルなどを行います。		

2 乳幼児期の教育・保育の充実等

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子ども・子育て支援制度の推進等	子育てのための施設等利用給付費県費負担金	幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担します。	総務部	総務学事課
	子どものための教育・保育給付	市町村の確認を受けた教育・保育施設等の運営に必要な費用の一部を負担し、市町村による給付を支援します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	子育てのための施設等利用給付	市町村の確認を受けた子ども・子育て支援施設等の利用に要する費用の一部を負担し、市町村による給付を支援します。		
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
(2)きめ細かな保育の充実	保育対策総合支援事業	市町村が実施する保育体制の整備や保育士の負担軽減等の取組に必要な費用の一部を補助し、市町村による事業実施を支援します。		
	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(3)待機児童解消に向けた取組の推進	岡山県・市町村子育て支援施策推進会議	岡山県・市町村子育て支援施策推進会議の開催等を通じて、県と市町村が連携して、保育人材の確保や待機児童対策など、子育て支援の取組を推進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
(4)保育人材の確保・定着と職場環境の改善	保育人材確保等対策強化事業	市町村や保育士養成施設と連携した広域的な保育士確保の取組や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の就業支援、各種セミナーや若手保育士交流会の開催等を通じて、保育人材の確保・定着と職場環境の改善を図ります。		
	保育士修学資金貸付等事業	保育士養成施設に在学する優秀な学生に対する修学資金の貸付や、保育士として勤務することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を通じて、保育士の県内保育施設への就職促進を図ります。		
	地域限定保育士試験事業	国の地域限定保育士制度の全国展開(法改正を前提)に合わせ、地域限定保育士試験を実施し、また当該試験合格者の受験手数料を全額補助することで、保育人材の県内保育施設への就職促進を図ります。		
	保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場におけるリーダー的職員を育成するための研修を実施します。		
	子育て支援員研修事業	保育や子育て支援の事業に従事を希望する人が必要な知識や技能を習得するための研修を実施します。		
	発達障害児支援保育士等研修事業	子どもの発達の課題や特性を理解した支援を行うための研修や、3歳未満児の保育に必要な知識や技能を習得するための研修を実施します。		
	(再掲)保育対策総合支援事業	市町村が実施する保育体制の整備や保育士の負担軽減等の取組に必要な費用の一部を補助し、市町村による事業実施を支援します。		
(5)就学前教育の質の向上	就学前教育推進プロジェクト	就学前教育スーパーバイザーを配置し、保幼小接続スタンダードの普及や市町村への指導・助言や支援等を行い、市町村の指導体制の充実を図ります。	教育庁	義務教育課
	夢への原動力構築事業	幼児期の育ちと学びが小・中学校へ広がるよう、探究的な学びの充実を図るため、モデル地区(2中学校区)において伴走支援体制を構築します。		
(6)岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業費補助金	質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備する私立幼稚園等に助成します。	総務部	総務学事課

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)子育て支援ネットワークの充実	民生委員・児童委員協議会の活動促進	地域に密着した活動を行う地区民生委員協議会が行う研修事業等に対して助成し、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、協力体制を整えることにより、地域住民の福祉ニーズへのきめ細かく適切な対応を図ります。	子ども・福祉部	地域福祉課 子ども家庭課
	民生委員・児童委員研修会の実施	民生委員・児童委員活動を進めるにあたって必要な知識、役割及び地域社会における問題等について研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上、相互理解の促進に努めます。		
	地域の子育て応援事業	地域の子育て支援団体が親子で一緒に参加できる遊びを提供する子育てイベントを開催し、地域の身近な子育て支援団体を子育て家庭に知ってもらうとともに、団体同士の相互理解及び連携促進を図ります。		子ども未来課
	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
	ももっこステーションの設置・利用の促進	親子が相互に交流したり、子育ての不安や悩みを相談できる身近な居場所である「ももっこステーション」を認定し、認知度向上のための情報発信を行います。		
	母親クラブの活動促進	母親など地域住民の積極的な参加による地域活動の促進を支援します。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子育て支援ネットワークの充実	子育て大学・地域ふれあい事業	大学等が有する専門知識や施設等を活用して地域ぐるみの子育て支援の取組を行う「おかやま子育てカレッジ」の活動を支援し、学・民・官の協働による子育て支援ネットワークの強化を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
(2)ふれあいの拠点づくり	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
	(再掲)ももっこステーションの設置・利用の促進	親子が相互に交流したり、子育ての不安や悩みを相談できる身近な居場所である「ももっこステーション」を認定し、認知度向上のための情報発信を行います。		
	(再掲)地域の子育て応援事業	地域の子育て支援団体が親子で一緒に参加できる遊びを提供する子育てイベントを開催し、地域の身近な子育て支援団体を子育て家庭に知ってもらうとともに、団体同士の相互理解及び連携促進を図ります。		
(3)地域における人材の養成・確保	(再掲)子育て支援員研修事業	保育や子育て支援の事業に従事を希望する人が必要な知識や技能を習得するための研修を実施します。		
(4)家庭教育への支援	就学前の非認知能力育成支援事業	子どもの非認知能力の育成に向け、就学前の子どもを持つ保護者や、子育て支援者に対して「子どもの非認知能力の見取り方に係る研修プログラム」を学ぶ機会の提供及びその指導者の養成を行います。	教育庁	生涯学習課
	(再掲)生き活きおかやま家庭教育応援事業	社会全体で家庭教育を応援する気運を高めるため、市町村の家庭教育支援チームの設立促進やマンガ版「わが家のすこやか日記」の作成、「親育ち応援学習プログラム」のリニューアルなどを行います。		
(5)経済的支援の推進	小児医療費公費負担制度	小児の健康の保持・増進を図るため、小児の医療費について、自己負担分の一部を助成します。	保健医療部	健康推進課
	第3子以降保育料無償化事業	第3子以降の保育料のうち国制度で無償化されていない部分を無償化又は軽減する市町村に対し、その実施に必要な費用の一部を補助します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。		子ども家庭課

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。	総務部	総務学事課
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		
	幼稚園の子育て支援活動の推進	幼稚園が地域の幼児教育センターとして機能するよう、園庭、園舎の開放や幼児教育相談等を実施する私立幼稚園に助成します。		
	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、通常の教育時間の終了後に預かり保育を実施する私立幼稚園に助成します。		
	障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。		

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)学校教育の推進	次世代を担う人材育成の推進	外国語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・ＡＩ教育等の推進等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	ＩＣＴ教育環境の整備推進	情報通信技術活用支援員の配置やＩＣＴを活用した教育環境の構築を実施する私立学校に助成します。		
	職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。		
	幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援	教育に係る資料の電子化に必要なＩＣＴ環境を整備する私立幼稚園等に助成します。		
	未来をつくるグローバルチャレンジ応援事業	学生等の留学に対する関心・意欲の喚起や産学官の連携による留学支援等により、海外留学者数を増加させ、県内企業の発展に貢献できるグローバル人材の育成につなげます。	県民生活部	国際課
	環境学習エコツアー	小・中学校や児童・生徒で構成する各種団体を対象に、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を見学体験する日帰りバスツアーを実施します。	環境文化部	脱炭素社会推進課
	環境学習出前講座	ＮＰＯ等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球温暖化やエネルギー、自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。		
	おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト	循環型社会の形成推進のため、県内の小学生を対象に家庭での3Rや食品ロス削減、プラスチックごみや海ごみ削減等の取組を募集し、もったいない精神の普及と3Rに対する意識の高揚を図ります。		循環型社会推進課
	食品ロス削減の輪を広げよう!学校連携事業	若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図るため、小学校と連携して食品ロスの問題解決に向けた取組を実践する大学に助成します。		
	おかやま子ども未来塾事業	子どもたちが「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、文化への関心を持つきっかけづくりとするため、文化芸術の指導者を学校に派遣します。		文化振興課
	夏休み文化体験大集合!!	地域のアーティストを講師として、子どもを対象とした各種の文化芸術講座と文化芸術体験イベントを開催します。		
	「つくろう・のばそう!」スポーツプロジェクト	中学生を対象に専門的な実技指導等を受ける機会を設けます。		スポーツ振興課
	夢に向かって世界に羽ばたけ!岡山の高校生応援事業	留学促進のための講演会や留学相談会を行うフェアを開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。 また、留学コーディネーターの配置等による高校生の留学、海外姉妹校提携・交流の促進などにより、海外大学進学への意識の向上を図るほか、家庭の事情等により留学を諦めることのないよう、留学支援金に「チャレンジ枠」を設けます。	教育庁	高校教育課
	外国語教育指導強化対策事業	外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図ることを目的として、外国語指導助手(ＡＬＴ)を県立学校に計画的に派遣するとともに、韓国慶尚南道との交流を通じ、中学生を対象とした国際交流を推進します。		
	ＡＩを活用した高校生の英語4技能向上プロジェクト	指定校5校に英語ＡＩ教材を導入するほか、外国語指導助手(ＡＬＴ)を増員し、指定校におけるＡＩ教材とＡＬＴによる指導の効果的な組み合わせを実証研究するとともに、県立高等学校のＡＬＴの配置状況を改善し、県立高校生の英語力の底上げを図ります。		
	サイエンスチャレンジ	理数への興味関心が高い中・高校生に対し、理科・数学等の複数分野のチーム対抗の競技会を開催し、団体で協力して課題に取り組む機会を設け、更なる興味関心の高揚及び学力の向上を図ります。また、理数科・理数系コース課題研究発表会との連携を図り、探究を深めます。		
	ＳＴＥＡＭ教育推進プロジェクト	大学、企業、スーパーサイエンスハイスクール指定校、ＤＸハイスクール指定校、スマート専門高校などで構成する「ＳＴＥＡＭ教育研究推進委員会」を設置し、ＳＴＥＡＭ教育の本質について研究しながら、デジタル等成長分野を支える人材の育成を図ります。		
	次世代おかやま「夢育」ネットワーク事業	高校生が「夢」を育み、その実現に向けた課題を見いだし、解決のために学校の枠を越え、他者と協働して学び、探究する機会を創出するため、各種ワークショップやセミナー、フォーラム等を開催します。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	高等学校DX加速化推進事業 (DXハイスクール)	高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、必要なICT機器の整備等を行います。	教育庁	高校教育課
	オンライン国際交流コーディネーター配置事業	県教育委員会にコーディネーターを配置し、交流先の開拓や調整等を行うことで、県立高等学校等におけるオンライン国際交流の円滑な実施を図ることにより、生徒の留学への興味や意欲を高め、海外留学者数の増加に繋げます。		
	産業界と連携した「リアルな学び」推進事業	県教育委員会に連携コーディネーターを配置し、県立高等学校と地元産業界等との連携が円滑に行えるようサポートします。		
	高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導・定着指導等のキャリア教育の支援を行います。		
	ICT活用指導力レベルアップ推進事業	管理職・活用推進担当者・教職員それぞれの職務・力量等に応じた授業観の転換を意識した研修・支援を充実させ、自立した学習者を育成できるよう教職員のICT活用指導力の向上を促進します。		教育情報化推進室
	ICT活用による個別最適な学習推進モデル事業	県立高校3校をモデル校に指定し、ICT環境やEdTechサービスを学び直し・授業・家庭学習のあらゆる場面で活用することで、モデル校の生徒の学習習慣・基礎学力の定着を図るとともに、生徒・学校の変容状況等からICTを活用した個別最適な学びの教育効果を検証・発信します。		
	ICT支援員配置事業	県立学校全校へのICT支援員による定期的な訪問支援に加え、端末やICT機器、ネットワークトラブル等に関する学校からの相談に対応できるよう、ICT支援員による臨時訪問支援や、関係業者・教育情報化推進室等の関係機関に対応を引き継ぐ体制を構築します。		
	岡山県学力・学習状況調査	児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握するため、県独自の調査を実施し、授業改善や個に応じたきめ細かい指導に活用します。		義務教育課
	学力定着状況確認テスト・定着状況ウォームアップ	全国及び岡山県学力・学習状況調査で把握した課題の改善状況についてCBT(Computer Based Testing)方式による確認テストを学期に1回程度実施し、年度末までに課題の解消を図ることで、つまずきを翌年度に繰り越さない改善サイクルを確立します。		
	授業改革支援事業	授業改革推進リーダー等を中心とした地域ごとの課題改善に向けた取組の推進や学校経営アドバイザーによる学校の組織力の向上などを支援します。		
	主体的な学びの基盤づくり事業	公立小中学校に地域人材等を支援員及び指導員として配置し、放課後をはじめ朝学習や休憩時間等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		
	道徳教育総合支援事業	道徳の指導方法の工夫、教科書や教材の活用の在り方、評価等に関する研修会を開催するとともに、郷土の偉人に関する授業パッケージの活用を図ります。		
	(再掲)夢への原動力構築事業	幼児期の育ちと学びが小・中学校へ広がるよう、探究的な学びの充実を図るため、モデル地区(2中学校区)において伴走支援体制を構築します。		
	おかやま夢発信・交流事業	小・中学生が地域の多様な「人・もの・こと」と関わりながら主体的かつ探究的な学習に取り組んだ成果を募集し、優れた取組を部門ごとに表彰する「おかやま学びたい賞」を実施します。併せて、実践発表・交流の場として「おかやま学びたい賞フォーラム」を開催し、優れた取組を県内に普及します。		
	生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業	公立中学校の生徒会が自由な発想で行う自主的な企画による活動を支援し、中学生が自身の個性や創造力を伸ばす力を育成します。		
	みんなでチャレンジランキング	クラス等のグループ単位で様々な運動に楽しみながら挑戦し、記録をホームページ上で競うことで、園児・児童生徒の運動の習慣化を図ります。		保健体育課
	体力アップ・マイベストチャレンジ!	新体力テストの8種目の中から、自分が記録を伸ばしたい2種目を選んで自己記録更新を目指すことにより、児童生徒の体力向上への意欲を高め、自己記録更新に向けて一人ひとりが具体的な取組を行うことにより、運動習慣の定着を図ります。		
	いきいき岡山っ子☆運動習慣カード	年3回、ビンゴカードの要素を取り入れた「いきいき岡山っ子☆運動習慣カード」を配付し、児童自らが運動や体を動かす遊びの実施状況を把握することで、自発的かつ継続的に運動しようとする意欲を高めます。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)家庭の教育力の向上	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	(再掲)生き活きおかやま家庭教育応援事業	社会全体で家庭教育を応援する気運を高めるため、市町村の家庭教育支援チームの設立促進やマンガ版「わが家のすこやか日記」の作成、「親育ち応援学習プログラム」のリニューアルなどを行います。		
(3)地域の教育力の向上	「おはよう、おかえり」県民運動	「おはよう、おかえり」のあいさつや、登下校時に合わせた庭掃除や買い物で、子どもへ目配りや気配りをする「おはよう、おかえり」県民運動を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
	青少年健全育成推進事業	青少年健全育成強調月間(7月、11月、3月)を設定し、県民総ぐるみによる青少年健全育成運動の推進を図ります。また、(公社)岡山県青少年育成県民会議と連携し、青少年健全育成の諸活動を展開します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	地域学校協働活動推進事業	地域学校協働活動アドバイザーを、要望のあった市町村及び学校へ派遣し、地域学校協働本部への指導・助言を行ったり、県立学校における地域学校協働活動推進員に係る財政支援を行ったりすることで、地域学校協働活動の一層の充実と地域学校協働本部の整備率向上を図ります。		

2 子ども・若者の社会性向上

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)規範意識と社会性の確立	私立学校等人権教育指導補助金	私立学校等における様々な人権問題について、理解と認識を深める教育の総合的な推進を図るため、学校法人等が行う事業に対して補助します。	総務部	総務学事課
	消費者啓発講座強化事業	消費者被害防止のため、学校や職場等へ消費生活相談員やボランティア講師を派遣する出前講座を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
	(再掲)おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト	循環型社会の形成推進のため、県内の小学生を対象に家庭での3Rや食品ロス削減、プラスチックごみや海ごみ削減等の取組を募集し、もったいない精神の普及と3Rに対する意識の高揚を図ります。	環境文化部	循環型社会推進課
	(再掲)食品ロス削減の輪を広げよう!学校連携事業	若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図るため、小学校と連携して食品ロスの問題解決に向けた取組を実践する大学に助成します。		
	青少年健全育成に向けた講師派遣事業	家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	県立学校人権教育サポート事業	自他の生命及び個人の尊厳等を尊重する教育を充実させ、児童生徒の人権尊重への理解や人権感覚の育成を図るとともに、心理検査を活用し一人ひとりが尊重され、意欲的に学習や活動に取り組むことができる学校づくりを推進します。また、県立学校における教職員の資質能力と指導力の向上を図ります。	教育庁	人権教育・生徒指導課
(2)子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた支援	岡山県青少年総合相談センターの運営	青少年に関する各種相談窓口を設置し、様々な相談に総合的に対応します。	子ども・福祉部	子ども家庭課

3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成	岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外学習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を深めていきます。	環境文化部	自然環境課
	博学・博社連携事業	美術館教育と学校教育が協働することを通して、家庭環境に左右されることなく児童生徒、そして学生一人ひとりに「交流の場」としての美術館プログラムを活用する機会を提供します。そして、自己肯定感を持ち自分自身の可能性を見出すことをサポートします(スクールプログラム、出前授業、みんなの参観日)。 また、子どもから若者まで幅広い年齢層の発達段階も加味し、間口の広い、そして多様で深い学びの場を提供するために、異分野社会教育施設と協働プログラムを企画・実施します。		文化振興課(県立美術館)
	こんにちは美術館事業	美術を通して、他者とともに学び、誰もが楽しむことができる「交流の場」として美術館プログラムを実施します。特に、子どもやそのファミリー、若者育成事業として、美術館という場や所蔵作品を介して参加者を触発し、参加者の主体的な学びを促すワークショップに重点的に取り組みます(きっず&じゅにあ・ミュージアム・Ｌａｂ、ユニバーサル・ミュージアムＷＳ)。		
	晴れの国トップアスリート派遣事業	県内のトップアスリート等を、学校やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等に派遣し、スポーツに関わる機会を提供します。		スポーツ振興課
	おかやまトップクラブチーム応援加速事業	県内をホームタウンとするトップクラブチームの試合において、子どもたちが参加できる応援イベント等を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。		
	おかやまスポーツ大会開催支援事業	西日本規模以上のスポーツ大会の開催を支援し、アスリートの活躍に触れる機会の創出等を図ります。		
	おかやま次世代アスリート事業	ジュニア世代を対象に体験会を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。		
	中高生向け科学研究発表コンテスト	科学系サークル活動を行う中高生に研究発表の場を提供する研究発表コンテスト「集まれ!科学への挑戦者」を開催します。	産業労働部	産業振興課
	(再掲)次世代おかやま「夢育」ネットワーク事業	高校生が「夢」を育み、その実現に向けた課題を見いだし、解決のために学校の枠を越え、他者と協働して学び、探究する機会を創出するため、各種ワークショップやセミナー、フォーラム等を開催します。	教育庁	高校教育課
	(再掲)ＳＴＥＡＭ教育推進プロジェクト	大学、企業、スーパーサイエンスハイスクール指定校、ＤＸハイスクール指定校、スマート専門高校などで構成する「ＳＴＥＡＭ教育研究推進委員会」を設置し、ＳＴＥＡＭ教育の本質について研究しながら、デジタル等成長分野を支える人材の育成を図ります。		
	(再掲)産業界と連携した「リアルな学び」推進事業	県教育委員会に連携コーディネーターを配置し、県立高等学校と地元産業界等との連携が円滑に行えるようサポートします。		
	(再掲)夢への原動力構築事業	幼児期の育ちと学びが小・中学校へ広がるよう、探究的な学びの充実を図るため、モデル地区(2中学校区)において伴走支援体制を構築します。		義務教育課
	(再掲)おかやま夢発信・交流事業	小・中学生が地域の多様な「人・もの・こと」と関わりながら主体的かつ探究的な学習に取り組んだ成果を募集し、優れた取組を部門ごとに表彰する「おかやま学びたい賞」を実施します。併せて、応募した学校の実践発表・交流の場として「おかやま学びたい賞フォーラム」を開催し、優れた取組を県内に普及します。		
	(再掲)生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業	公立中学校の生徒会が自由な発想で行う自主的な企画による活動を支援し、中学生が自身の個性や創造力を伸ばす力を育成します。		
	小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」夢育コンテンツ強化事業	子どもたちが主体的に学び、将来の夢を育むことができるよう、県内社会教育施設等や県内の民間企業の持つ教育資源を活用した学習用動画や、お仕事紹介動画等を作成し、「おかやま まなびとサーチ」の夢育コンテンツの強化を図ります。		生涯学習課
	「県立図書館フェスタ」事業	県立図書館を会場に、県民が読書に親しむきっかけを作る行事を行い、読書活動を推進するとともに、企画展示等の実施により県立図書館や県の魅力ある情報を発信します。		
	夢育パートナーズ推進事業	子どもたちが「夢」や「目標」を見つけるきっかけとなる活動をしている企業や団体を「夢育パートナーズ」として登録し、学校や地域とのマッチングを行うことで、子どもたちの豊かな体験活動の充実を図ります。		

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(2)地域づくりで活躍する若者の応援	(再掲)職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	新・ももたろう未来塾	次世代を担うチャレンジ精神や実行力のある若者の育成を行うとともに、多様な分野において地域づくりに取り組む者同士の仲間づくりやネットワークを構築するための講座等を開催します。	県民生活部	県民生活課
	おかやま高校生地域未来創造事業	高校生が中山間地域等において地域の課題解決に取り組むことにより、地域への愛着心醸成と地域貢献の意欲向上を図り、中山間地域で活躍する次代の人材を育成します。	教育庁(県民生活部)	高校教育課(中山間・地域振興課)
	(再掲)道徳教育総合支援事業	道徳の指導方法の工夫、教科書や教材の活用の在り方、評価等に関する研修会を開催するとともに、郷土の偉人に関する授業パッケージの活用を図ります。	教育庁	義務教育課

4 子ども・若者の居場所づくり

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(2)放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ整備事業	市町村が実施する放課後児童クラブの整備を支援します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
	放課後児童クラブ運営支援強化事業	放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や体験活動の取組等を支援します。		
	放課後児童支援員等研修事業	放課後児童クラブに従事する人が必要な知識や技能を修得するための研修を実施します。		
	(再掲)岡山県・市町村子育て支援施策推進会議	岡山県・市町村子育て支援施策推進会議の開催等を通じて、県と市町村が連携して、保育人材の確保や待機児童対策など、子育て支援の取組を推進します。		
(3)放課後子ども教室の充実	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
(4)民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり	おかやま子ども支援ネットワーク事業	困難な問題を抱える子どもへの支援を行っている民間団体間でのネットワークを構築し、食材や情報の共有や研修会等の開催を通じて、居場所同士の連携や子どもへの対応力の強化を図ります。	子ども・福祉部	子ども家庭課

5 地域・世代間交流の促進等

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)地域・世代間交流の促進	(再掲)職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	離島魅力発信・交流促進事業	県内の小中学生を対象に、島独自の自然や文化、産業の体験学習や、島の人々との交流を通じて、離島への関心や愛着心を醸成します。	県民生活部	中山間・地域振興課
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
(2)多様な体験・スポーツ・文化活動の推進	(再掲)職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	児童生徒人権啓発ポスター募集事業	県内の児童生徒から人権に関するポスターを募集し、児童生徒の人権についての理解を一層深めるとともに、応募作品を活用して県民への人権啓発を実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)多様な体験・スポーツ・文化活動の推進	(再掲)環境学習エコツアー	小・中学校や児童・生徒で構成する各種団体を対象に、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を見学体験する日帰りバスツアーを実施します。	環境文化部	脱炭素社会推進課
	(再掲)環境学習出前講座	ＮＰＯ等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球温暖化やエネルギー、自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。		
	みどりふれあい事業	県民総参加によるみどり豊かな郷土づくりを推進するため、みどりの大会の開催、緑の募金活動、緑の少年隊等の育成、指導といった各種緑化関連事業を実施します。		自然環境課
	(再掲)岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外学習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を深めていきます。		
	(再掲)博学・博社連携事業	美術館教育と学校教育が協働することを通して、家庭環境に左右されることなく児童生徒、そして学生一人ひとりに「交流の場」としての美術館プログラムを活用する機会を提供します。そして、自己肯定感を持ち自分自身の可能性を見出すことをサポートします(スクールプログラム、出前授業、みんなの参観日)。 また、子どもから若者まで幅広い年齢層の発達段階も加味し、間口の広い、そして多様で深い学びの場を提供するために、異分野社会教育施設と協働プログラムを企画・実施します。		文化振興課(県立美術館)
	(再掲)こんにちは美術館事業	美術を通して、他者とともに学び、誰もが楽しむことができる「交流の場」として美術館プログラムを実施します。特に、子どもやそのファミリー、若者育成事業として、美術館という場や所蔵作品を介して参加者を触発し、参加者の主体的な学びを促すワークショップに重点的に取り組みます(きっず&じゅにあ・ミュージアム・Ｌａｂ、ユニバーサル・ミュージアムＷＳ)。		
	若者×美術館 ～新たな楽しみ見つけた!事業～	若年層や日頃美術館になじみのない方にも気軽に来館してもらえるよう、美術以外の分野とコラボしたイベントやワークショップを開催します。(地元高校生の主体的な参画による展覧会関連のイベント等)		
	地域クラブ活動環境整備事業	地域指導者の確保や資質の向上を図り、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の環境整備を進めます。		スポーツ振興課
	(再掲)おかやまトップクラブチーム応援加速事業	県内をホームタウンとするトップクラブチームの試合において、子どもたちが参加できる応援イベント等を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。		
	おかやまSport in Life推進事業	幼保等へ指導者を派遣し、親子での運動プログラムの実践等を行い、子どもたちのスポーツ活動を推進します。		
	青少年の島事業	青少年が自然とのふれあいを通じて自然の厳しさ、尊さを知るとともに、団体生活を行うことにより、勇気・友情・忍耐力を養う場を提供します。	子ども・福祉部	子ども家庭課

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

1 社会的養育体制の充実

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子どもの権利擁護の推進	子どもの権利擁護推進事業	子どもの権利擁護の観点から、弁護士等が一時保護や里親、施設を利用している子どもの意見を聴き取り、子どもの支援や養育環境の改善等に活かします。	子ども・福祉部	子ども家庭課
(2)地域における包括的な支援体制の充実	市町村こども家庭センターサポート事業	市町村こども家庭センターの設置や運営支援を図るため、専門家を派遣し、事例検討会や研修会等を実施します。		
(3)里親等の積極的な推進	里親養育包括支援事業	それぞれの事情により、家族と離れて暮らす子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持ち、健やかに養育する里親制度の普及啓発や里親への委託の推進、養育支援等を行います。		

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(4)施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化	児童養護施設 小規模化推進事業	虐待等の理由により、児童養護施設を利用している子どもに、できる限り家庭的な環境の中で、きめ細やかな支援を行うため、施設の小規模・地域分散化に伴う施設整備に係る経費の一部を補助します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
(5)自立支援の充実	社会的擁護 自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を行うとともに、一時避難的かつ短期間の居場所を提供するなど、居住支援、生活支援を行います。		
(6)児童相談所の体制強化	児童相談所 法的対応強化事業	虐待を受けた子どもの安全等を確保するため、法的対応を必要とする場合に備え、弁護士と顧問契約を締結する等により、児童相談所の体制を強化します。		

2 子ども虐待防止対策の充実

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)児童相談所の機能強化と市町村への支援	児童虐待対応力 向上事業	児童相談所職員等の資質及び専門性の向上を図るため、人材育成研修を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	(再掲)市町村 こども家庭センター サポート事業	市町村こども家庭センターの設置や運営支援を図るため、専門家を派遣し、事例検討会や研修会等を実施します。		
(2)すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり	性暴力・配偶者暴力 被害者等支援充実事業	性暴力・ＤＶ被害者等の保護及び自立に向け、休日の相談窓口の整備、地域生活への移行サポート、住環境サービスの提供、性暴力・ＤＶ被害者等の子どもの支援を行います。		地域福祉課
	ストップ・ＤＶ事業	ＤＶ被害者の支援を広げるため、ＤＶに関する理解を深めたサポーターを養成し、地域におけるＤＶ被害者の早期発見や普及啓発に取り組みます。		
	ＳＮＳを活用した プッシュ型 アプローチ事業	ＳＮＳを活用したプッシュ型アプローチによりＤＶ等の困難な問題を抱える女性に対して「気づき」を促し、相談機関等を周知します。		
	支援調整会議 開催事業	行政や民間団体等の関係者が集まり、ＤＶ等の困難な問題を抱える女性への支援内容等の協議を行う支援調整会議を開催し、関係機関の連携の強化を図ります。		
	子ども虐待防止 強化事業	子どもの支援者の資質向上を図るとともに、子どもを含む県民、関係機関・団体等に対する普及啓発活動を継続的に実施し、虐待防止に向けた気運の醸成を図ります。		子ども家庭課
(3)子どもへの虐待の予防	教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	(再掲)おかやま 妊娠・出産 サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として、「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。	保健医療部	健康推進課
	県立学校等 児童虐待等対応 研修	児童相談所、ＮＰＯ等との協働による専門的な研修を実施し、教職員の児童虐待等対応力の向上を図ります。	教育庁	人権教育・生徒指導課
	人権教育教職員研修	子どもに係る喫緊の課題であるいじめや児童虐待等に関する正しい認識を深め、子どもの心身の「育ち」を支えられるようにします。 また、すべての教職員が人権教育を組織的・系統的に進めるための研修を実施します。		
(4)子どもへの虐待の早期発見・早期対応	(再掲)子ども虐待防止 強化事業	子どもの支援者の資質向上を図るとともに、子どもを含む県民、関係機関・団体等に対する普及啓発活動を継続的に実施し、虐待防止に向けた気運の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども家庭課
(5)虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援	親子関係再構築 支援事業	虐待を受けた子どもや親等の家族へ医学的知見等に基づくプログラムにより、心理的側面からのケアを行う等、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を実施します。		
(6)支援者の人材育成	こども家庭ソーシャル ワーカー認定資格 取得促進事業	新たに創設されたこども家庭ソーシャルワーカー認定研修の受講を通じて、専門性を高め、児童相談所等における相談支援等の質の向上を図ります。		
(7)子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証	重大事例の検証	虐待による死亡等の重大事例について、事実の把握を行い、子どもの視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。		

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)障害のある子ども・若者の支援	(再掲)障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
	特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用を実施する私立学校に助成します。		
	障害児通所給付費等	障害のある子どもが障害児通所支援等のサービスを利用した際に支給される給付費等の一部を負担します。	子ども・福祉部	障害福祉課
	自立支援給付費	障害のある若者が障害福祉サービスを利用した際に支給される給付費の一部を負担します。		
	障害児等療育支援事業	在宅障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談が受けられる療育機能の充実を図ります。		
	短期入所サービス拡大促進事業	在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、短期入所サービスを提供する事業所を支援します。		
	障害者医療費公費負担制度	障害のある人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を助成します。		
	特別支援教育推進事業	特別支援学校における新たな教育課題への対応や特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育体制整備の充実を図ります。	教育庁	特別支援教育課
	特別支援学校等職業自立推進事業	特別支援学校等で学ぶ生徒たちの卒業後の職業自立に向けて、就労支援コーディネーターの配置により、就労体験への支援や職場実習の受入先及び就労先の開拓を図ります。また、就労への意識や意欲の向上を図るため、日頃の学習の成果を広く発表する機会を設けます。		
(2)発達障害のある子ども・若者の支援	ペアレントメンター養成・派遣事業	発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、先輩保護者の立場から相談や助言を行うことにより、子育てに不安を持つ保護者を支援します。	子ども・福祉部	障害福祉課
	家族支援のスキル向上支援事業	子育て応援プログラムの導入・普及に取り組むとともに、発達障害の特性のある子どもと保護者が安心して過ごせる支援拠点づくりに取り組む市町村を支援します。		
	乳幼児期支援体制整備事業	発達障害の特性を早期に把握するアセスメントツールの普及等により、発達障害の特性のある子どもの早期支援を図ります。		
	学齢期支援体制整備事業	発達障害の特性のある子どもが、早期に就労を見据えた自己理解や相談スキルの獲得ができるよう、中学高校連携時における関係機関の連携の強化を図ります。		
	成人期支援体制整備事業	県庁における職場研修の実施や研修会の開催により、発達障害のある人の就職と就労の継続を支援します。また、発達障害のある青年の支援拠点づくりに取り組む市町村を支援します。		
	発達障害診断待機解消モデル事業	県内の二次保健医療圏の1圏域において、診断待機時間短縮の効果を測定するモデル事業を実施することにより、県内の診断待機の課題やその解決策を検討します。		
	身近なかかりつけ医等の対応力向上事業	地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修の実施により、早期支援や他領域との連携による支援等のための対応力の向上を図ります。		
	発達障害県民理解促進事業	イベントの実施、ＳＮＳの活用、世界自閉症啓発デーなどの機会を捉え、発達障害への理解促進を図ります。		
	発達障害者キーパーソン活動促進事業	地域の最も身近な理解者となる人材を確保するとともに、支援の中核を担う人材の育成を図ります。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)発達障害のある子ども・若者の支援	発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある人や家族等からの発達や就労等に関する相談対応、関係機関との連携等により、総合的な支援体制の整備を図ります。	子ども・福祉部	障害福祉課
	発達障害者地域支援体制サポート事業	発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村等への助言、指導、調整等を総合的に実施します。		
	発達障害者支援体制整備事業(県支援体制整備事業)	法に基づき県が設置する発達障害者支援地域協議会において支援施策を協議する等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。		
	発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)	市町村に配置された発達障害者支援コーディネーターの支援や、県発達障害者支援センターとの連携強化により、市町村の発達障害支援体制の充実を図ります。		
	インクルーシブ教育システム構築支援事業	特別支援学校教員からなる特別支援教育エキスパート等の派遣や小・中・高等学校における通級による指導の充実、居住地校交流の充実等により、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒へ多様な学びの場を提供し、インクルーシブ教育システム構築の推進を図ります。	教育庁	特別支援教育課
(3)ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援	ひきこもり専門窓口の設置・運営事業	精神保健福祉センター、保健所・支所に「ひきこもり相談窓口」を設置し、電話、来所等による相談に応じるとともに、必要に応じて訪問型の支援を行います。	保健医療部	健康推進課
	子ども・若者育成支援ネットワーク事業	県の子ども・若者支援地域協議会である「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関・団体が密接に連携し、困難な状況にある子ども・若者の支援が行えるよう、ネットワークの強化に努めます。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	ニート脱出応援事業	国が委託設置する「地域若者サポートステーション」の運営事業者に、県事業として、若年無業者等への個別具体的な委託支援事業を委託し、ニート等若者の職業的自立支援を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
(4)少年の非行防止と立ち直り支援	再犯防止等推進事業	「第2次再犯防止推進計画」に基づく各種施策を総合的に推進するとともに、再犯防止に対する理解を深める普及啓発を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
	広域補導の推進	岡山県広域特別補導協議会に委託し、青少年の非行の広域化に対応するため、中・高校生に対する列車・バス及び各地の催しにおける補導を実施します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	少年非行防止対策の推進	学校等と連携した非行防止教室やＳＮＳを活用した動画広告による注意喚起等により少年の規範意識の向上を図ります。	警察本部	少年課
	立ち直り支援活動の推進	継続的に対象の少年や保護者と連絡を取り、面接等により指導・助言を行うとともに、様々な活動を通じて、少年の規範意識の向上や社会との絆の強化を図ります。		
(5)いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応	(再掲)教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	(再掲)岡山県青少年総合相談センターの運営	青少年に関する各種相談窓口を設置し、様々な相談に総合的に対応します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業	アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システムを全県立学校に導入し、いじめを受けたり、悩みや不安を抱えた生徒が安心して相談できる体制を構築します。	教育庁	人権教育・生徒指導課
	1人1台端末を活用した心の健康観察事業	1人1台端末を活用した心の健康観察を県立学校20校程度に導入することにより、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなＳＯＳ等の変容に早期に対応し、積極的に対応することで、不登校の未然防止を図ります。		
	スクールカウンセラー配置事業	学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを公立全小中学校に配置します。		
	スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	児童生徒の問題行動等の背景にある複雑な家庭環境や本人の特性等に早期から対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用し、地域ごとの関係機関による連携の強化を推進します。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(5)いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応	学級崩壊等早期対応事業	問題行動が見え始めた学校に対して、警察ＯＢと教員ＯＢのペアによる集中指導員等を一定期間継続的に派遣し、指導体制の強化を図るとともに、授業エスケープ等が見られる児童生徒の教室復帰に向けた学習支援等を行う別室指導支援員を一定期間配置します。	教育庁	人権教育・生徒指導課
	教育相談員配置事業	いじめや不登校等の相談に応じる教育相談員を、県青少年総合相談センターに配置し、電話及び面接による相談窓口を開設します。		
	思春期サポート事業	いじめや不登校のほか、リストカット等の問題を抱える生徒に対するカウンセリングやロールプレイング等を用いた自殺防止教室等を実施するため、臨床心理士等を高等学校へ招へいし、高等学校の教育相談力の向上を図ります。		
	学級サポートチーム派遣事業	学級がうまく機能しない状況がある公立小・中学校に対して、保健福祉等の専門家による専門指導員(学級サポートリーダー)を派遣するとともに、教育支援員を一定期間配置し、問題解決を支援します。		
	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	公立小学校において、学校訪問や研修等により、不登校対策担当者を中心とした長期欠席・不登校対策に係る対応のシステム化を推進し、学校訪問や研修等によって、組織的な対応力を向上させるとともに、登校支援員の家庭に対する登校アプローチや別室支援員による別室対応などにより、長期欠席・不登校傾向にある児童への支援を行います。		
	心の居場所推進プロジェクト	小学校には専属教員、中学校には専属教員と支援員を配置した自立応援室を設置し、教室復帰に向けた生活支援、学習支援等を行い、長期欠席・不登校の解消を図るとともに、別室指導の成果の普及や、自立応援室の設置拡充に向け、自立応援室推進員を派遣し、設置及び運営を支援します。		
	高等学校における自立応援室設置促進研究事業	県立高校を研究校に指定し、支援員を自立応援室に配置し、個々の状況に応じた生活支援等を行い、学校(教室)への復帰を目指すとともに、一時避難等により、長期欠席・不登校の未然防止に努め、今後の拡充に係る実践研究を行います。		
	多様な生徒を対象とした特色ある高校づくり推進事業(岡山県教育支援センター「My Place」の設置)	県立高校内に、様々な理由で登校できないが、高校進学を目指している中学生の新たな居場所となる教育支援センターを設置し、不登校生徒の社会的自立を支援します。		
	不登校児童生徒「心の居場所」オンライン支援事業	社会とつながることが困難な不登校児童生徒に対し、オンライン上の居場所を確保し、県総合教育センターに、支援員等をスタッフとして配置して、個別または複数での活動を通じ、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。		人権教育・生徒指導課(総合教育センター)
	いじめや暴力行為等への対策の推進	学校等と連携したいじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等、いじめを起こさせないための取組を行います。	警察本部	少年課
(6)多様な背景を持つ子ども・若者の支援	外国人入学生受入れのための環境整備	外国人入学生受入のための校内サインの設置、学校生活等のための通訳やサポート人材等の配置等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	留学生等による国際理解学習支援プログラム	小学校へ留学生や県内在住外国人を講師として派遣し、出身地の紹介や歌やゲーム等による児童との交流を通じて、子どもたちの異文化への関心や、外国語への学習意欲の向上を図ります。	県民生活部	国際課
	子ども日本語学習サポーター事業	日本語学習支援が必要な外国人児童生徒などの在籍する学校などへ日本語学習支援者として「子ども日本語学習サポーター」を派遣するとともに、同サポーターを養成するための研修会を行います。		
	岡山県外国人相談センター運営事業	県内在住外国人の日常生活に関する様々な相談に多言語で対応します。		
	岡山県全世代型アウトリーチ事業	多職種の専門家で構成する「複雑困難な状況にある子ども・若者対応アウトリーチチーム」を設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や助言を行います。	保健医療部	健康推進課
	(再掲)社会的擁護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を行うとともに、一時避難的かつ短期間の居場所を提供するなど、居住支援、生活支援を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金	児童養護施設対象者等の自立を支援するため、生活資金、家賃支援費、資格取得支援費等の貸付を行います。		
	自殺予防教育推進事業	教職員対象のＳＯＳの出し方に関する教育に係る研修講座を開催し、教職員が自殺予防のための正確な知識や児童生徒のＳＯＳへの対応力を身に付けます。	教育庁	人権教育・生徒指導課

4 ひとり親家庭等の自立支援

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)相談機能の強化	母子・父子自立支援員による相談事業	ひとり親家庭及び寡婦の子どもの養育や家計及び家事などの不安や悩みの相談を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
(2)子育て・生活支援の強化	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦で、修学や疾病等により、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な世帯に対して、家庭生活支援員を派遣します。		
(3)経済的自立の支援	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。		
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金、技能習得資金等の各種資金の貸付を行います。		
	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		
	養育費確保支援事業	養育費の確保を支援するため、支援策の情報提供や弁護士相談の実施、生活・就業全般の寄り添い支援を行います。		
(4)就業支援の強化	(再掲)ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等に対し、就職に有利な資格取得に必要な教育訓練の受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行い、ひとり親家庭の自立を図ります。		
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し資格の取得を目指すひとり親家庭及び母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている休職中のひとり親に対し、就職準備金や住宅支援資金等を貸し付け、経済的自立を支援します。		
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		
	再就職促進訓練事業	就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、準備講習付き訓練を専修学校等民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、託児サービス付訓練を提供します。	産業労働部	労働雇用政策課

5 子どもの貧困対策の推進

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)教育の支援	私立高等学校等学び直し支援金	高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行います。	総務部	総務学事課
	(再掲)高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。		
	(再掲)私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	(再掲)奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)教育の支援	(再掲)教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	(再掲)特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用を実施する私立学校に助成します。		
	(再掲)外国人入学生受入れのための環境整備	外国人入学生受入のための校内サインの設置、学校生活等のための通訳やサポート人材等の配置等を実施する私立学校に助成します。		
	高等教育の修学支援事業(私立専門学校授業料減免費負担金)	住民税非課税及びそれに準ずる世帯、多子世帯や私立専門学校の理工農系の学科に通う学生に対して、私立専門学校への進学を諦めることのないよう、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。		
	進学・就職準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等に進学や高等学校卒業後に就職する際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	子ども・福祉部	地域福祉課
	(再掲)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金、技能習得資金等の各種資金の貸付を行います。		子ども家庭課
	高等学校就学支援金	授業料に充てるための就学支援金及び学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。	教育庁	財務課
	奨学のための給付金	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。		
	定時制高等学校修学奨励費	定時制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		高校教育課
	通信制高等学校修学奨励費	通信制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		
	(再掲)主体的な学びの基盤づくり事業	公立小中学校に地域人材等を支援員及び指導員として配置し、放課後をはじめ朝学習や休憩時間等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		義務教育課
	特別支援学校就学奨励費	特別支援学校(市立特別支援学校を含む)に就学する児童生徒及び保護者に係る就学に要する経費のうち、法律及び補助金交付要綱で定められた経費を都道府県及び国がその全部又は一部を負担します。		特別支援教育課
	要保護準要保護児童生徒援助費	県立学校の要保護及び準要保護児童生徒の、医療費の負担及び給食費の援助を行います。		保健体育課
	烏城高校夜食費	勤労青少年の高等学校の夜間定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、岡山県立烏城高等学校の夜間定時制課程に在学し、職を有する者を対象として夜食費の補助を行います。		
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。		生涯学習課
	育英事業	経済的理由により修学困難な高校生に対して、教育の機会均等に資するため、(公財)岡山県育英会が実施する奨学金事業等に対して助成を行います。		
	(再掲)スクールカウンセラー配置事業	学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを公立全小中学校に配置します。		人権教育・生徒指導課
	(再掲)スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	児童生徒の問題行動等の背景にある複雑な家庭環境や本人の特性等に早期から対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用し、地域ごとの関係機関による連携の強化を推進します。		
(2)生活の支援	一時保護委託拡充事業	支援を必要とする女性の様々なニーズに応じることが出来るよう、母子生活支援施設等の一定の基準を満たす者に、一時保護委託を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労や自立に向けての各種相談を受け、抱えている課題を評価、分析して自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。		

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(2)生活の支援	(再掲)進学・就職準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等に進学や高等学校卒業後に就職する際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	子ども・福祉部	地域福祉課
	子どもの居場所づくり促進事業	地域住民やＮＰＯ等が居場所を立ち上げる際の支援を行います。		子ども家庭課
	(再掲)おかやま子ども支援ネットワーク事業	困難な問題を抱える子どもへの支援を行っている民間団体間でのネットワークを構築し、食材や情報の共有や研修会等の開催を通じて、居場所同士の連携や子どもへの対応力の強化を図ります。		
	子ども食堂応援ファンド事業	個人や企業から寄附を募り、県内の子ども食堂へ運営費として配布し、子ども食堂の持続可能な活動を支援します。		
	(再掲)ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	新規学卒者合同就職面接会開催事業	就職未内定の新規学卒者(卒業後3年以内を含む)を対象とした就職面接会の開催などにより、未内定者をフォローし、新規学卒者等の就職促進を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
	(再掲)おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。		
(3)保護者に対する就労の支援	(再掲)ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	(再掲)母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等に対し、就職に有利な資格取得に必要な教育訓練の受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行い、ひとり親家庭の自立を図ります。		
	(再掲)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し資格の取得を目指すひとり親家庭及び母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている休職中のひとり親に対し、就職準備金や住宅支援資金等を貸し付け、経済的自立を支援します。		
	(再掲)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		
	(再掲)再就職促進訓練事業	就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、準備講習付き訓練を専修学校等民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、託児サービス付訓練を提供します。	産業労働部	労働雇用政策課

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)企業の意識改革への取組	男性育児休業取得等促進事業	企業に対し、男性の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育休を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識啓発のためのセミナーを実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	(再掲)おかやま子育て応援宣言企業活性化事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録し、特に積極的に取り組む企業等を「アドバンス企業」に認定するなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	経営者等の意識醸成推進事業	企業と連携した取組事例の情報発信やエリアセミナー等により、経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成します。		
	企業版子育て支援情報展開事業	企業の子育て支援の実行を後押しするため、企業版子育て支援ポータルサイトの運用による情報発信力の強化や優良事例の横展開を図ります。		

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)企業の意識改革への取組	子育て応援宣言企業等取組推進事業	従業員への子育て支援について、先進的な取組を実施する事業者を表彰するとともに、アドバンス企業のメリット拡充等を行い、企業等のさらなる子育て支援の取組を促進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	従業員の子育て支援応援事業	子育てと仕事の両立支援のため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し、助成金を交付します。		
	働き方改革推進事業	多様で柔軟な働き方を推進するため、セミナーやガイドブック等でテレワーク等の柔軟な働き方や企業の優良事例、法令や両立支援制度等についての情報発信を行うことにより、企業の意識改革を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
(2)出産・子育てがしやすい職場環境の整備	(再掲)男性育児休業取得等促進事業	企業に対し、男性の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育休を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識啓発のためのセミナーを実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	県庁内保育施設設置計画策定事業	子育てをしながら安心して働ける職場環境づくりに向けた企業の取組を促進し、結婚・子育てを応援する機運のさらなる醸成が図られるよう、県が自ら目に見える形で子育てと仕事を両立できる職場環境を整備するため、県庁内保育施設の設置計画を策定します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	(再掲)経営者等の意識醸成推進事業	企業と連携した取組事例の情報発信やエリアセミナー等により、経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成します。		
	(再掲)子育て応援宣言企業等取組推進事業	従業員への子育て支援について、先進的な取組を実施する事業者を表彰するとともに、アドバンス企業のメリット拡充等を行い、企業等のさらなる子育て支援の取組を促進します。		
	子育て支援に取り組んでいる業者の評価	県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度の導入やアドバンス企業の認定を受けている場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。	土木部	監理課
(3)男女がともに協力して子育てする意識の醸成	ウィズカレッジ事業	男女共同参画を進める上で必要となる最新の情報や知識を広く提供するオンライン講座を実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	女性活躍推進員の配置・地域啓発事業	県内全域での男女共同参画を推進するため女性活躍推進員をウィズセンターに配置し、出前講座や市町村等が希望する研修のコーディネート等を実施します。		
	(再掲)パパ・グランパ・グランマ力アップ事業	新たにパパになる人等を対象に、男性の積極的な育休取得や家事・育児参画を図る講座を実施します。また、父親や祖父母に向けた子育て応援BOOKを作成・配布します。	子ども・福祉部	子ども未来課
(4)出産・子育て後の女性の再就職等の支援	女性のキャリア形成応援事業	仕事と家庭の両立や女性特有の健康課題に加え、起業支援など女性がキャリアを築く上での課題解決に役立つオンライン講座を実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	女性管理職等との交流会	女性のキャリア形成に関する課題の解決とネットワーク構築を図るため、ロールモデルとなる女性管理職等との交流会を実施します。		

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)周産期・小児医療体制の整備	小児救急医療拠点病院運営事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる体制を整備します。	保健医療部	医療推進課
	小児救急医療支援事業	二次医療圏域単位で、夜間・休日の小児救急医療体制を確保します。		
	小児救急電話相談等事業	小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対処方法等について電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことを目的とします。		
	周産期医療対策推進事業	安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供するため、周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制を整備します。		

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)周産期・小児医療体制の整備	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、当該施設までの交通費及び宿泊費の助成を行う市町村へ補助を行います。	保健医療部	医療推進課
(2)小児慢性特定疾病の医療の推進	小児慢性特定疾病医療費	小児の慢性疾病のうち、その療養や高額な医療費負担が長期に続く疾病について、医療費の自己負担額を所得に応じて公費負担します。		医薬安全課
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の自立に資する事業の充実に努めます。		
(3)感染症対策の推進	感染症発生動向調査事業	保健所・県・環境保健センター・厚生労働省間を結ぶシステムにより感染症の流行状況を早期に把握し、必要に応じ積極的疫学調査を実施し、分析、公表することにより、感染症の予防及びまん延防止に努めます。		疾病感染症対策課
(4)病児保育の充実	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。	子ども・福祉部	子ども未来課

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保	県営住宅優先的選考入居	母子世帯、父子世帯及び子育て世帯の県営住宅への入居に際し、優先的に選考します。また、多家族世帯向けの住戸があります。	土木部	住宅課
	リノベで子育て！空き家改修補助事業	子育て世帯が居住するために行う空き家住宅の改修を支援します。		
(2)子育て支援情報の提供や相談体制の充実	被害少年やその保護者等の精神的負担軽減等の推進	犯罪、児童虐待等による被害少年やその保護者等の精神的負担の軽減又は回復を図るため、計画的なカウンセリング等を継続して支援するとともに部外専門家、関係機関、ボランティア等と緊密な連携を実施し、被害少年の状況に応じた適切な支援を推進します。	警察本部	県民広報課

4 安全・安心な子育て環境の整備

項　目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)食の安全・安心の確保、食育の推進	食育ネクストステージプロジェクト事業	「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」及び「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育関係者と連携を図りながら、減塩や野菜摂取量の増加、小・中学生の朝食を毎日食べる割合100%の達成などに向け、各地域における食育をさらに推進します。	保健医療部	健康推進課
	リスクコミュニケーション推進事業	食品の安全性に関する正しい理解を県民へ広く浸透させるため、食品関連事業者及び一般消費者の相互理解を深めます。また、食品の安全性についてわかりやすく効果的に伝えることのできるリスクコミュニケーターの地域における自主活動を支援します。		生活衛生課
(2)安全な遊び場の整備	都市公園管理	岡山県総合グラウンド、倉敷スポーツ公園の整備・維持管理を行います。	土木部	都市計画課
(3)安全・安心な生活環境の整備	安全・安心まちづくりの推進	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等の普及に努めるとともに、防犯カメラ等の防犯設備を普及促進します。	県民生活部	くらし安全安心課
	交通安全施設整備事業	通学路や交通事故の多発している幹線道路等において、交通事故から県民を守るため、歩道等の整備を推進します。	土木部	道路整備課
	交通実態に即した交通規制の実施	安全で円滑な交通環境を実現するため、信号機の整備や交通規制の見直しを行います。	警察本部	交通規制課

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4)安全・安心な社会環境づくり	安全確保の推進	スクールバスにおける警備員等の配置、登下校時における交通安全指導員等の配置、児童・生徒への講習会(防犯、防災、交通安全等)の実施、地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施等を行う私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	交通安全対策の推進	地域の「幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ)」のリーダー研修会の実施や、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発等により、子どもの交通事故防止対策を推進します。	県民生活部	くらし安全安心課
	児童の安全確保	「子ども110番の家」へのセーフティーコーンの設置を支援します。また、「地域安全マップづくり」やアサガク(朝学習)防犯教室などの児童が犯罪に遭わないための教育を推進します。		
	防犯ボランティアの活動促進等	防犯ボランティアに対する研修の実施、「安全・安心通信」の発行による情報提供、青色防犯パトロール実施団体への広報活動用機器の貸与など、自主防犯活動を支援します。		
	“ひとりで悩まないで”性犯罪・性暴力被害者等支援事業	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。		
	消費生活用製品の安全性の確保	子ども用製品に関する事故の情報提供や注意喚起のほか、消費生活用製品安全法に基づく販売事業者への立入検査を実施します。		
	青少年のスマホ・ネット利用のルールづくり促進事業	スマホ・ネットの適正利用促進のための効果的な取組を、外部有識者、携帯電話事業者及び県からなる「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において検討し、実践します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	スマホ・ネット問題総合対策	子どもを取り巻くスマホ・ネット問題に対し、保護者への啓発とともに、学校と家庭・地域が連携し子どもを守る体制の構築を進めるとともに、児童生徒の主体的な取組の促進により、スマホ等の適正利用を推進します。	教育庁	人権教育・生徒指導課 生涯学習課
	「心と命の教育活動」の推進	中・高校生等を対象に、犯罪被害者遺族等による講話「心と命の教室」を聴講させることによって、「命の大切さ」等を自覚させるなど、規範意識の向上を図ります。	警察本部	県民広報課
	多様な担い手による見守り活動の活性化の推進	子どもの安全・安心の確保に向け、「ながら見守り」の拡充、企業による防犯ＣＳＲ活動の拡充、防犯ボランティア団体による自主パトロール活動の支援等に取り組み、見守り活動の活性化を図ります。		生活安全企画課
	子どもの安全対策の推進	子どもを対象とする声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案に関する情報を集約・分析して行為者を特定し、検挙や指導・警告等の先制・予防的な警察活動を推進します。		人身安全対策課
	携帯電話等への不審者情報メール配信事業	子ども被害の犯罪や声かけ、つきまとい等の不審者情報を電子メールで配信することにより、地域における子どもの安全対策や各種防犯意識の高揚を図ります。		
	スマートフォン・インターネット対策の推進	学校等と連携しながら、非行防止教室等あらゆる機会を捉え、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進します。		少年課
	子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進	子どもの性被害につながるおそれがある不適切な書き込み全般に対して注意喚起を行います。		
	被害防止等のための教育・啓発	ＳＮＳに起因する子どもの性被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を推進します。		
	被害に遭った子ども・若者への支援	被害を受けた子どもについて、継続的支援が必要と認められる時は、保護者の同意を得た上で、カウンセリングや助言その他継続的な支援を行います。		
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	通学路における安全対策や交通指導取締り、段階的かつ体系的な交通安全教育等の取組を推進します。		交通企画課

Ⅵ 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

項　目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)子ども・若者の社会参画の促進	(再掲)消費者啓発講座強化事業	消費者被害防止のため、学校や職場等へ消費生活相談員やボランティア講師を派遣する出前講座を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
(3)子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映	子どもが主役プロジェクト事業	子どもを対象としたアンケートを実施し、計画策定や施策立案などへの活用を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課

岡山県の結婚、妊娠・出産や子育て等に関する相談機関

おかやま縁むすびネット

https://www.okayama-musubi.jp/

岡山県では、結婚を希望する方を対象に、1対1の出会いを支援するマッチング機能とイベント支援機能を有する結婚支援システムの運用を行っています。

マッチングシステム

- 内　　容　システムによる申し込み、お引き合わせ等を通じて1対1の出会いの機会を提供します。
- 入会登録料　1万円（登録から2年間有効。初年度のみ閲覧開始日から2年間）
- 登録資格　・20歳以上の独身男女
 ・岡山県内に在住、在勤の方、岡山で結婚を考えている方
 ・インターネットへの接続やメールを使用できる方
- 入会申込　ウェブサイトから入会申込を行い、オンライン又は来所で必要書類を提出してください。なお、来所の場合は、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」への来所予約をしてください。

イベントシステム

- 内　　容　登録いただいたメールアドレス宛に、出会いイベントの案内などを行います。
- 登　録　料　無料（別途イベント参加費は必要となります。）

おかやま妊娠・出産サポートセンター

妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談を受け付けます。

- TEL　086-235-7899
- MAIL　ninshin@okayama-u.ac.jp
- 場　　所　岡山大学病院内
- 開所日時　月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く）　9:00～12:00

※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。
※火曜日については、相談は受けておりませんが、書籍、資料の閲覧は可能です。

岡山県不妊専門相談センター

不妊症（妊娠しない）や不育症（妊娠しても育たない）により子どもが得られない方等の悩みについて相談を受け付けます。

- TEL　086-235-6542
- MAIL　funin@cc.okayama-u.ac.jp
- 場　　所　岡山大学病院内
- 開所日時　月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く）　13:00～17:00
 毎月第1土曜日・第1日曜日　10:00～13:00

※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。
※火曜日については、相談は受けておりませんが、書籍・資料の閲覧は可能です。

小児救急電話相談事業（＃8000）

子どもの具合が悪くなった際の保護者の方等の不安や、症状への対応方法などについて看護師等が電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスを行います。

＃8000　または　086-801-0018

■ 相 談 日 時　(1)平　日　19:00～翌朝8:00
(2)土曜日　18:00～翌朝8:00
(3)日・祝及び年末年始（12月29日から1月3日）　8:00～翌朝8:00

岡山県総合教育センター

幼児や児童生徒の心身の健やかな成長発達を図るため、学習、不登校、いじめ、発達障害等、教育上の諸課題について、本人や保護者及び教職員等に対して面接相談や電話相談を行っています。

相談内容等	相談方法	電話番号
・不登校・いじめなど学校生活に関すること ・家庭教育に関すること	電話・面接	0866-56-9115
・発達障害など発達に関すること ・障害のあるお子さんの学習面などの学校生活に関すること ・障害のあるお子さんの家庭生活に関すること	電話・面接	0866-56-9117

■ 面 接 相 談　要予約
月・水・木・金曜日　9:00～12:00、13:00～17:00
火曜日　13:00～17:00
※1回50分単位

■ 電 話 相 談　随時
月・水・木・金曜日　9:00～12:15、13:15～17:00
火曜日　13:15～17:00
※土・日・祝日・振替休日はお休みです。

岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110（いちいちまる））

県が運営する「ハートフルおかやま110(青少年総合相談センター)」は、総合相談窓口と、3つの専門相談窓口が集まった、青少年とその家族のための総合相談センターです。

「悩んでいるけど、どうしたらいいか分からない…。」

そんなときは、ひとりで悩まず、気軽にお電話ください。

相談員があなたの不安や悩みに耳を傾け、一緒に考えます。相談は無料で、匿名で行うことができます。秘密は厳守します。

総合相談窓口

青少年に関する様々な相談を受け付けています。
必要に応じて、適切な相談窓口や他の相談機関の紹介も行います。
また、公認心理師や、進路の見直し・検討や高校中退者等を支援するアドバイザーへも相談できます。(要予約)

■電話相談　086-224-7110
受付時間　年中無休(年末年始を除く)　8:30～21:30

■LINE相談　アカウント名「ハートフルおかやま110」(LINE ID @hfokayama)
受付時間　火・木・土曜日(年末年始を除く)　17:00～21:00

■メール相談　sodan110@po1.oninet.ne.jp

■面接相談　要予約

教育相談

児童生徒の皆さんや保護者の方など、いじめ、不登校等の教育に関する悩みや不安について気軽にご相談ください。

■電話相談　086-221-7490
受付時間　年中無休(年末年始を除く)　8:30～12:00 / 13:00～17:00

■面接相談　要予約

進路相談

中学校・高校で長く休んだり、高校を中途退学したりした皆さんの進路の悩みについて、相談を受け付けます。入学・転学・編入学などについての情報提供も行います。

■電話相談　086-224-1121
受付時間　火・木・土曜日(年末年始を除く)　12:00～18:00

■面接相談　要予約

ヤングテレホン・いじめ110番

非行、家出、いじめなどの少年相談を受け付けています。面接相談(要予約)も行っていますので、ご相談ください。

■電話相談　24時間受付 年中無休　086-231-3741

■面接相談　要予約
受付時間　月～金曜日(祝日、年末年始を除く)　8:30～17:00

■メール相談　youngmail@pref.okayama.jp

24時間子供SOSダイヤル

いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、いつでもすぐ電話で相談してください。

■ T　E　L　0120-0-78310
■ 受付時間　24時間受付 年中無休

子育て相談窓口

子育てには、悩みや不安がいっぱいです。ひとりで悩まず家族や信頼できる友人、電話相談、お住まいの地域の相談窓口など、誰かに相談しましょう。

子ども・家庭電話相談室

■ T　E　L　086-235-4157
■ 受付時間　月～土曜日（祝日、年末年始を除く）　9:00～20:00

親子のための相談LINE

子育ての不安、家庭や家族の悩み、ヤングケアラーに関する相談などに応じています。

■ 受付時間　月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　10:00～19:00

児童相談所

18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

■ 相談日時　月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　8:30～17:00

名　称（電話番号）	管　轄（担当）	住　所
中央児童相談所 (086-235-4152)	玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山市北区南方二丁目13-1
倉敷児童相談所 本所 (086-421-0991)	倉敷市、総社市、早島町	倉敷市美和1-14-31
倉敷児童相談所 井笠相談室 (0865-69-1680)	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	笠岡市六番町2-5
倉敷児童相談所 高梁分室 (0866-21-2833)	高梁市、新見市	高梁市落合町近似286-1
津山児童相談所 (0868-23-5131)	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、 美咲町	津山市山北288-1
岡山市こども総合相談所 (086-803-2525)	岡山市	岡山市北区鹿田町1-1-1

子ども虐待防止窓口

子ども虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待から子どもを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。「子どもが心配」と感じたら、相談してください。

児童相談所全国共通３桁ダイヤル　189（いちはやく）

■ 相 談 日 時　24時間365日対応

岡山県ひとり親家庭支援センター

当センターでは、母子・父子家庭や寡婦の方の就労や生活における様々な悩みをお聞きして、相談に応じています。

■ T　E　L　086-201-7260

■ 開 所 日 時　(1)月・火・木・金曜日(祝日、年末年始を除く)　9:00～16:30
※面談をご希望の場合は、事前にご予約ください。
(2)休日出張相談(予約制)
※休日の相談も可能です。必ず事前に日時・場所等を電話でご相談ください。

おかやま子ども・若者支援機関リスト

岡山県では、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「おかやま子ども・若者サポートネット」を設置し、県内の専門的な関係機関・団体が連携して、ニート、ひきこもり、非行、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族の方々に対して、切れ目のない継続的な支援を行うためのネットワークを構築しています。

この取組の一環として、支援を必要とする方が、必要としている支援を適切に受けることができるよう「おかやま子ども・若者支援機関リスト」を作成しています。

相談時間などの詳しい情報については、県ホームページをご覧ください。

■ U　R　L　https://www.pref.okayama.jp/page/698688.html

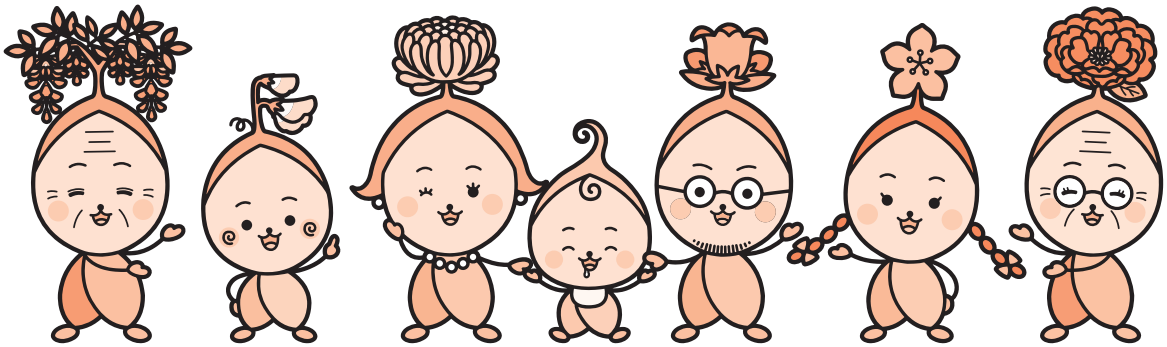
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

専門の相談員が相談に応じ、病院等への付き添い、医療費の助成、弁護士相談など総合的に支援します。

全国共通短縮ダイヤル　＃8891（はやくワンストップ）

■ 電 話 相 談　24時間365日対応(休日夜間は、国のコールセンター対応)

■ 開 所 日 時　月～土曜日(祝日、年末年始を除く)　9:00～17:00



結婚、出産、子育てに関する県民意識調査報告【概要】

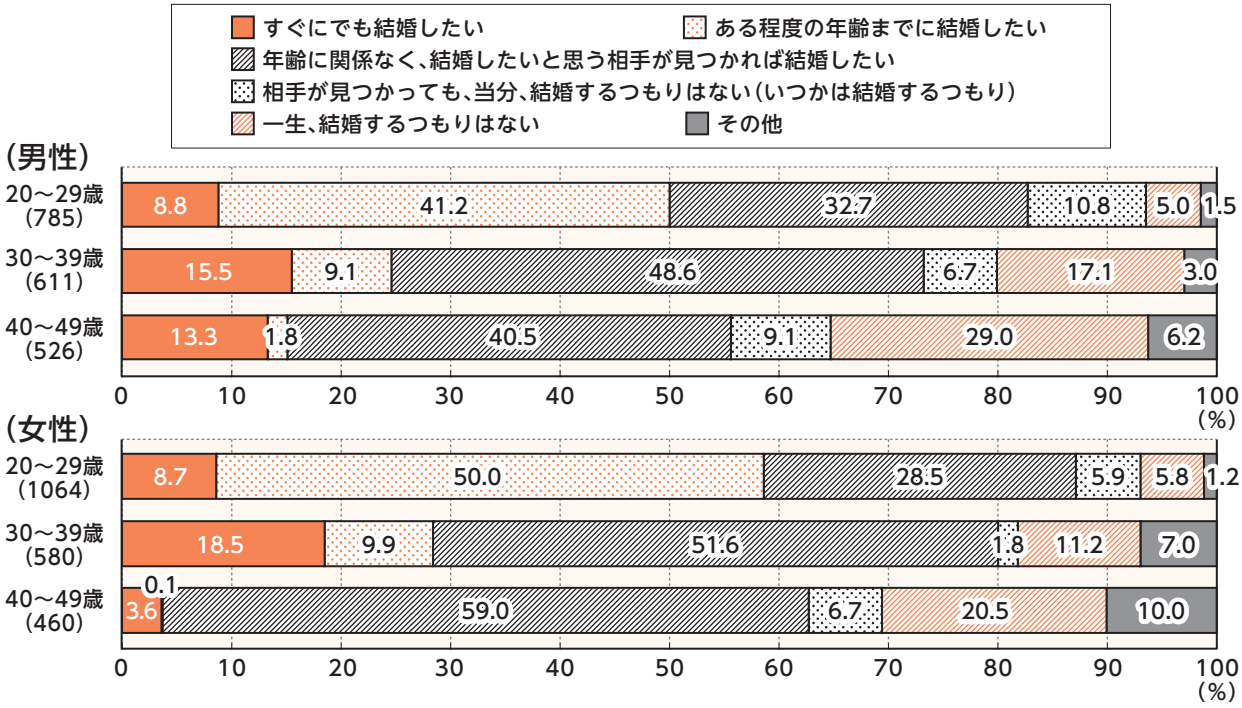
岡山いきいき子ども・若者プラン2025の策定に当たり、県内における結婚、妊娠・出産、子育てに関する現状等を把握、分析して基礎資料とするための県民意識調査を実施しました。

項　目	第一群調査	第二群調査	第三群調査
①調査名称	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	子育てに関する県民意識調査（子どものいる世帯調査）	結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
②対象	・2023（令和5）年8月時点で20歳から49歳の県内在住者	・小学校3年生までの子どもと同居する子育て世帯の親等	・県立高等学校の2年生及び3年生（中等教育学校の5年生及び6年生を含む）
③調査期間	2023（令和5）年9月～10月	2023（令和5）年10月～11月	2023（令和5）年11月
④対象数	56,837人	17,479世帯	18,463人
⑤調査方法	・郵便送付 ・郵便回収、オンライン回答	・保育園、幼稚園、学校等による直接配付 ・郵便回収、オンライン回答	・高校を通じた調査依頼書（調査サイトへのリンクを掲載）の高校生への配付 ・オンライン回答
⑥回収結果	14,333人	6,425世帯	9,706人
⑦ロジックモデルによる検討	本調査では、調査票設計に先立って、結婚希望とその実現予想、希望する子ども数とその実現予想等に影響を及ぼす要因の分野を設定し、ロジックモデルに沿う形で質問項目の作成を行った。		

年齢と結婚希望

■結婚についての考え（年齢階層別、未婚者、単数、第一群）

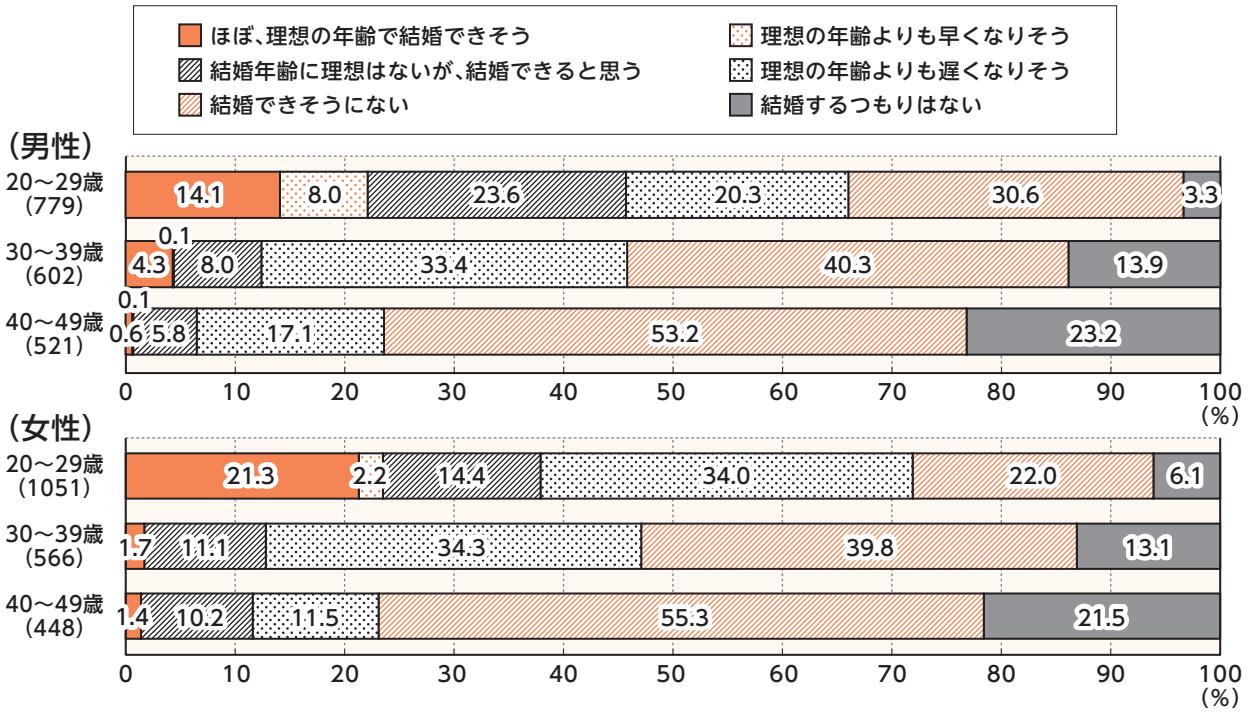
「結婚したい」という結婚意思を持つ者を年齢階層別にみると、20代では男性93.5％、女性93.1％、30代では男性79.9％、女性81.8％となっている。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■結婚の見通し（年齢階層別、未婚者、単数、第一群）

結婚の見通しについて、「結婚できそうにない」と回答した者を年齢階層別にみると、20代では男性30.6%、女性22.0%、30代では男性40.3%、女性39.8%となっている。

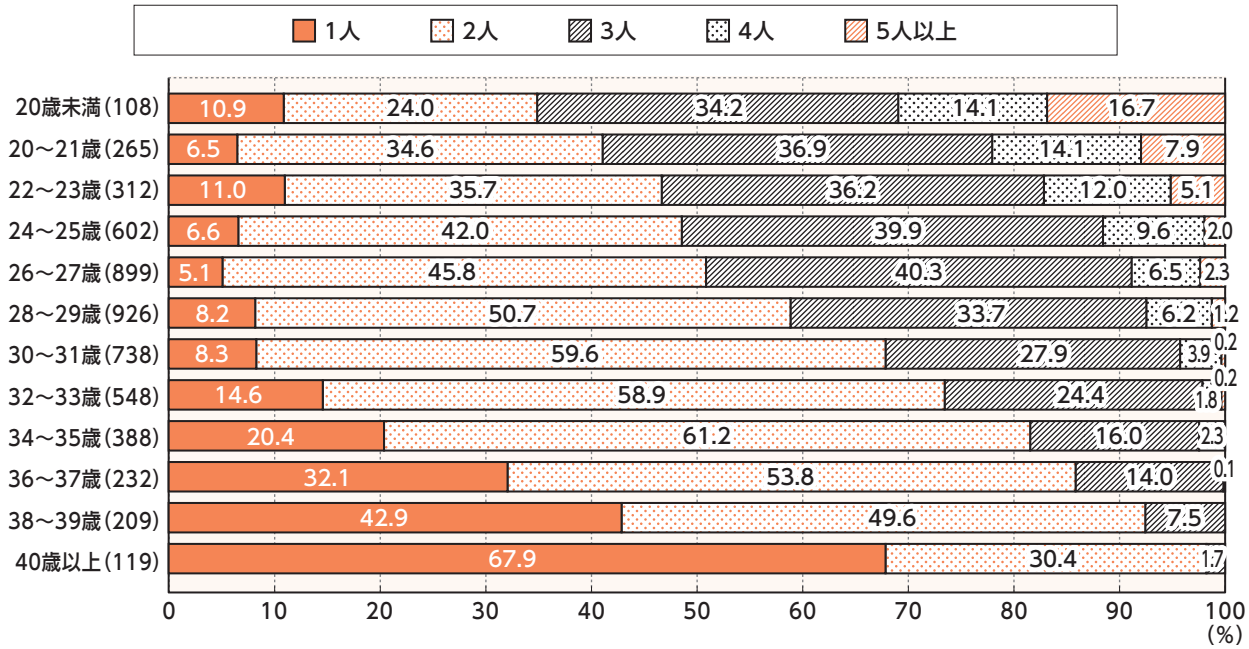


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

年齢と希望する子ども数

■第1子出生時の年齢別にみた持てると思う子ども数（母親、単数、第二群）

第1子出生時の年齢が高くなるほど、持てると思う子ども数が減少する。

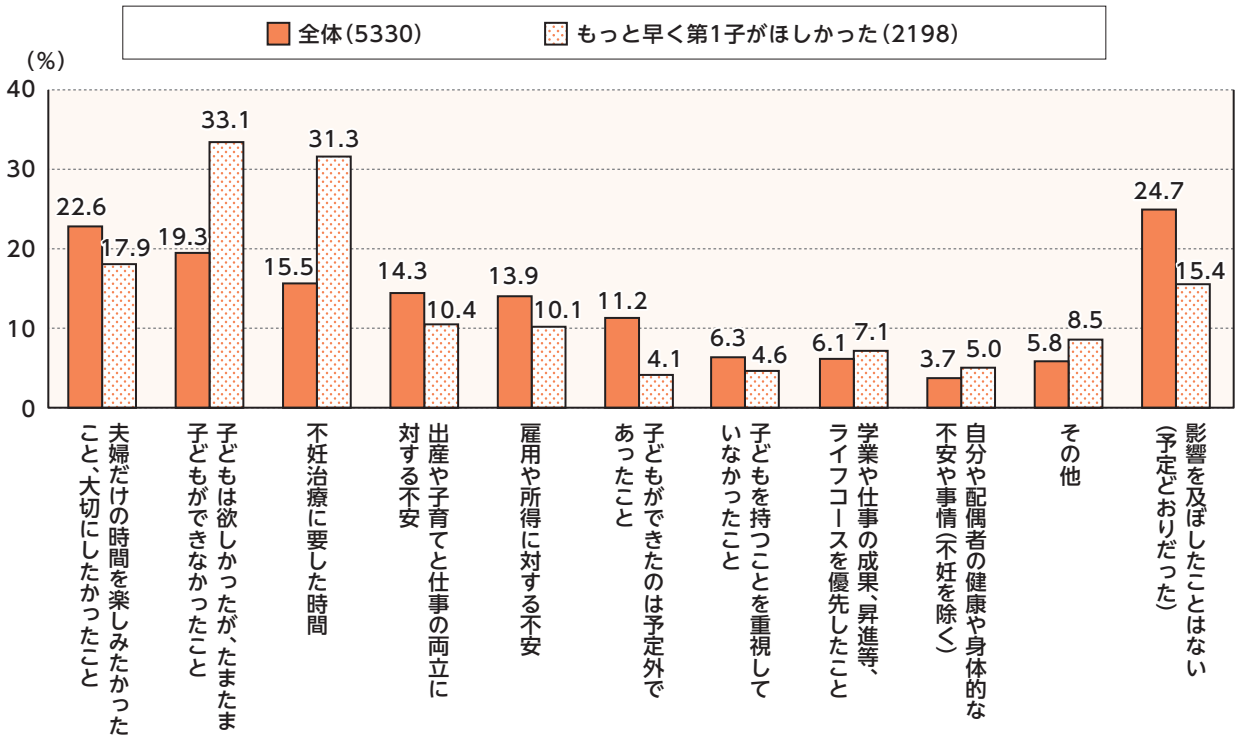


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

（参考）第1子が生まれたときの年齢（母親、第二群）

調査年	平均年齢（歳）
2018（平成30）年調査	29.3
2023（令和5）年調査	29.2

■結婚してから第1子が生まれるまでの期間に影響したこと（母親、複数、第二群）



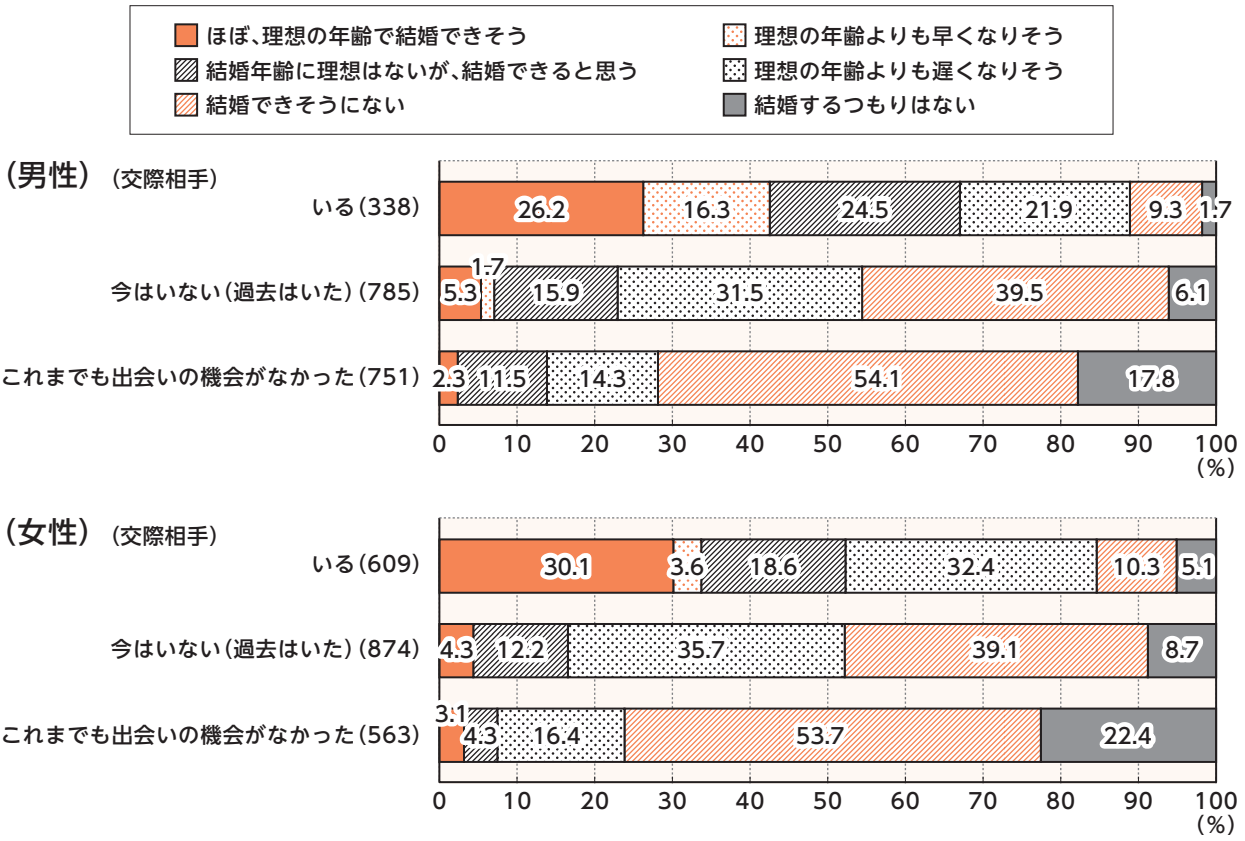
※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

希望に影響を及ぼす要因

1　男女の出会いの機会

■結婚についての見通し（交際相手の有無別、未婚者、単数、第一群）

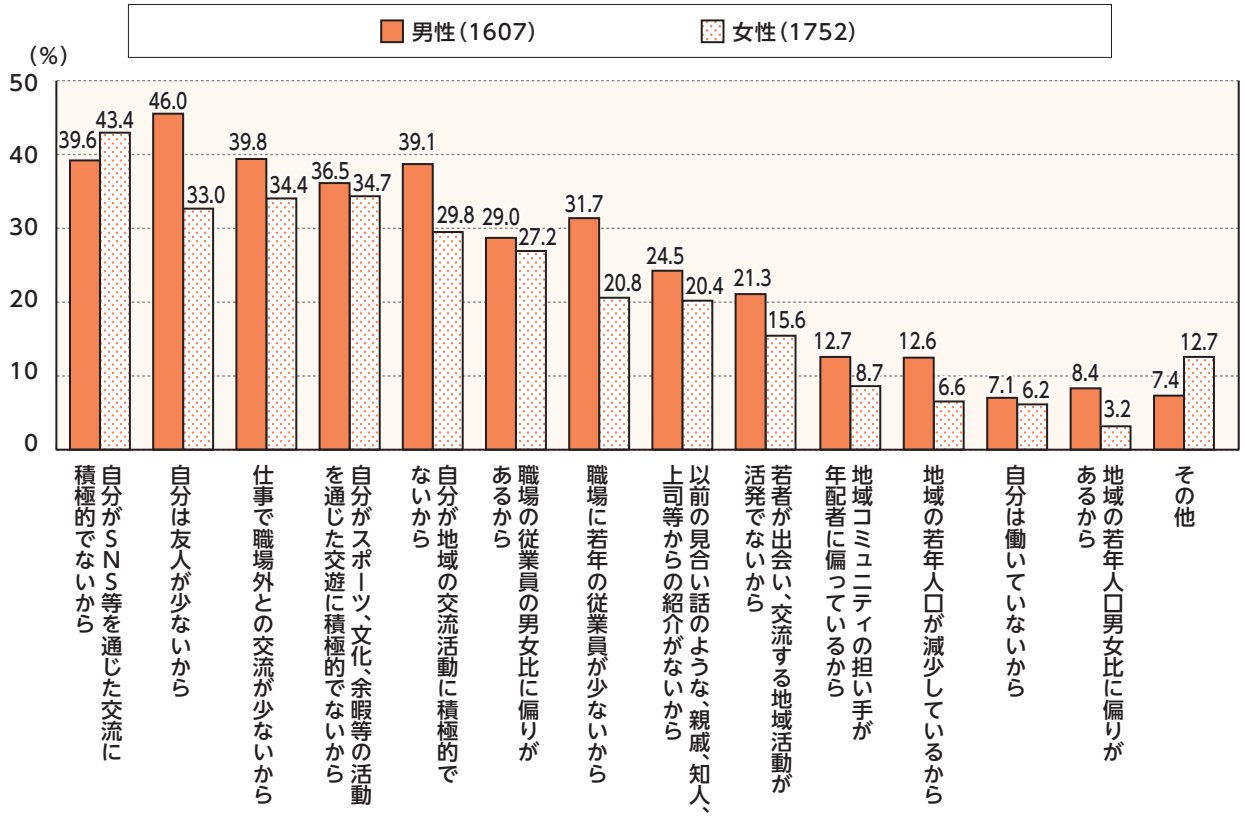
結婚の見通しについて交際相手の有無別にみると、「結婚できそうにない」は、「いる」「今はいない（過去はいた）」「これまでも出会いの機会がなかった」の順に、男女ともに増加する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■交際や結婚につながるような異性との出会いが「ないと思う」理由（現在交際相手がいない独身者、複数、第一群）

現在交際相手がいない独身者が出会いの機会がないと思う理由をみると、他者との交流や様々な社会的活動に自分が積極的でないことを挙げる回答が多い。

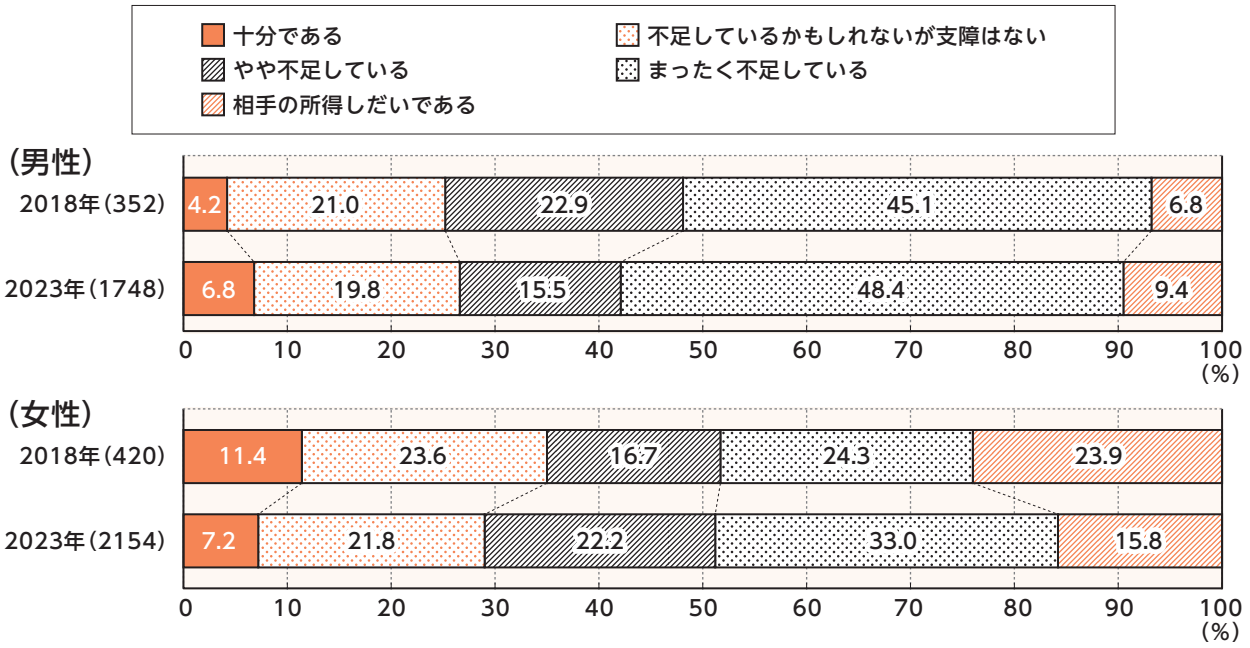


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

2　所得の不足、雇用の不安

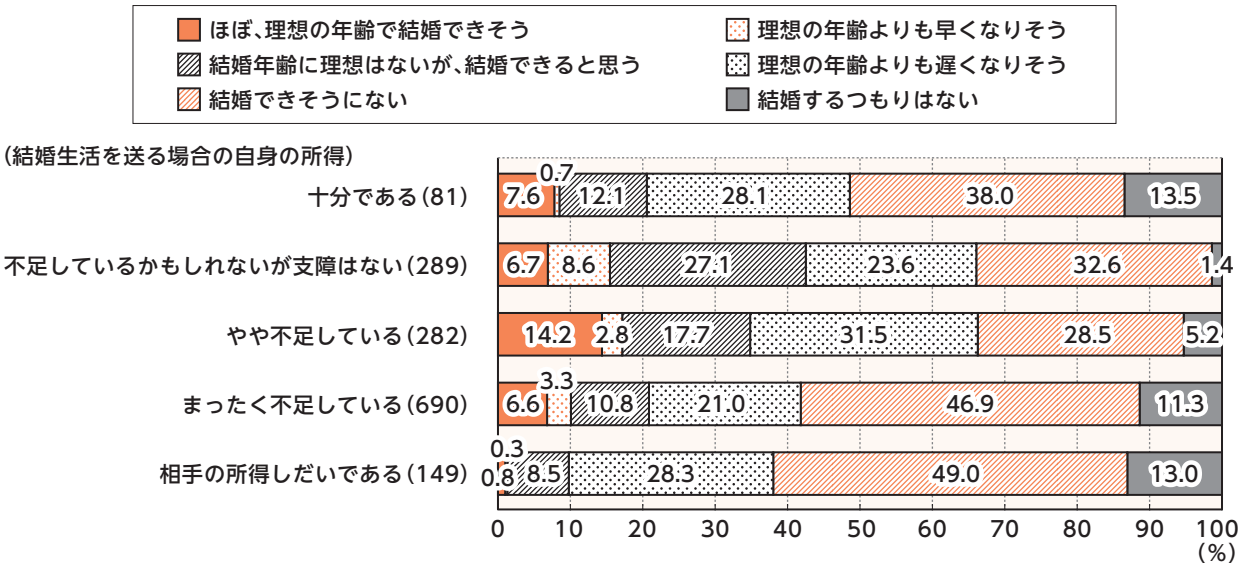
■結婚生活を送るとしたときの所得のゆとり感（就業している未婚者・離死別による独身者、単数、第一群）

結婚生活を送るとしたときの所得のゆとり感について、「やや不足している」及び「まったく不足している」と回答した者は、独身の男性で63.9%、女性で55.2%に達する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

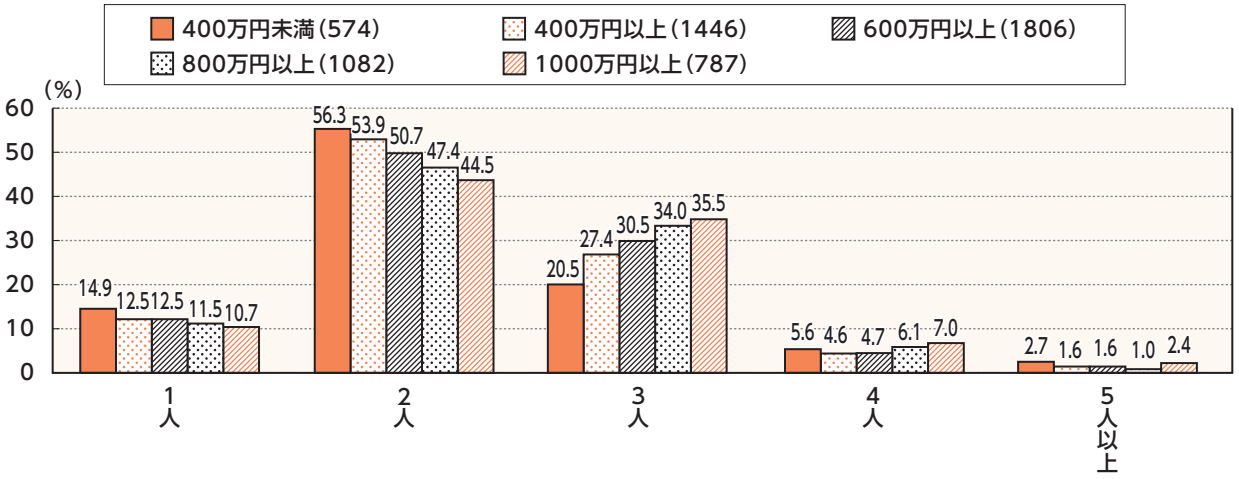
■所得のゆとり感と結婚についての見通し（就業している未婚者、男性、単数、第一群）



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

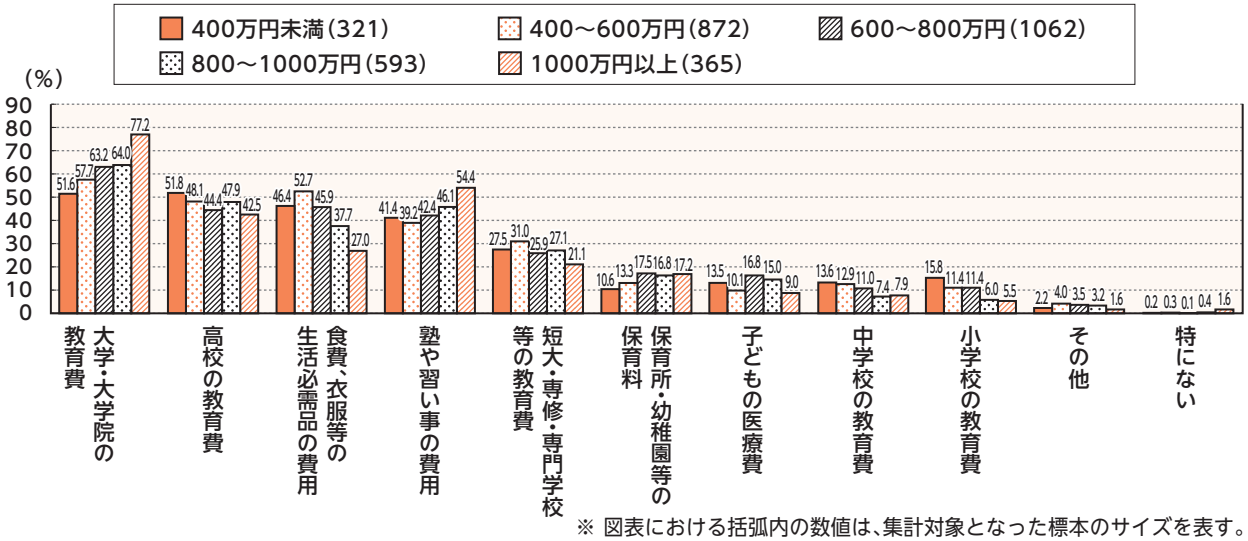
■持てると思う子どもの数（夫婦年収別、単数、第二群）

子育て世帯の夫婦年収と持てると思う子どもの数の関係をみると、年収額が増加するにしたがって、持てると思う子ども数の「２人」が減少し、「３人」が増加する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

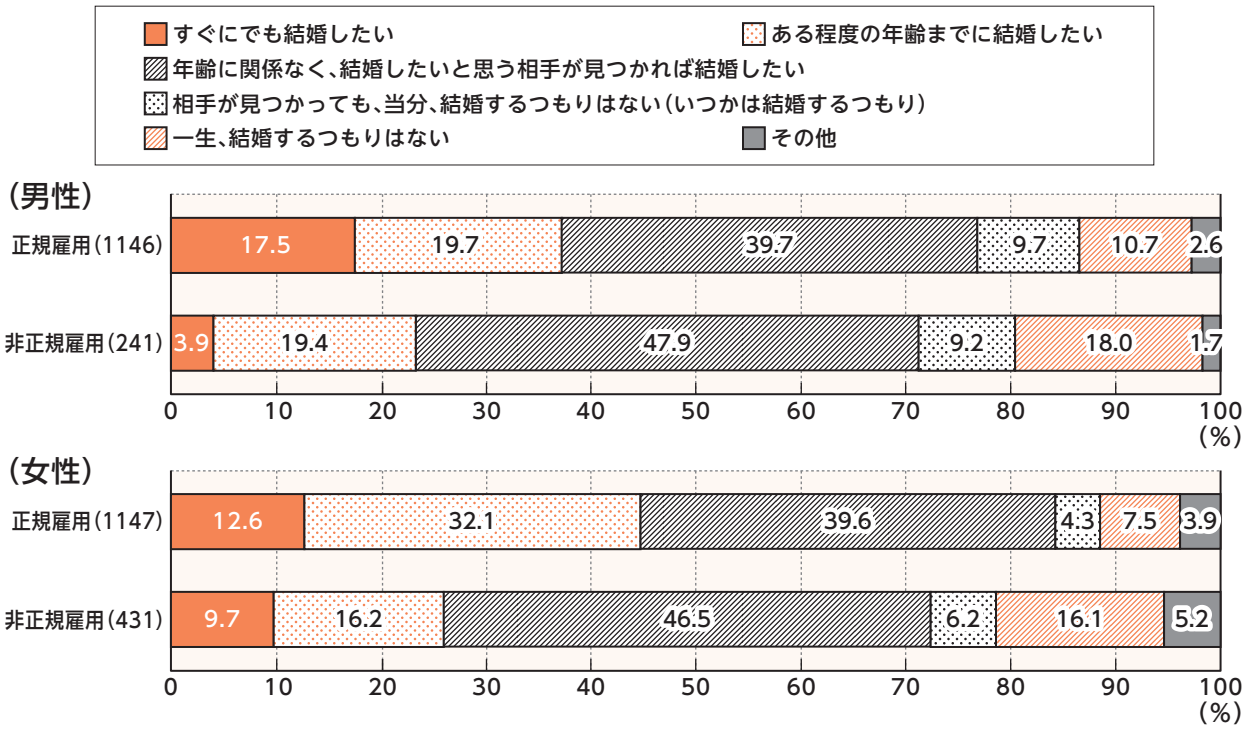
■もう１人子どもを持つために軽減が重要な養育費・教育費（夫婦年収別、有配偶者、複数、第二群）



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■雇用形態別の結婚についての考え（未婚の雇用者、単数、第一群）

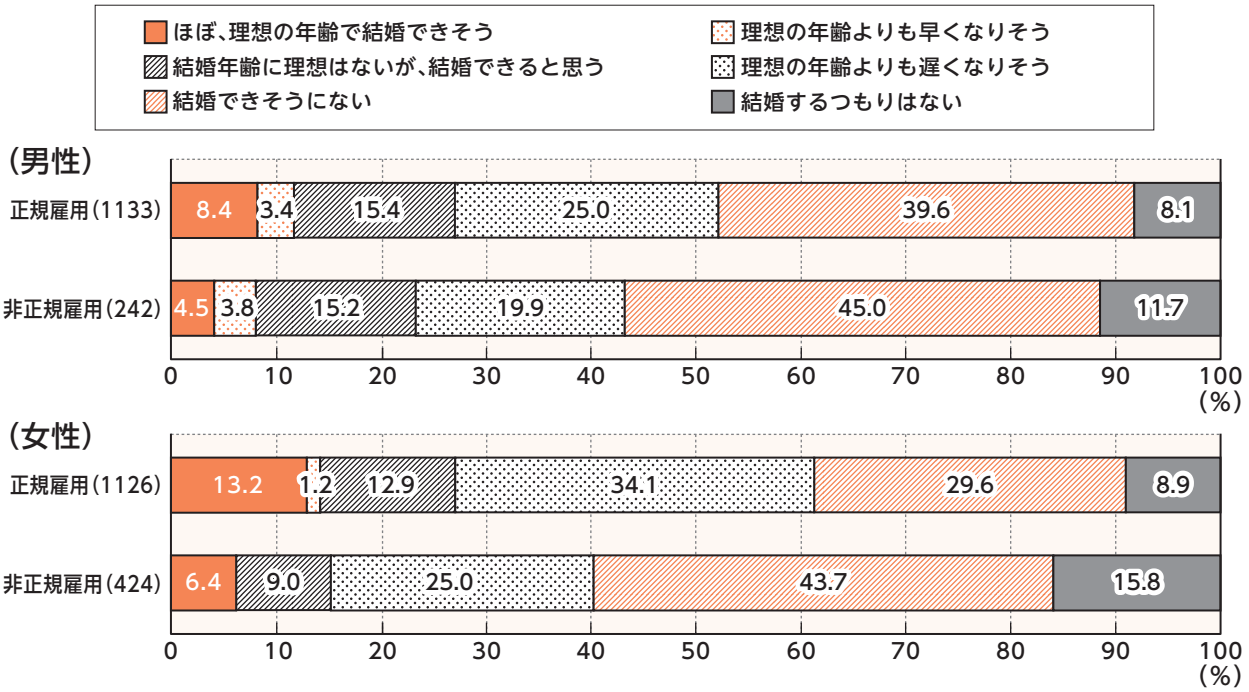
結婚についての考えを雇用形態別にみると、未婚男性が正規雇用であると「すぐにでも結婚したい」が17.5％であるが、非正規雇用では3.9％である。また、未婚男性が正規雇用であると「一生、結婚するつもりはない」が10.7％であるが、非正規雇用では18.0％になる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■雇用形態別の結婚の見通し（未婚の雇用者、単数、第一群）

結婚の見通しについて雇用形態別にみると、未婚男性が正規雇用であると「結婚できそうにない」は39.6％であるが、非正規雇用では45.0％となる。また、未婚女性が正規雇用であると「結婚できそうにない」は29.6％であるが、非正規雇用では43.7％となる。

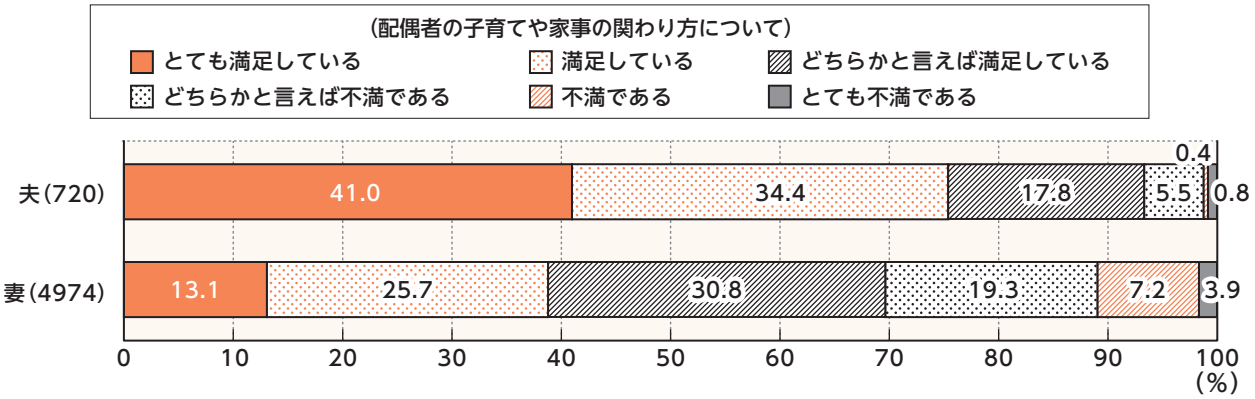


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

3　生き方と結婚・子育てとの両立

■配偶者の子育てや家事の関わり方に対する満足度（配偶者と同居している者、単数、第二群）

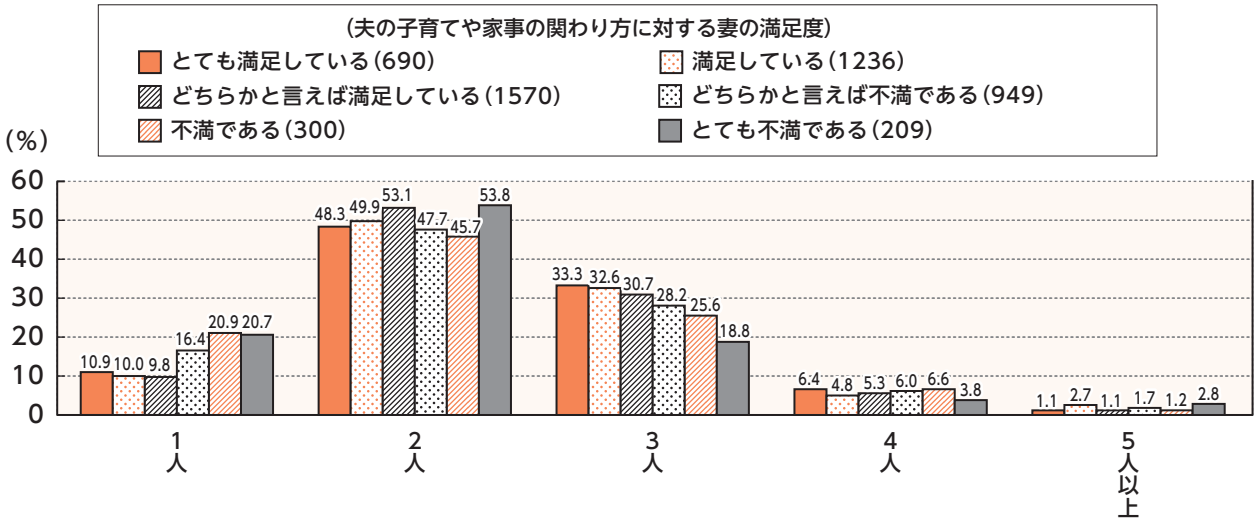
配偶者の子育てや家事の関わり方の評価について夫婦別にみると、「とても満足している」と「満足している」、「どちらかと言えば満足している」の合計は、夫では93.2％であるが、妻では69.6％である。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■妻の、夫の子育てや家事の関わり方に対する満足度と持てると思う子ども数（単数、第二群）

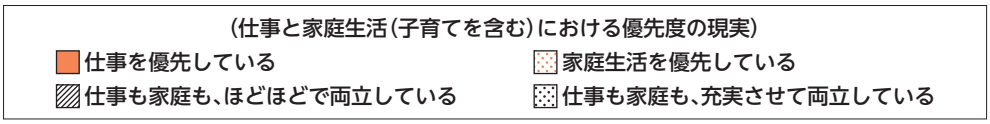
子育て世帯では、夫の子育てや家事の関わり方に対する妻の不満が強いと、妻の持てると思う子ども数が緩やかに減少する傾向が見られる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

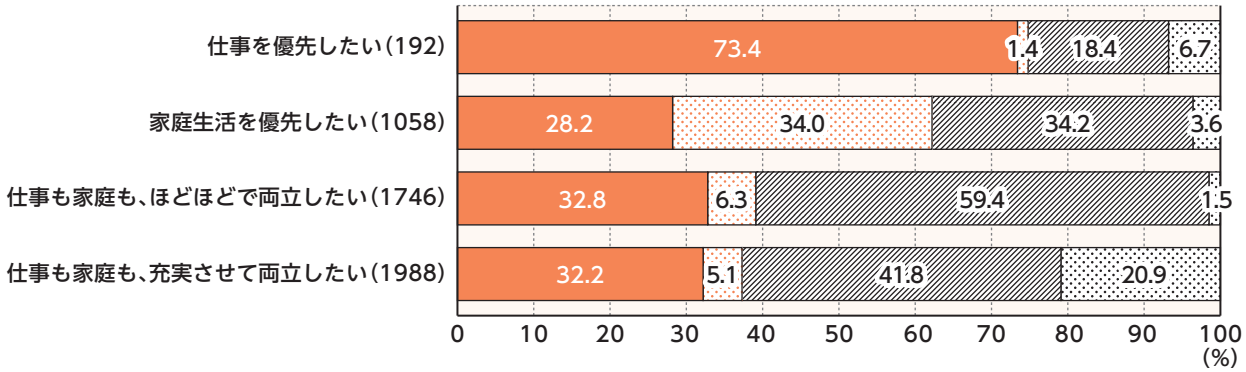
4　仕事と結婚・子育てとの両立

■仕事と家庭生活（子育てを含む）における優先度の理想と現実（単数、第一群）



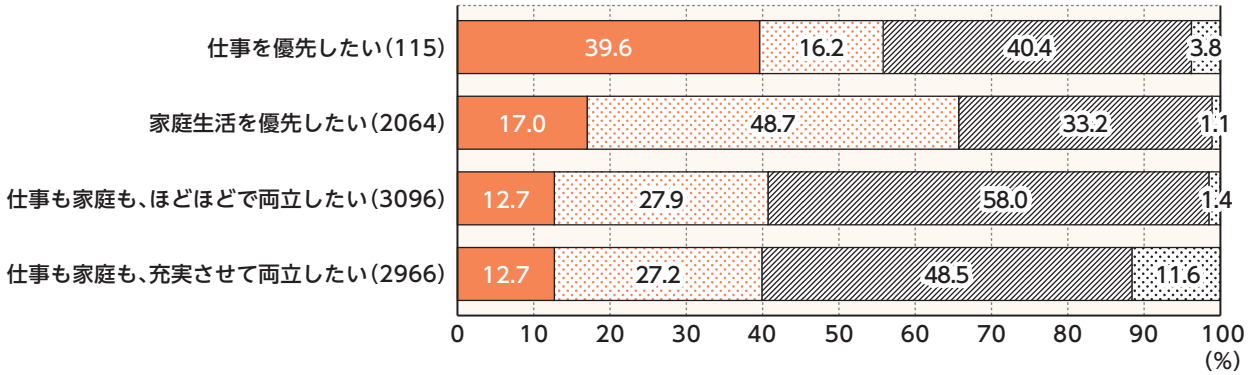
（男性）

（仕事と家庭生活（子育てを含む）における優先度の理想）



（女性）

（仕事と家庭生活（子育てを含む）における優先度の理想）

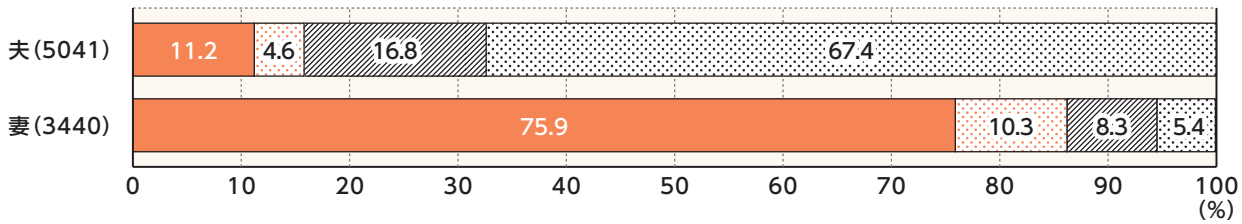


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■子育て世帯の育児休業の取得状況（単数、雇用者、第二群）

子育て世帯の育児休業の取得状況をみると、「取得した」と「取得したが、取得したかった期間よりも短かった」の合計は、夫で15.8%、妻で86.2%である。



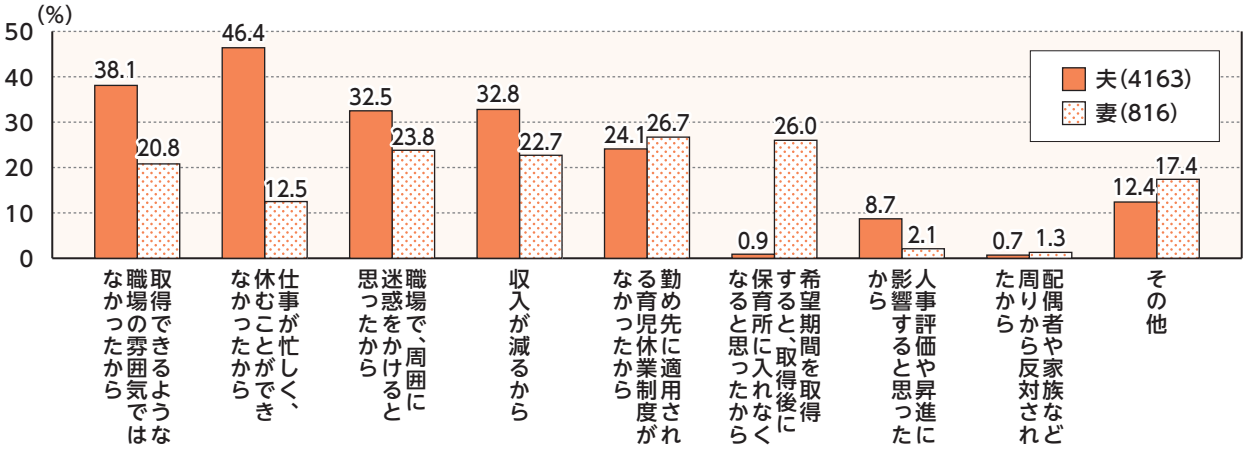


（注）自営業、役員、無職等の育児休業の非該当者を除く集計である

※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■育児休業が希望より短かった、取得できなかった、取得するつもりがなかった理由（複数、第二群）

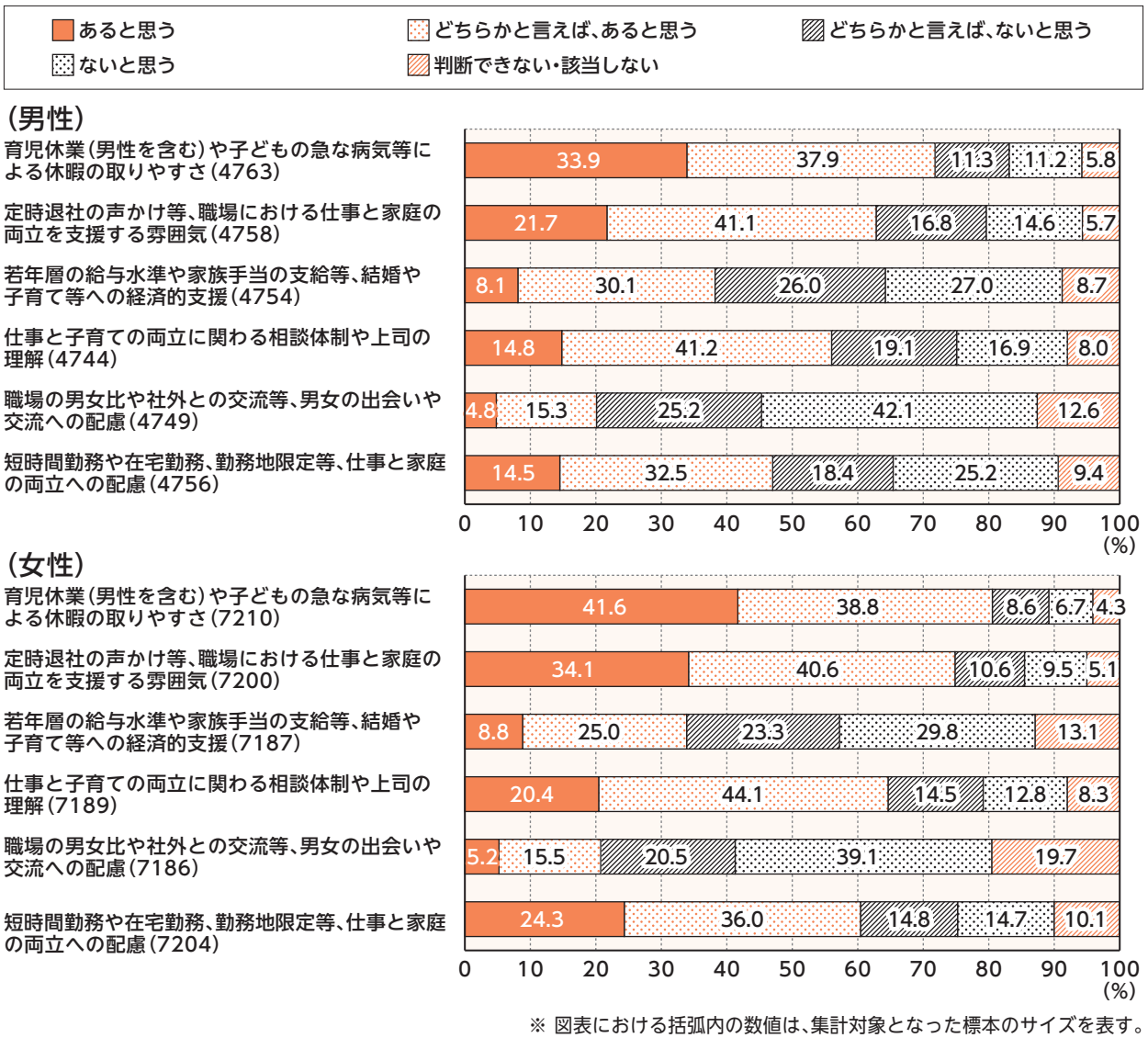
夫の「育児休業が希望より短かった」、「取得できなかった」、「取得するつもりがなかった」と回答した理由をみると、「仕事が忙しく、休むことができなかったから」が46.4％で最も多く、次いで「取得できるような職場の雰囲気ではなかったから」が38.1％となっている。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■職場における働く女性・男性への配慮（就業者、単数、第一群）

職場の実態の評価をみると、男女ともに、「若年層の給与水準や家族手当の支給等、結婚や子育て等への経済的支援」と「職場の男女比や社外との交流等、男女の出会いや交流への配慮」の肯定的評価は半数を下回る。

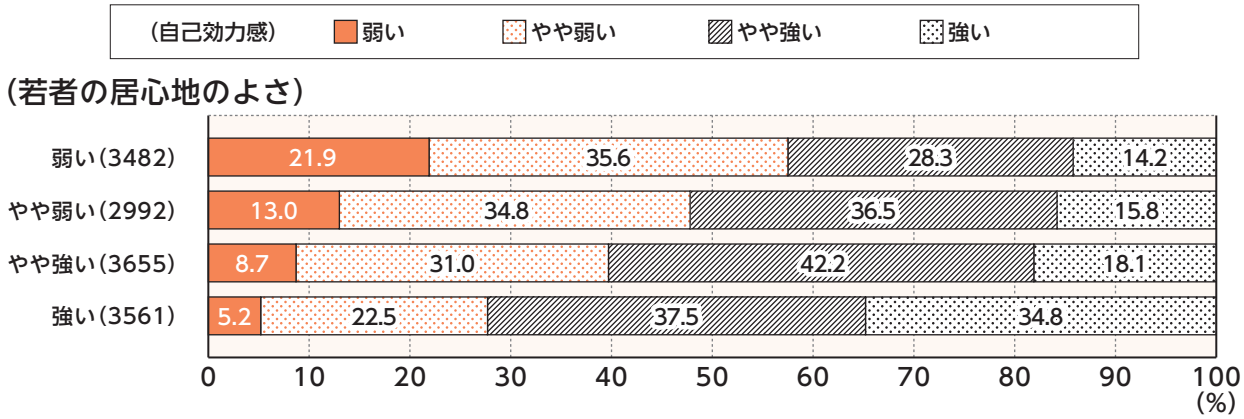


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

5　地域における「人々のつながり」の影響

■若者の居心地のよさと自己効力感（第一群）

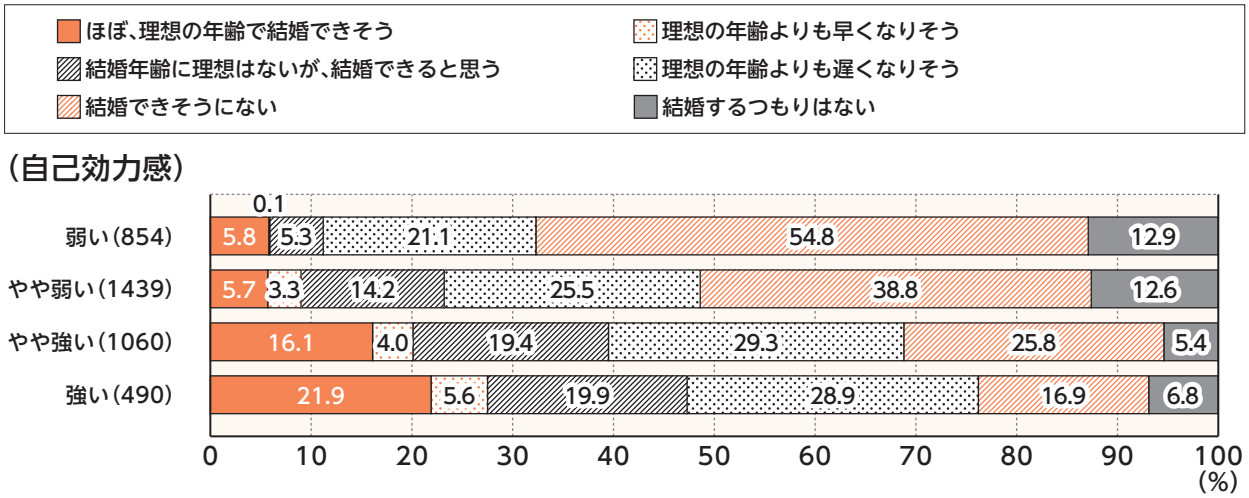
「若者の居心地のよさ」が強くなるほど、「自己効力感」（自分ならきっとうまくいくという感覚）が強くなる傾向が見られる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■自己効力感と結婚についての見通し（第一群）

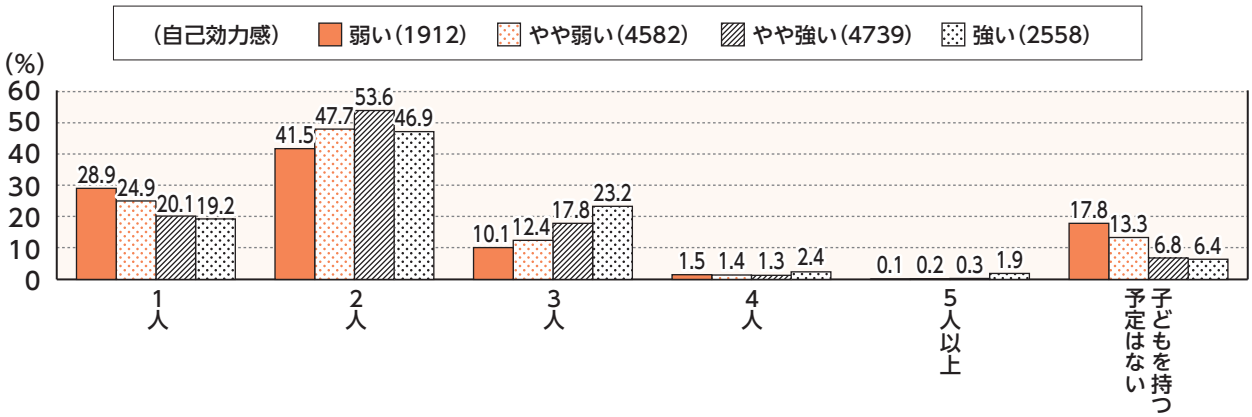
「自己効力感」が強くなるほど、結婚できそう（「ほぼ、理想の年齢で結婚できそう」、「理想の年齢よりも早くなりそう」、「結婚年齢に理想はないが、結婚できると思う」、「理想の年齢より遅くなりそう」の合計）と回答した者の割合が増加する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■自己効力感と持てると思う子ども数（第一群）

「自己効力感」が強くなると、持てると思う子ども数が多くなる傾向が見られる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」ができるまで

年月日		事　　項
2023 (令和5)年	9月～11月 10月～11月	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・子育てに関する意識調査(子どものいる世帯調査) ・結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査 青少年の意識等に関する調査 ・児童生徒編(小学生・中学生・高校生) ・青年編 ・保護者編
2024 (令和6)年	5月22日	第1回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2025」(仮称)骨子案 ・「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」の結果(概要) 第1回岡山県青少年問題協議会 ・役員等選出 ・次期「岡山県子ども・若者育成支援計画」
	9月2日 9月4日	第2回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」数値目標の実績報告等 ・県内保育所等の現状 ・少子化・子育て支援対策 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称) ・審議会の新設 第2回岡山県青少年問題協議会 ・「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」に係る数値目標の進捗状況 ・令和6年度岡山県子ども・若者育成支援施策 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称) ・審議会の新設
	11月13日 11月19日	第3回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案に関する子ども・若者からの意見聴取 第3回岡山県青少年問題協議会 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案に関する子ども・若者からの意見聴取
	11月27日 ～12月26日	おかやま県民提案制度(パブリック・コメント) 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案に関する子ども・若者からの意見聴取
2025 (令和7)年	2月10日 2月12日	第4回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(案) ・令和7年度の主な事業(予算要求状況) 第4回岡山県青少年問題協議会 ・「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(案)
	3月	「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」策定

子ども・子育て会議委員

（令和6年度 第1回～第4回 岡山県子ども・子育て会議開催時、50音順・敬称略）

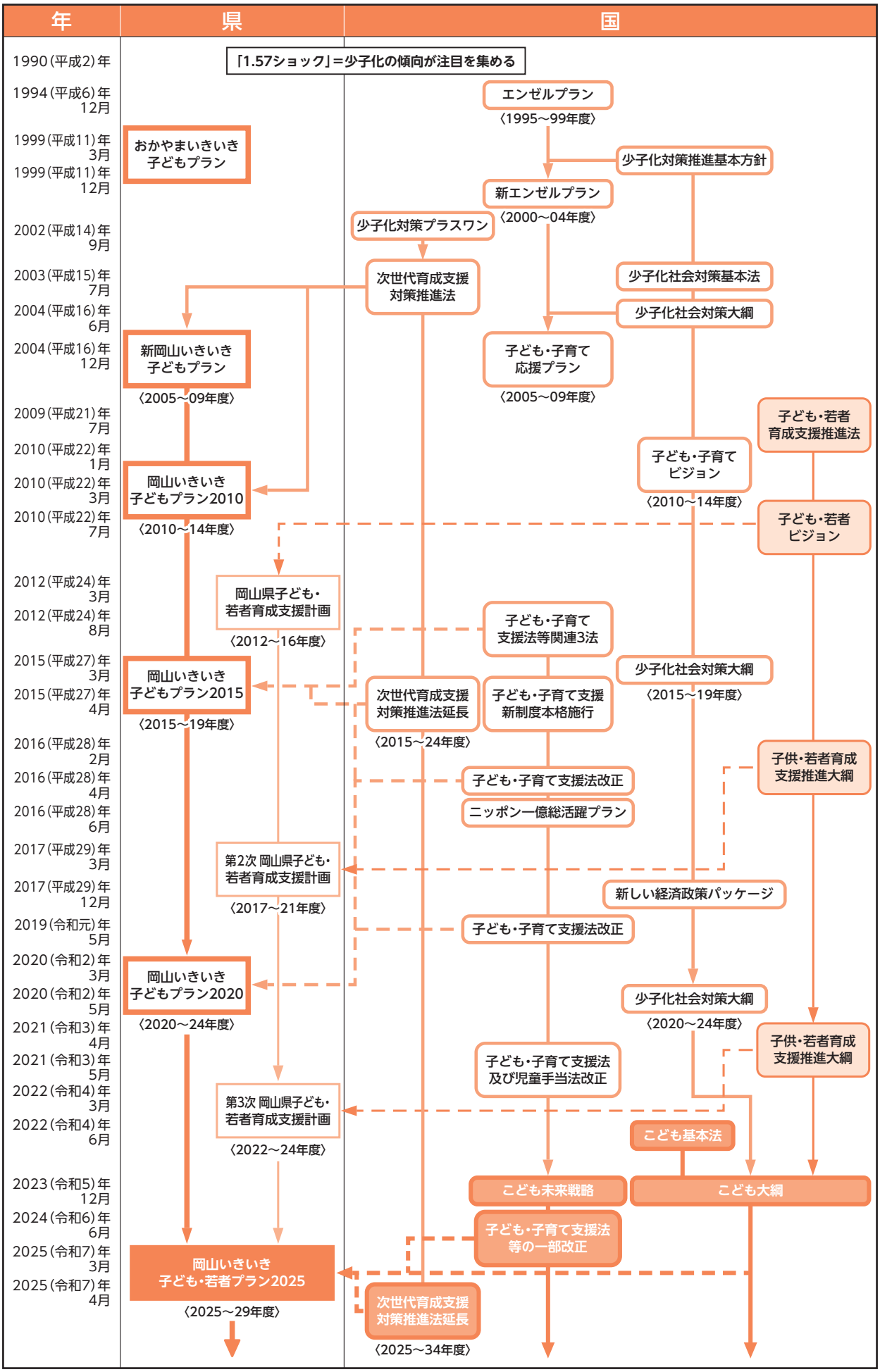
団体名等	職名	委員名
鏡野町子育て支援課	課長	金平 美和子
岡山県PTA連合会	会長	神田 敏和
子育て当事者（公募委員）	－	谷野 愛子
岡山県児童養護施設等協議会	副会長	津嶋 悟
All HEROs合同会社	代表	中山 芳一
浅口市教育委員会	教育次長	難波 勝敏（R6.11～）
岡山NPOセンター参画推進センター	所長	西村 こころ
岡山県保育協議会	会長	服部 剛司
岡山県愛育委員連合会	副会長	平田 国子
岡山県ものづくり女性中央会	副会長	牧 明奈
岡山県私立幼稚園連盟	理事長	光岡 美恵子
就実短期大学幼児教育学科	准教授	三好 年江
高梁市健康福祉部	部長	森 昌士（～R6.10）
岡山経済同友会教育プラットフォーム委員会	委員	山口 哲史
子育て当事者（公募委員）	－	横山 由佳
日本労働組合総連合会岡山県連合会	副会長	吉田 康文

青少年問題協議会委員

（令和6年度 第1回～第4回 岡山県青少年問題協議会開催時、50音順・敬称略）

団体名等	職名	委員名
岡山県子ども会連合会	会長	浅原 耕一
岡山保護観察所	所長	石田 清文
ガールスカウト岡山県連盟	副連盟長	居森 信枝
臨床心理士コラボオフィス目黒	臨床心理士	植山 起佐子
岡山弁護士会子どもの権利委員会	委員	宇都宮 和馬
岡山労働局	総務部長	榎本 俊一
岡山県議会	議員	大塚 愛
美咲町地域おこし協力隊	－	大橋 佳奈
岡山県PTA連合会	会長	神田 敏和
川崎医療福祉大学医療福祉学部	教授	進藤 貴子
岡山家庭裁判所	首席家庭裁判所調査官	田島 祐亮
日本ボーイスカウト岡山連盟	事務局次長	坪井 慈朗
岡山青年国際交流会	－	野上 裕美
岡山県青年団協議会	会長	花房 功基
岡山県私学協会	副会長	早瀬 直紀
岡山県高等学校長会	会長	藤岡 隆幸
（公社）岡山県青少年育成県民会議	副会長	藤原 佳代子
岡山県少年を守る母の会連合会	会長	藤原 弥榮子
岡山県中学校長会	－	三木 浩嘉
（一社）SGSG	常務理事	右田 貴子
岡山県少年警察協助員会連合会	会長	水舟 雪枝
国立大学法人岡山大学	理事	三村 由香里
（特非）志塾フリースクール岡山	理事長	村本 和孝

県及び国の少子化対策、子育て支援、子ども・若者育成支援計画等の推移



こども基本法（抄）

（令和4年法律第77号）
最終改正：令和6年6月26日

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本的施策（第九条―第十六条）
第三章　こども政策推進会議（第十七条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第二章　基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こども施策に関する基本的な方針

二　こども施策に関する重要事項

三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条　国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、
- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

↓

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

↓

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1　ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2　ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
○学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　　・不登校のこどもへの支援　　・校則の見直し　　・体罰や不適切な指導の防止　　・高校中退の予防、高校中退後の支援
○青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実　　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援　　・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
○子育てや教育に関する経済的負担の軽減
○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。
こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。
①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供　等）
○社会参画や意見表明の機会の充実
○多様な声を施策に反映させる工夫
○社会参画・意見反映を支える人材の育成
○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2　こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開　等）
○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3　施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使　等）
○数値目標と指標の設定
○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
○国際的な連携・協力
○安定的な財源の確保
○こども基本法附則第２条に基づく検討

子ども・若者育成支援推進法（抄）

（平成21年法律第71号）
最終改正：令和6年6月12日

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条）
第三章　子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条―第二十五条）
第四章　削除
第五章　罰則（第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二　子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三　子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四　子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五　子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六　教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七　修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章　子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条　子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条　政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2　子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二　子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ　教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ　子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ　第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三　子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五　子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六　子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七　子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3　こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条　都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）
第十条　国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）
第十一条　国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）
第十二条　国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）
第十三条　地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第十四条　国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章　子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）
第十五条　国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。
一　社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
二　医療及び療養を受けることを助けること。
三　生活環境を改善すること。
四　修学又は就業を助けること。
五　前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
六　前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
2　関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）
第十六条　関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
一　前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
二　相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
三　関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）
第十七条　国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）
第十八条　国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）
第十九条　地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。
2　地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）
第二十条　協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。
2　協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
3　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）
第二十一条　協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2　調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。
3　調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。
（子ども・若者指定支援機関）
第二十二条　協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。
2　指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。
（指定支援機関への援助等）
第二十三条　国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
2　国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
3　協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。
（秘密保持義務）
第二十四条　協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第二十五条　第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抄）

（平成25年法律第64号）
最終改正：令和6年6月26日

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本的施策（第九条―第十六条）
附則

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。
（基本理念）
第三条　こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
2　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
3　こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
4　こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
5　こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その

背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6　こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条　国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

第二章　基本的施策

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条　政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2　大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二　こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三　教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四　こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五　こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3　政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4　こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5　第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第十条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十二条　国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十三条　国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体の活動の支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第十六条　国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

一　こどもの貧困の実態

二　こどもの貧困に関する指標

三　貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方

四　こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方

五　地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年法律第65号）
最終改正：令和6年6月12日

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　子ども・子育て支援給付
　第一節　通則（第八条）
　第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）
　第三節　妊婦のための支援給付
　　第一款　通則（第十条の二―第十条の七）
　　第二款　妊婦給付認定等（第十条の八―第十条の十一）
　　第三款　妊婦支援給付金の支給（第十条の十二―第十条の十五）
　第四節　子どものための教育・保育給付
　　第一款　通則（第十一条―第十八条）
　　第二款　教育・保育給付認定等（第十九条―第二十六条）
　　第三款　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条―第三十条）
　第五節　子育てのための施設等利用給付
　　第一款　通則（第三十条の二・第三十条の三）
　　第二款　施設等利用給付認定等（第三十条の四―第三十条の十）
　　第三款　施設等利用費の支給（第三十条の十一）
第三章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等
　第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
　　第一款　特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条）
　　第二款　特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条）
　　第三款　業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）
　　第四款　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
　第二節　特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二―第五十八条の十二）
第四章　地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
第四章の二　仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）
第五章　子ども・子育て支援事業計画（第六十条―第六十四条）
第六章　費用等
　第一節　費用の支弁等（第六十五条―第六十八条の二）
　第二節　拠出金の徴収等（第六十九条―第七十一条）
　第三節　子ども・子育て支援納付金の徴収等
　　第一款　通則（第七十一条の二）
　　第二款　子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務（第七十一条の三）
　　第三款　子ども・子育て支援納付金の額等（第七十一条の四―第七十一条の七）
　　第四款　子ども・子育て支援納付金の徴収の方法（第七十一条の八―第七十一条の十三）
　　第五款　社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等（第七十一条の十四―第七十一条の二十五）
　　第六款　子ども・子育て支援特例公債の発行等（第七十一条の二十六―第七十一条の二十八）
　　第七款　雑則（第七十一条の二十九・第七十一条の三十）
第七章　市町村等における合議制の機関（第七十二条）
第八章　雑則（第七十三条―第七十七条）
第九章　罰則（第七十七条の二―第八十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条　国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第二章　子ども・子育て支援給付

第一節　通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条　子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第四節　子どものための教育・保育給付

第一款　通則

（子どものための教育・保育給付）

第十一条　子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

（報告等）

第十三条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

第五章　子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条　内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二　次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
四　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
二　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
三　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
四　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
五　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
六　前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
一　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
二　教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項
三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十三条　都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2　内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第六十四条　国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章　市町村等における合議制の機関

第七十二条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
二　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
三　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
四　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2　前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4　都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
二　当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定　公布の日

二　第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定　平成二十五年四月一日

三　附則第十条の規定　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四　附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（検討等）

第二条　政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二　政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

（財源の確保）

第三条　政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

（保育の需要及び供給の状況の把握）

第四条　国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成15年法律第120号）
最終改正：令和6年5月31日

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　行動計画
　第一節　行動計画策定指針（第七条）
　第二節　市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条―第十一条）
　第三節　一般事業主行動計画（第十二条―第十八条）
　第四節　特定事業主行動計画（第十九条）
　第五節　次世代育成支援対策推進センター（第二十条）
第三章　次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）
第四章　雑則（第二十二条・第二十三条）
第五章　罰則（第二十四条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）
第三条　次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。
（事業主の責務）
第五条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。
（国民の責務）
第六条　国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章　行動計画

第一節　行動計画策定指針

第七条　主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
2　行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
一　次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
二　次世代育成支援対策の内容に関する事項
三　その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
3　主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
4　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。
5　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　市町村行動計画及び都道府県行動計画

（都道府県行動計画）
第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。
2　都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
二　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
三　次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
3　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
4　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
5　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
6　都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
7　都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
8　都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
（都道府県の助言等）
第十条　都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
2　主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）
第十一条　国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
2　国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三章　次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条　地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（昭和39年法律第129号）
最終改正：令和4年6月22日

第一章　総則（第一条―第十条の二）
第二章　基本方針等（第十一条・第十二条）
第三章　母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条の五）
第四章　父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条の六―第三十一条の十一）
第五章　寡婦に対する福祉の措置（第三十二条―第三十五条の二）
第六章　福祉資金貸付金に関する特別会計等（第三十六条・第三十七条）
第七章　母子・父子福祉施設（第三十八条―第四十一条）
第八章　費用（第四十二条―第四十五条）
第九章　雑則（第四十六条・第四十七条）
第十章　罰則（第四十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条　全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2　寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2　国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（関係機関の責務）

第三条の二　第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第一項に規定する女性相談支援員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2　第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

3　第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

（自立への努力）
第四条　母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。
（扶養義務の履行）
第五条　母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。
2　母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。
3　国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第二章　基本方針等
（基本指針）
第十一条　内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
2　基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
一　母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
二　母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
三　都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
四　前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
3　内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
4　内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
（自立促進計画）
第十二条　都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
一　当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
二　当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
三　福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
2　都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。
3　都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。
4　都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
5　前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

岡山県子どもを虐待から守る条例

平成27年12月25日
岡山県条例第78号

前文
第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　予防（第十二条）
第三章　早期発見及び早期対応（第十三条―第十七条）
第四章　援助、指導及び支援（第十八条―第二十条）
第五章　人材の育成等（第二十一条―第二十四条）

附　則
子どもは社会の宝、活力の源、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。
しかし、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子どもの虐待が複雑・深刻化している。
子どもに対する虐待は、著しい人権の侵害であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、決して許されないことである。
こうした認識に立ち、虐待防止体制を充実し、早期発見から再発防止を図るとともに、虐待を受けた子どもに対し適切な援助等を行い、その健やかな成長を支え、虐待の連鎖を断つことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　子ども　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。

二　保護者　法第二条に規定する保護者をいう。

三　虐待　法第二条に規定する児童虐待をいう。

四　関係機関等　学校、児童福祉施設、病院その他の業務上子どもの福祉に関係のある機関及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他の職務上子どもの福祉に関係のある者をいう。

（基本理念）

第三条　虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2　子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益が考慮されなければならない。

3　子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まれなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「児童虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、市町村が実施する児童虐待防止施策を支援するよう努めなければならない。

（市町村の役割）

第五条　市町村は、児童虐待防止施策の推進に努めるとともに必要な体制を整備し、県及び関係機関等との連携に努めるものとする。

（県民の役割）

第六条　県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する児童虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第七条　保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう努めなければならない。

（関係機関等の役割）

第八条　関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

2　関係機関等のうち医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、子育てに関する保護者への助言等による虐待の予防に努めるものとする。

（連携及び協働）

第九条　県は、児童虐待防止施策の実施に当たっては、市町村、県が設置する保健所、児童相談所、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）、警察本部（警察署を含む。以下同じ。）及び関係機関の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等並びに地域において子どもの家庭的養護を担う里親及び里親の会のほか、虐待を予防する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

（行動計画）

第十条　知事は、毎年度、県が重点的に取り組むべき児童虐待防止施策に関する行動計画を策定するとともに、その実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2　知事は、前項の行動計画の策定に当たっては、関係機関等に対し、児童虐待防止施策に関する必要な報告を求めることができる。

（啓発活動）

第十一条　県は、子どもの虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第二章　予防

第十二条　県は、虐待予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談対応の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

2　県は、虐待予防に資するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村（岡山市を除く。第二十三条において同じ。）及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

第三章　早期発見及び早期対応

（早期発見）

第十三条　県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家族その他の者が相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

（通告に係る対応等）

第十四条　児童相談所長（県が設置する児童相談所の長に限る。以下同じ。）は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを原則とした法第八条第二項の安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

2　虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、安全確認措置に協力しなければならない。
3　児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、市町村の職員、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、虐待を受けた子どもが生活する住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のためにその協力が必要な者に対し、協力を求めるものとする。
4　前項の規定により児童相談所長から協力を求められた者は、安全確認措置に協力するよう努めるものとする。
（通告等に係る体制の整備等）
第十五条　県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。
2　県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。
（安全の確認及び確保に関する協力）
第十六条　知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。
2　児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を加えるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。
（情報の共有）
第十七条　県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察本部その他の県の関係機関（以下この条において「県の関係機関」という。）、市町村及び関係機関等との間並びに県の関係機関相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章　援助、指導及び支援
（虐待を受けた子どもに対する援助）
第十八条　県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、虐待を受けた子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。
（虐待の連鎖を断つ援助）
第十九条　県は、虐待を受けた子どもが親となったとき、虐待を行うことのないよう、その成長過程において適切な予防的ケアを受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
2　県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成することができるよう、当該保護者に対し、親子の再統合に向けた必要な指導及び援助を行うものとする。
3　県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等において子どもたちがより家庭的な環境で生活できるよう施設職員の資質向上に取り組むものとする。
4　県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、一時里親制度の充実等に努めるものとする。
（子ども自身による安全確保への支援）
第二十条　県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、子どもに対し、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

第五章　人材の育成等
（人材等の育成）
第二十一条　県は、市町村及び関係機関等において子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。
2　県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、当該活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。
（調査研究）
第二十二条　県は、子どもを虐待から守る取組をより効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。
（要保護児童対策地域協議会への支援）
第二十三条　県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。
（財政上の措置等）
第二十四条　県は、児童虐待防止施策を推進するため必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

附　則
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県青少年健全育成条例

昭和52年6月16日
岡山県条例第29号

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　推奨及び表彰（第七条・第八条）
第三章　有害環境の規制（第九条―第十八条）
第四章　青少年に対する不健全行為の禁止（第十九条―第二十四条）
第五章　インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止（第二十五条）
第六章　県民総参加による青少年をとりまく環境の整備（第二十六条―第三十条）
第七章　その他（第三十一条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二　青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければならない。

2　青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もつて自立した社会人として成長するよう配慮されなければならない。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　青少年　満十八歳に満たない者をいう。

二　保護者　親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。

三　図書　書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真（印刷されたものを含む。第十条第三項において同じ。）、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声が記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。

四　興行　映画、演劇、音楽、演芸、見せ物、紙芝居その他の興行をいう。

五　がん具　がん具及びこれに類するものをいう。

六　刃物　刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）及びこれに類するものをいう。

七　利用カード　テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。

八　広告物　屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

九　テレホンクラブ等営業　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

十　自動販売機　物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

十一　販売等　販売、頒布、贈与、交換又は貸付けをいう。

十二　有害薬品類等　薬品類及び有機溶剤並びにこれらを含有する物で、催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有するものをいう。

十三　深夜　午後十一時から翌日の午前五時までの時間をいう。

（県の責務）

第三条　県は、県民、市町村、関係機関、関係団体等との協働のもとに、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を積極的に講ずるものとする。

（県民の責務）

第四条　すべて県民は、青少年の健全な育成を図ることが県民ひとりひとりの責務であることを深く認識し、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境及び行為から青少年を守るとともに、良い環境をつくるよう努めなければならない。

（保護者等の責務）

第五条　保護者は、青少年を健全に育成することが保護者本来の責務であることを強く自覚し、自らが青少年の模範となるよう努めるとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2　家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい家庭を築くとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（地域住民の責務）

第五条の二　地域住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

（適用上の注意）

第六条　この条例の適用に当たつては、第一条の目的を逸脱し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第二章　推奨及び表彰

（優良図書等の推奨）

第七条　知事は、図書、興行及びがん具で、その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。

（表彰）

第八条　知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

一　青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

二　青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの

三　営業者又はその団体で、第一条の目的に従い自主的規制等を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

第三章　有害環境の規制

（営業者等の自主規制）

第九条　図書を取り扱う業者、興行を主催する者、がん具、刃物、薬品類、利用カードその他の物品を販売する者、広告物を掲示し、又は管理する者、遊技場を営む者、テレホンクラブ等営業を営む者その他営業を営む者は、相互に協力し、青少年の健全な育成を害さないよう自主的な措置を講じなければならない。

2　自動販売機により物品を販売する者は、青少年の健全な育成を害さないよう収納物品、設置場所、営業時間等について配慮するとともに、利用上の注意を表示しなければならない。

（図書の指定及び販売の禁止等）

第十条　知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

2　知事は、図書の内容の全部又は大部分（販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部）にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

3　次の各号のいずれかに該当する図書（第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつてはその内容が、第三号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、第一項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。

一　書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が二十以上のもの又はページの総数の五分の一以上を占めるもの

二　コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が別に定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上のもの

三　表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書

四　卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの

五　図書の制作又は販売を行う者の組織する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが不適当であると認めた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

4　第一項、第二項及び前項第五号の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞に公示することにより行うことができる。

5　図書を取り扱う業者は、青少年に、第一項又は第二項の規定による指定を受けた図書及び第三項各号のいずれかに該当する図書（以下「有害図書」という。）の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませてはならない。

6　何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませてはならない。

7　知事は、有害図書が第一項の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

8　前項の指定の取消しは、県公報に公示することにより行う。

（有害図書の区分陳列等）

第十条の二　図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。

2　図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。

3　知事は、第一項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。

4　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。

5　前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合については、適用しない。

（多指定刊行物の公表等）

第十一条　知事は、定期的に刊行される書籍、雑誌その他の刊行物で、第十条第一項の指定を過去一年間に十回以上受けたものの名称及び発行者を公表するものとする。

2　図書を取り扱う業者は、前項の規定により公表された書籍、雑誌その他の刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。

（不健全図書の取扱い）

第十一条の二　図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの（第二十七条第一項において「不健全図書」という。）を青少年に販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

一　性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

二　粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

三　自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

四　心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

五　図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認めた図書で、その旨が表示されているもの

（図書の自動販売機の設置の届出等）

第十一条の三　図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、設置する自動販売機ごとに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　自動販売機を設置しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　自動販売機の設置場所並びに当該設置場所の提供者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

三　次条第一項に規定する管理者の氏名及び住所

四　次条第二項に規定する権限を付与した旨

五　その他知事が別に定める事項

2　前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書の販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3　第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機を設置したときは、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

4　前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

（図書の自動販売機の管理者の設置）

第十一条の四　図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、設置する自動販売機ごとに当該自動販売機を適正に管理するための管理者を置かなければならない。

2　前項に規定する管理者は、当該自動販売機を設置する市町村の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であつて、自動販売機を設置している者が自ら有害図書の除去その他の必要な措置を行うことができない場合に自動販売機を設置する者に代わり当該措置を行うことができる権限を有するものでなければならない。

（自動販売機による図書の販売の制限）

第十一条の五　自動販売機により図書を販売する者は、当該自動販売機に有害図書を収納してはならない。

2　自動販売機により図書を販売する者又は前条第一項に規定する管理者は、現に収納されている図書が第十条第一項又は第二項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書を除去しなければならない。

3　知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定に違反している者に対し、有害図書の除去を命ずることができる。

（適用除外）

第十一条の六　第十一条の三第一項、第十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定は、自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、これを適用しない。

（有害興行の指定及び観覧禁止）

第十二条　知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せないようにするため当該興行を指定することができる。

2　前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、緊急やむをえないと認めるときは、当該興行を主催する者に対する通知によつて行うことができる。

3　第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、青少年に当該興行を見せてはならない。

4　第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、知事が別に定めるところにより、当該興行を行う期間中、入場しようとする者の見やすい場所に、当該興行が第一項の規定による指定を受けたものである旨及び青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

5　第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けた興行について準用する。

（深夜における興行場等への入場禁止）

第十三条　興行を主催する者及び設備を設けて客に遊技、図書の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が別に定めるものを営む者（次項において「興行者等」という。）は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2　深夜において興行又は前項の営業が行われる場合は、興行者等は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

（有害施設等への入場禁止）

第十四条　次に掲げる営業（法第二条第一項第五号又は同条第六項第四号若しくは第五号の営業を除く。）で、青少年の健全な育成を害するおそれがあるものとして知事が別に定めるものを営む者は、青少年を当該営業を営む施設又は場所に入場させてはならない。

一　設備を設けて主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業

二　設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

三　主として性に関する器具、がん具その他の物品を販売する営業

2　前項の営業を営む者は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

（有害がん具等の指定及び販売の禁止等）

第十五条　知事は、がん具又は刃物の構造又は機能が人体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認めるときは、青少年にこれを所持させないようにするため当該がん具又は刃物を指定することができる。

2　前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。

3　がん具又は刃物を販売する者は、青少年に第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物の販売等をしてはならない。

4　何人も、第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物を青少年に所持させてはならない。

5　第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物について準用する。

（自動販売機によるがん具等の販売の制限）

第十五条の二　自動販売機により避妊用具（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一に規定する衛生用品のうち知事が別に定めるもの（次条において「指定避妊用具」という。）を除く。）その他主として性に関する器具又はがん具で知事が別に定めるものを販売する者は、当該自動販売機を店内であつて常時監視することができ、かつ、店外から購入することができない場所以外の場所に設置してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

2　知事は、前項の規定に違反している者に対し、自動販売機の設置場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（自動販売機による指定避妊用具の販売に係る制限等）

第十五条の三　自動販売機により指定避妊用具を販売する者（次項において「指定避妊用具自動販売機業者」という。）は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設、遊園地、公園等及びこれらの周辺に、指定避妊用具を収納する自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

2　指定避妊用具自動販売機業者は、指定避妊用具を収納する自動販売機に指定避妊用具以外の商品を収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

（有害薬品類等の販売の禁止等）

第十六条　何人も、青少年に有害薬品類等で知事が別に定めるものの販売等をしてはならない。ただし、青少年の健全な育成を害するおそれがないとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

2　前項の有害薬品類等を取り扱う業者は、当該有害薬品類等が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。
3　知事は、前項の規定に違反している者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。
（利用カードの販売の届出等）
第十六条の二　利用カードを販売しようとする者（次条第一項ただし書に規定する場合において、利用カードを販売するために自動販売機を設置しようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、公安委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、利用カードを販売する施設（次条第一項ただし書に規定する場合にあつては、設置する自動販売機。以下「利用カード販売所」という。）ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。
一　利用カードを販売しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
二　利用カード販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所
三　その他公安委員会規則で定める事項
2　前項の規定による届出をした者（以下「利用カード販売者」という。）は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、公安委員会規則の定めるところにより、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。
3　利用カード販売者（次項に規定する者を除く。）は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を当該利用カード販売所の見やすい箇所に表示しなければならない。
4　自動販売機により利用カードを販売する利用カード販売者は、第一項の届出に係る自動販売機を設置したときは、公安委員会規則の定めるところにより、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。
5　前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。
（自動販売機への利用カードの収納の制限）
第十六条の三　何人も、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。
2　公安委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。
（利用カードの販売等の禁止等）
第十六条の四　何人も、青少年に利用カードの販売等をし、又はテレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧その他の方法により伝達してはならない。
2　利用カード販売者は、利用カードを販売するときは、あらかじめ、青少年には利用カードの販売等をすることができない旨、青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨及びテレホンクラブ等営業に係る会話（法第二条第九項に規定する会話をいう。）の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を客に周知しなければならない。
3　公安委員会は、前項の規定に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができる。
（有害広告物等の規制）
第十七条　知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。
2　何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。
一　法第三十一条の十三第一項又は法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物を表示すること。
二　広告制限区域等において、人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。
三　前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。
四　広告制限区域等以外の地域において、人の住居（青少年が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること。
五　前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。
六　前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法
3　公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条第一項及び第三十六条において「代理人等」という。）が前項の規定に違反したときは、当該利用カード販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができる。
4　公安委員会は、第二項の規定に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、何人により当該広告物が表示されたかにかかわらず、当該広告物に係る利用カード販売者に対し、当該広告物の除去を命ずることができる。
（利用カードの販売の停止）
第十八条　公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条の罪若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定する罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）をしたとき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、又は利用カード販売者が第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつたときは、当該利用カード販売者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。
2　公安委員会は、前項の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岡山県行政手続条例（平成七年岡山県条例第三十号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
3　公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、岡山県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
4　前項の通知を岡山県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。
5　第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四章　青少年に対する不健全行為の禁止

（非行助長行為の禁止）

第十九条　何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

2　何人も、青少年を構成員の全部又は一部として著しい非行を行う集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

（淫行及びわいせつ行為の禁止）

第二十条　何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2　何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第二十条の二　何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第三十五条第五項において同じ。）の提供を求めてはならない。

（有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止）

第二十一条　何人も、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用、飲酒、喫煙等青少年の健全な育成を害する行為が行われ、又は行われるおそれがあることを知つて、青少年に対し、場所を提供し、又は周旋してはならない。

2　知事は、青少年が前項の行為を行い、又は行うおそれがあると認められる施設があるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し管理方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

（深夜外出の制限）

第二十二条　保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。

2　何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3　深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

（いれずみを施す行為の禁止）

第二十三条　何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

（勧誘行為の禁止）

第二十三条の二　何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一　接待飲食等営業（法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。）又は性風俗関連特殊営業（法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

二　接待飲食等営業（法第二条第一項第一号に該当する営業に限る。）の客となるよう勧誘すること。

（着用済み下着の買受け等の禁止）

第二十三条の三　何人も、青少年から青少年が着用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買い受け、若しくは売却するよう勧誘し、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

（質受及び買受の禁止）

第二十四条　質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する者をいう。）は、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつてはならない。

2　古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する者をいう。）は、正当な理由がある場合を除き、青少年から同条第一項に規定する古物（前条に規定する下着を除く。以下この項において同じ。）を買い受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

第五章　インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

第二十五条　青少年のインターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止に関しては、岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号）の定めるところによる。

第六章　県民総参加による青少年をとりまく環境の整備

（青少年育成県民運動）

第二十六条　県民は、相互に連携し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

一　青少年の健全な育成を害する環境の浄化

二　非行少年の早期発見及び善導

三　青少年の自主的活動の育成及び助長

四　明るい家庭づくりのための啓発

五　その他青少年の健全育成活動

2　県民は、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めたとき又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、少年補導センター又は警察署へ通報しなければならない。

（保護者の役割）

第二十七条　保護者は、この条例の趣旨にのつとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテレホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るビラ等を受け取らないよう監督する等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなければならない。

2　保護者は、常に青少年と意思の疎通を図り、青少年が自己の心身鍛練のための体育、文化、地域活動等に自主的に参加するよう配慮するとともに、青少年に有益な図書、興行、その他文化財等に接する機会を与える等青少年の健全な育成にとつて良好な生活環境を助長するよう努めなければならない。

（学校における措置）

第二十八条　学校の長（以下この条において「校長」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、学校における児童生徒の指導の充実を

図るとともに、児童生徒を有害な環境から守り、健全に育成するよう努めなければならない。
2　児童生徒の非行があつたときは、校長は、保護者と協力して当該児童生徒に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じて、少年補導センター、警察署等の機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じなければならない。
3　県及び市町村の教育委員会は、前二項に関する事項について、校長に対し適切な指導及び助言を行うものとする。
（関係職員の義務）
第二十九条　教育、福祉その他青少年の保護育成のための業務に従事する職員は、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を行つていると認められる者に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。
2　前項の職員は、この条例の目的に反する行為を行つていると認められる青少年に対しその非をさとすことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は少年補導センターに通報する等適切な措置をとらなければならない。
（旅館業者等の通報）
第三十条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業、同条第六項に規定する住宅宿泊管理業、貸家業又は貸間業を営む者は、その管理する施設において、青少年が暴行、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用等を行い、又はこれらの行為による被害を受けていると認めるときは、速やかに保護者、少年補導センター又は警察署に通報しなければならない。その挙動から判断して家出をしていると認められる青少年が宿泊し、又は居住しているときも、同様とする。

第七章　その他

（審議会への諮問）
第三十一条　知事は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ岡山県青少年健全育成審議会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県青少年健全育成審議会をいう。以下この条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、審議会の意見を聴かないで当該行為をすることができる。
一　第七条の規定による推奨
二　第十条第一項、第二項若しくは第七項、第十二条第一項若しくは第五項又は第十五条第一項若しくは第五項の規定による指定及びその取消し
三　第十条第三項第一号から第四号までの規定による定め
四　第十条第三項第五号の規定による指定
五　第十条の二第一項の規定による定め
六　第十七条第一項の規定による措置命令
2　知事は、前項ただし書の規定により当該行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。
3　知事は、第一項の規定により審議会の意見を聴く場合において、自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、あらかじめ当該団体の意見を聴くものとする。
（立入調査）
第三十二条　知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者（第三項において「立入調査員」という。）に、営業時間内において、書店、興行場、利用カード販売所その他の営業所（自動販売機の設置場所を含む。）に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。
2　前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
3　立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（指定等の要請）
第三十三条　何人も、第七条の規定により推奨をし、第十条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定により指定をし、又は第十七条第一項の規定により規制をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に要請することができる。
（命令違反等の公表）
第三十四条　知事は、この条例の規定に基づく勧告又は命令に従わなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。
（罰則）
第三十五条　第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2　第二十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
3　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第十九条又は第二十三条の規定に違反した者
二　第十八条第一項の規定による命令に従わなかつた者
4　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　常習として第十条第五項の規定に違反した者
二　常習として第十一条の五第一項又は第二項の規定に違反した者
三　前号に該当する者で第十一条の五第三項の規定による命令に従わなかつた者
四　第二十条第二項の規定に違反した者
5　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第五項、第十一条の五第一項若しくは第二項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項（第三号（青少年に対するビラ等の頒布に限る。）又は第五号に係るものに限る。第七項において同じ。）、第二十二条第二項又は第二十三条の二から第二十四条までの規定に違反した者
二　第十条の二第四項、第十一条の五第三項、第十五条の二第二項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条第一項、第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつた者
三　第二十条の二の規定に違反して、次に掲げるいずれかの行為を行つた者
イ　青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
ロ　青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し財産上の利益を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

6　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第十条の二第二項、第十二条第四項、第十三条第二項又は第十四条第二項の規定に違反した者
二　第十一条の三第一項若しくは第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　第十一条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第十六条の二第三項若しくは第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
四　第三十二条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
7　第十条第五項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十六条第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項、第十九条から第二十条の二まで、第二十一条第一項、第二十二条第二項又は第二十三条から第二十四条までの規定に違反した者は、当該青少年の年令を知らないことを理由として、第一項から第五項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年令を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第三十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（その他）

第三十七条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則（抄）

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

平成23年3月16日
岡山県条例第23号

（目的）

第一条　この条例は、インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、並びに県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、もって青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　青少年　満十八歳に満たない者をいう。
二　保護者　親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
三　事業者等　携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者、インターネットと接続する機能を有する端末設備（以下「端末設備」という。）の販売、頒布若しくは貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者、端末設備を公衆の利用に供する者又はインターネット接続役務提供事業者（法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）をいう。
四　有害情報　インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。
五　青少年有害情報フィルタリングソフトウェア　法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。
六　青少年有害情報フィルタリングサービス　法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。
七　インターネットリテラシー　青少年自らが、主体的に端末設備を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。
2　前項第四号の有害情報を例示すると、次のとおりである。
一　犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
二　人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
三　殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

（取組の基本方針）

第三条　青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための取組は、次に掲げる事項を基本とするものとする。
一　青少年にモラル及びマナーをもってインターネットの情報を活用するようインターネットリテラシーに関する教育を行うこと。
二　青少年に有害情報の閲覧をさせないこと。

（県の責務）

第四条　県は、市町村等との協働のもとに、前条に規定する取組の基本方針（以下「取組方針」という。）に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の責務）

第五条　保護者は、取組方針に基づき、その監護する青少年について、インターネットの利用状況を把握するとともに、インターネットリテラシーに関する教育及び有害情報による当該青少年の被害防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2　保護者は、前項の措置を講ずるために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

3　保護者は、インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生ずることに特に留意するものとする。

（事業者等の責務）

第六条　事業者等は、取組方針に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な措置を講ずるとともに、第九条に規定する県の施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第七条　県民は、取組方針に基づき、地域社会における活動を通じて青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止に寄与するよう努めなければならない。

（青少年の取組）

第八条　青少年は、インターネットリテラシーの習得に努めるとともに、インターネットを利用するに際しては、有害情報の閲覧をすることなく、かつ、日常の生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用しないよう努めなければならない。

（県の施策）

第九条　県は、青少年、保護者、事業者等及び県民に対し、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及、情報及び学習の機会の提供その他の事業を推進するものとする。

2　県は、青少年のインターネットリテラシーの習得のため、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットリテラシーに関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（事業者等の取組）

第十条　事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者若しくは役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者又は携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の販売等を業とする者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約を締結しようとする場合において、当該携帯電話端末等を青少年が利用することが見込まれるときは、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他規則で定める事項を書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）により当該販売等の相手方に対し説明しなければならない。

2　事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、当該青少年が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないときは、その間、次条第二項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。

3　事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることなく特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この項において同じ。）の販売等をする場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、次条第三項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。

4　事業者等のうち、端末設備の販売等を業とする者は、端末設備の販売等（携帯電話インターネット接続役務の提供に係るものを除く。）をする場合において、当該端末設備を青少年が利用することが見込まれるときは、青少年が有害情報の閲覧をすることがないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに係る情報その他の必要な情報を提供するとともに、端末設備に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを備えるよう勧奨に努めなければならない。ただし、規則で定める端末設備の販売等をする場合は、この限りでない。

5　事業者等のうち、端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年に有害情報の閲覧をさせないよう努めなければならない。

6　事業者等のうち、インターネット接続役務提供事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報の閲覧をすることがないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（保護者の取組）

第十一条　保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けるときは、当該青少年による有害情報の閲覧を防止するため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させること及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることに努めなければならない。

2　保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。

3　保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

（県民の取組）

第十二条　県民は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報と認められるものの閲覧をさせないよう努めなければならない。

（学校の取組）

第十三条　学校の長は、児童生徒等に対してインターネットリテラシーに関する教育を実施するとともに、有害情報による児童生徒等の被害防止を図るよう努めなければならない。

（関係職員の義務）

第十四条　青少年によるインターネットの適切な利用の推進に係る業務に従事する職員は、青少年のインターネットの適切な利用の推進を害するおそれのある行為を行っていると認められる者に対し適切な指導又は助言を行わなければならない。

（指導及び勧告）

第十五条　知事は、第十条第一項に規定する説明又は同条第二項及び第三項に規定する保存を行っていないと認められる事業者等に対し、当該説明又は保存を行うよう指導し、又は勧告することができる。

（立入調査等）
第十六条　知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者（第三項において「立入調査員」という。）に、営業時間内において、事業者等の営業所に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。
2　前項の規定による立入調査等は、必要かつ最小限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
3　立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（公表等）
第十七条　知事は、事業者等が第十五条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
2　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。
（罰則）
第十八条　第十六条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。
（両罰規定）
第十九条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（規則への委任）
第二十条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（抄）
（施行期日）
1　この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
2　民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

岡山県家庭教育応援条例

令和4年3月22日
岡山県条例第29号

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの健やかな育ちの基盤を作るために極めて重要である。子どもは、親や保護者との愛情や絆、家庭での触れ合い等を通じ、基本的な生活習慣や自立心、自制心、社会のルール等を身に付け、知・徳・体の調和のとれた人格を形成する。
近年、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容や、経済的な問題など社会環境が変化していく中で、暮らしにゆとりのない家庭が増えつつある。また、地域のつながりの希薄化等を背景として、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうこともある。このような家庭を取り巻く環境の様々な変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が大きな問題となっている。
岡山県では、これまでも家庭教育を支援する取組を行っているが、複雑かつ多様化する社会環境に対応した支援を行うためには、今こそ、各関係者が連携を図り、各家庭の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支えていくことが必要である。
そこで、地域の宝であり、未来への希望である子どもたちのため、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう社会全体で応援する「家庭教育応援県岡山」の実現を目指し、ここに条例を制定する。

（目的）
第一条　この条例は、家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）を総合的に推進し、保護者が学び、成長していくこと及び子どもが将来親になる選択をした場合のために学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達に寄与することを目的とする。
（定義）
第二条　この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）が、その子どもに対して行う教育をいう。
2　この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいう。
3　この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。
4　この条例において、「地域活動団体」とは、地域的な共同活動を行う団体をいう。
（基本理念）
第三条　家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭における自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行わなければならない。

2　家庭教育の支援は、一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に十分配慮して行わなければならない。
3　家庭教育の支援は、幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ幼児期に重点を置いて行わなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもに関わる各部署が家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2　県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むこととし、保護者及び子どもの障害の有無、ひとり親家庭の存在、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮するものとする。

（市町村との連携等）

第五条　県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施するときは、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第六条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努めるものとする。
2　保護者は、家庭教育を充実させるため、学校等と連携するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第七条　学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、地域活動団体等と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努めるものとする。
2　学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第八条　地域住民は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して、家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を伝えることを通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。
2　地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。
3　地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第九条　事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
2　事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進等）

第十条　県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、及び協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るとともに、県民皆で支え合う環境づくりを推進するものとする。

（保護者の学びの支援）

第十一条　県は、保護者の学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて重視すべき家庭教育の内容、子育ての知識その他の保護者として必要なことを学ぶこと、互いに交流すること等をいう。次項において同じ。）を支援する学習方法の開発及び普及を図るものとする。
2　県は、保護者の学びの機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

（親になる選択をした場合のための学びの支援）

第十二条　県は、親になる選択をした場合のための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になる選択をした場合のために学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習方法の開発及び普及を図るものとする。
2　県は、親になる選択をした場合のための学びの機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

（人材養成等）

第十三条　県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成、資質の向上及び相互の連携を推進するものとする。

（相談体制の整備等）

第十四条　県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第十五条　県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育において保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるとともに、意識を高めるための広報及び啓発を行うものとする。

（財政上の措置）

第十六条　県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（公表）

第十七条　県は、毎年度、県の家庭教育支援施策の実施状況を公表するものとする。

（家庭教育を応援する日）

第十八条　県は、家庭教育を充実させるため、岡山県家庭教育応援の日（十一月の第三日曜日）を定め、家庭教育についての県民の関心及び理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

附　則

（施行日）

1　この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（検討）

2　県は、この条例の施行後三年を超えない期間ごとに、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

各種法令等による子ども・若者の年齢区分（R7.4～）

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
	特定少年	18歳、19歳の者
刑法	責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	満18歳未満の者
	乳児	満１歳未満の者
	幼児	満１歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の３月31日が終了するまでの者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法令上の規定なし
こども大綱	こども	おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	学童期	小学生年代
	思春期	中学生年代からおおむね18歳まで
	青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満のポスト青年期の者
	若者	思春期及び青年期の者



詳しくはこちら

県では、様々なテーマについて、
子どもや若者のみなさんからの意見を
募集しています。

みんなが
星をつかめ
ますように！と。





幅広い少子化対策を身近に感じてもらうため、小学生から募集したキャラクターを広報等に活用しています。

岡山いきいき子ども・若者プラン2025　令和7年3月発行 ｜ 岡山県子ども・福祉部　子ども未来課
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6　TEL（086）226-7347　FAX（086）226-7902　URL https://www.pref.okayama.jp/